



農業経営支援策
活用カタログ
2026

MAFF
農林水産省

カタログ利用の手引き

本カタログでは農業を営まれる方の経営発展に役立つ主な支援策を紹介しします。

中項目番号：
項目毎に番号をつけています。

対象者タブ①：支援対象（個人、法人、サービス事業体、集落営農、地域）に応じて色をつけています。
※事業ごとに定義は異なりますので、詳細は担当課にお問い合わせください。

対象者タブ②：認定農業者、認定新規就農者が支援対象や採択のポイントアップ対象になっている場合に色をつけています。

お問い合わせ先：
事業担当の連絡先です。
ご不明なことがあればこちらにお問い合わせください。

人・農地に関する取組

1 地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業体 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農地中間管理機構（農地バンク）は地域計画を実現するために、農地の集積・集約化を行います。【事業名：農地中間管理事業】

対象となる方
農業者等（農地を貸したい方、農地を借りたい方）

支援内容
地域計画を実現するため、農地バンクは、農地を貸したい人から借り受け、地域計画に位置付けた受け手に対して貸付けを行います。

特徴
・農地バンクに貸し付けた農地は、貸付期間終了後に必ず返却されます。期間満了後に再度貸付けを行うことも可能です。
・農地バンクが賃料收受を行うため、出相手に賃料は確実に振り込まれます。
・受け手が、複数の出し手から農地を借りる場合であっても、賃料は農地バンクへの支払いのみになります。

農地中間管理機構（農地バンク）の仕組み

農地を貸したい方 → 農地中間管理機構（農地バンク） → 農地を借りたい方

公的機関だから安心して貸せます。
ニーズに合わせて、さまざまな使い方が可能です。

地域内の分散・錯綜した農地利用 → 地域計画に基づく農地の集積・集約化 → 担い手ごとに集約化した農地利用

農地中間管理機構（農地バンク）には、以下の関連対策があります。

- ◆ 農地集約化促進事業 >>> 1番 2ページへ
→ 農地バンクを活用して、農地の集約化等に取り組む地域や、農地の出し手を支援
- ◆ 農地の貸借・売買に係る税制の特例措置 >>> 1番 3ページへ
→ 農地バンクを活用して、地域計画に基づき農地の貸借・売買を行う者を税制の観点から支援
- ◆ 遊休農地解消対策事業 >>> 2番 10ページへ
→ 市町村や農地バンクが行う、農地バンクが借り受けした遊休農地又は借り受けすることが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費を支援
- ◆ 農地耕作条件改善事業 >>> 3番 11ページへ
→ 農地バンク等による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードソフトを組み合わせて支援します。
- ◆ 農地中間管理機構関連農地整備事業 >>> 4番 12ページへ
→ 農地バンクが借り入れている又は所有している農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県又は市町村が行う整備整備を支援
- ◆ 持続的生産強化対策事業のうち
 - 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 >>> 52番 79ページへ
→ 産地の戦略に基づく茶園の新植や改植、有機栽培や輸出向け栽培への転換、簡易な圃地整備、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援します。
 - 果樹農業生産力増強総合対策 >>> 55～58番 83～87ページへ
→ 果樹の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上に資する省力樹形や優良品種・品種への改植・新植等の取組のほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援します。

お問い合わせ先 ・最寄りの市町村・農業委員会、都道府県、農地中間管理機構、地方農政局
・農林水産省担当課：
経高局農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-6744-2151）

大項目名：
課題テーマ毎に分けています。

中項目名：
活用できる場面を記載しています。

支援方法タブ：
支援方法（補助金等、出融資、税制、その他）に応じて色をつけています。

関連事業：
関連する施策がある場合に紹介しています。

ご利用に当たっての留意事項

本カタログの内容は、2026年度予算を中心として、2026年4月時点の内容を紹介しているものです。

今後、内容に変更がある得ることや事業によっては募集を終了しているものがあることをあらかじめご了承ください。

事業内容や利用方法の詳細については、各施策ごとに掲載している「お問い合わせ先」にご確認をお願いします。

本カタログの掲載先

>> https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_pamph/180529.html



目次

| 項目番号 | 中項目名 | 該当ページ | 事業・制度等の名称 |
|-------------------|---|--------------|--|
| 人・農地に関する取組 | | | |
| 1 | 地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めたい | P. 1 | 農地中間管理事業 |
| | | P. 2 | 農地集約化促進事業 |
| | | P. 3 | 農地の貸借・売買に係る特例措置 |
| 2 | 荒廃農地を活用したい | P. 4 | 多面的機能支払交付金 |
| | | | 中山間地域等直接支払交付金 |
| | | | 農地耕作条件改善事業 |
| | | | 農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型) |
| | | P. 5 | 農地中間管理機構関連農地整備事業 |
| | | | 中山間地域農業農村総合整備事業 |
| | | | 農業競争力強化農地整備事業 農山漁村地域整備交付金 (農地整備事業) |
| | | P. 6 | 水利施設整備事業 |
| | | | 畑地帯総合整備事業 農山漁村地域整備交付金 (水利施設等整備事業) |
| | | P. 7 | 農山漁村地域整備交付金 (農村集落基盤再編・整備事業) |
| P. 8 | 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち中山間地域飼料増産活性化対策 | | |
| P. 9 | 農山漁村振興交付金 (最適土地利用総合対策) | | |
| P.10 | 遊休農地解消対策事業 | | |
| 3 | 耕作条件を改善したい | P.11 | 農地耕作条件改善事業 |
| 4 | 基盤整備を行いたい | P.12 P.13 | 農業競争力強化農地整備事業 |
| | | | 農地中間管理機構関連農地整備事業 |
| | | | 水利施設整備事業・畑地帯総合整備事業 |
| | | | 農地耕作条件改善事業 |
| | | | 大区画化等加速化支援事業 |
| | | | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 |
| | | | 畑作等促進整備事業 |
| | | | 農山漁村地域整備交付金 中山間地域農業農村総合整備事業 農業生産基盤情報通信環境整備事業 |
| 5 | 基盤整備に必要な資金を調達したい | P.14 | 農業基盤整備資金 |
| 6 | 農業参入したい | P.15 | 農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち経営発展・就農促進委託事業 |
| | | | 農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち農業経営・就農サポート事業 |
| | | P.16 | 地域外からの担い手参入促進緊急対策 地域農業構造転換支援対策のうち地域農業構造転換支援事業 |
| 人材の育成・確保 | | | |
| 7 | 新たに農業を始めたい | P.17 | 新規就農者育成総合対策のうち農業人材確保推進事業 |
| | | | 農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち農業経営・就農サポート事業 |
| | | P.18 | 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金 |
| | | P.19 | 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金 |
| | | P.20 | 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業 (初期投資促進タイプ) |
| | | | 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業 (通常枠) |
| P.21 | 地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業 | | |
| P.22 | 青年等就農資金 | | |
| P.23 | 地域おこし協力隊 | | |
| 8 | 認定新規就農者になりたい | P.24 | 認定新規就農者制度 |
| 9 | 新たな人材を確保したい | P.25 P.26 | 雇用就農資金 (雇用就農者育成・独立支援タイプ) |
| | | | 雇用就農資金 (次世代経営者育成タイプ) |
| | | P.27 | 新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致 環境整備事業 |
| | | | 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業 (新規就農者誘致環境整備 (スマート農業導入就農型)) |
| P.28 | 新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち農業教育環境整備事業 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業 | | |
| 10 | 労働環境を改善したい | P.29 | 雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業 (働きやすい環境づくりコース) |
| 11 | 経営体の魅力を発信したい | P.30 | 農業の「働き方改革」実行宣言 |
| 12 | 農福連携に取り組みたい | P.31 | 農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出対策のうち農福連携型) |

| 項目番号 | 中項目名 | 該当ページ | 事業・制度等の名称 |
|-------------------|---|-------|---|
| 経営継承の支援 | | | |
| 13 | 経営継承のためのアドバイスを受けたい | P.32 | 農業経営・就農サポート推進事業 |
| 14 | 経営を継承する人材を確保・育成したい | P.33 | 雇用就農資金（新法人設立支援タイプ） |
| 15 | 経営を継承して新規就農したい | p.34 | 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ） |
| | | | 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠） |
| 16 | 経営継承する際に活用できる支援策を知りたい | P.35 | 経営承継円滑化法による遺留分に関する民法の特例 |
| | | P.36 | 中小企業事業再編投資損失準備金 |
| 17 | 地域の畜産経営資源を継承して新規就農したい | P.37 | 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業） |
| 18 | 農業の生産基盤強化のため、後継者のいないハウス、樹園地、農業機械の継承に取り組みたい | P.38 | 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策 |
| 19 | 経営資産を後継者に引き継ぎたい（個人向け） | P.39 | 農地の贈与・相続に係る特例措置 個人版事業承継税制 |
| 20 | 株式を後継者に引き継ぎたい（法人向け） | P.40 | 法人版事業承継税制 |
| 21 | 後継者の経営能力等を磨きたい | P.41 | 後継者支援ネットワーク事業 |
| 22 | 地方自治体と連携して、経営継承に取り組みたい | P.42 | 事業承継等人材マッチング支援事業 |
| 経営発展に向けた取組 | | | |
| 23 | 認定農業者になりたい | P.43 | 認定農業者制度 |
| 24 | 農業経営のためのアドバイスを受けたい | P.44 | 農業経営・就農サポート推進事業 |
| 25 | 経営管理能力を高めたい | P.45 | 経営発展・就農促進委託事業 |
| 26 | 取引先からの出資により経営基盤を強化したい | P.46 | 農業経営発展計画制度 |
| 27 | スマート農業や有機農業などの新たな技術を学び直したい | P.47 | 地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業 |
| 28 | 集落営農の活性化を図りたい | P.48 | 集落営農連携促進等事業 |
| 29 | 中山間地域の所得向上を図りたい | P.49 | 中山間地域所得確保推進事業 |
| 30 | 青色申告制度のメリットについて知りたい | P.50 | 青色申告制度 |
| 資金の確保 | | | |
| 31 | 農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい | P.51 | スーパーL資金 経営体育成強化資金 農業改良資金 農林漁業施設資金 農業近代化資金 |
| | | P.52 | スーパーL資金 農業近代化資金 担い手経営発展支援金融対策事業 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 農業信用保証保険支援総合事業のうち 農業近代化資金保証料助成金交付事業 |
| 32 | 資金繰りのための短期運転資金を借りたい | P.53 | スーパーS資金 |
| 33 | 農業法人の経営強化の取組に対して資金の出資を受けたい | P.53 | 農林漁業法人等投資育成制度 |
| 機械・施設の導入 | | | |
| 34 | 経営改善に必要な農業用機械・施設を導入したい | P.54 | 地域農業構造転換支援対策のうち地域農業構造転換支援事業 |
| 35 | 産地全体の収益性向上のために必要な機械導入や施設整備等をした | P.55 | 産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策 |
| 36 | カントリーエレベーターや選果場など産地基幹施設を整備したい | P.56 | 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ |
| 37 | 老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化をしたい | P.57 | 新基本計画実装・農業構造転換支援事業 |
| 38 | 海外や加工・業務用等の新市場への対応に向けた供給調整機能等の強化のため、機械導入や施設整備等をした | P.58 | 産地生産基盤パワーアップ事業のうち 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援 |
| 39 | 安定的な生産・供給の実現に向けた供給調整機能等の強化のため、機械導入や施設整備等をした | P.59 | 強い農業づくり総合支援交付金のうち食料システム構築支援タイプ |
| 40 | 畜産の収益性、持続性、社会的価値の向上のために必要な機械導入や施設整備をした | P.60 | 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業） |
| 41 | スマート農業技術を導入したい | P.61 | スマ転事業（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうち スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業） |
| 42 | 賃金を上げる場合に活用できる補助金について知りたい | P.62 | 業務改善助成金 |
| 43 | 機械設備やシステムを導入する場合に活用できる補助金について知りたい | P.63 | 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金 |
| 44 | ITツールを導入する場合に活用できる補助金について知りたい | P.64 | デジタル化・AI導入補助金 |
| 45 | 省力化設備等を導入する場合に活用できる補助金について知りたい | P.65 | 省力化補助金 一般型 |
| 46 | 機械や施設を取得する場合に活用できる税制について知りたい | P.66 | 中小企業経営強化税制 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置 |
| | | | 中小企業投資促進税制 |
| | | P.67 | 農業経営基盤強化準備金制度 |

| 項目番号 | 中項目名 | 該当ページ | 事業・制度等の名称 |
|-------------|--|-------|--|
| 安定した農畜産物の生産 | | | |
| 47 | 米、麦、大豆などを安定的に生産したい | P.68 | 経営所得安定対策 |
| | | P.69 | 水田活用の直接支払交付金 |
| | | P.70 | 畑地化促進事業 |
| | | P.71 | 畑作物産地形成促進事業 |
| | | P.72 | コメ新市場開拓等促進事業 |
| | | P.73 | 小麦・大豆の国産化の推進 |
| | | P.74 | 米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業のうち生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支事業 |
| 48 | 水田で高収益作物や子実用とうもろこしを生産したい | P.75 | 水田農業の高収益化の推進 |
| 49 | 野菜を安定的に生産したい | P.76 | 野菜価格安定対策事業（指定野菜価格安定対策事業） |
| 50 | 新しく園芸産地をつくりたい | P.77 | 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援 |
| 51 | 野菜等の施設栽培の生産性を高めたい | P.78 | 強い農業づくり総合支援交付金うち重点政策推進枠（スマート農業の推進） |
| 52 | 茶の改植や茶の有機栽培、輸出向けの茶の生産等に取り組みたい | P.79 | 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 |
| | | P.80 | 産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち茶） |
| 53 | 花き生産や流通の効率化に取り組みたい | P.81 | 持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進 |
| 54 | 施設園芸及び茶について燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換に取り組み、経営の安定を図りたい | P.82 | 施設園芸等燃料価格高騰対策 |
| 55 | 果樹の省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備、防風ネット等の設備、高温障害発生低減資機材の導入をしたい | P.83 | 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策 |
| | | P.84 | 産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち果樹） |
| 56 | 果樹の大幅な省力化等に向けた実証に取り組みたい | P.85 | 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策 |
| 57 | 果樹の気候変動対策として、栽培体系や品目・品種の転換に向けた実証に取り組みたい | P.86 | 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策 |
| 58 | 果樹の新たな担い手を確保するための園地整備をしたい | P.87 | 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策 |
| 59 | 畜産・酪農の収益力を高めたい | P.88 | 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業） |
| | | P.89 | 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）のうち優良繁殖雌牛更新加速化事業 |
| | | P.90 | 畜産経営体質強化支援資金融通事業 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業 |
| 60 | 畜産・酪農経営に安定して取り組みたい | P.91 | 加工原料乳生産者補給金 加工原料乳生産者経営安定対策事業 |
| | | P.92 | バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業 |
| | | P.93 | 酪農経営支援総合対策事業 |
| | | P.94 | 国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業のうち生乳暑熱対応推進緊急対策 |
| | | P.95 | 肉用子牛生産者補給金、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン） 肉用牛経営安定対策補完事業 |
| | | P.96 | 肉豚経営安定交付金（豚マルキン） 養豚経営安定対策補完事業 |
| | | P.97 | 鶏卵生産者経営安定対策事業 |
| 61 | 国産チーズの競争力を強化したい | P.98 | 国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業 |
| 62 | 養蜂を振興したい | P.99 | 持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進 |
| 63 | 持続的な畜産物生産に取り組みたい | P.100 | 持続的生産強化対策事業のうち飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援 畜産高度化支援リース事業 |
| | | P.101 | 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）のうちICT化等機械装置等導入事業 |
| | | P.102 | 畜産生産力・生産体制強化対策事業 乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業 |
| | | P.103 | 国内肥料資源利用拡大対策事業のうち畜産環境対策総合支援事業 国内肥料資源利用拡大対策事業のうち家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業 |
| | | P.104 | 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業） |
| 64 | 国内資源を活用した肥料を生産・活用したい | P.105 | 国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業 国内肥料資源利用拡大対策事業のうち畜産環境対策総合支援事業 |
| 65 | 堆肥を実証的に活用する土づくりに取り組みたい | P.106 | 産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策（全国的な土づくりの展開） |
| 66 | 国産飼料の生産・利用を拡大したい | P.107 | 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業 |
| | | P.108 | 飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業草地畜産基盤整備事業＜公共＞ 強い農業づくり総合支援交付金 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業） 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援 |
| 67 | GAPに取り組みたい、GAP認証を取得したい | P.109 | グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業（令和7年度補正） |
| | | | 持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業（令和8年度当初） |

| 項目番号 | 中項目名 | 該当ページ | 事業・制度等の名称 |
|----------------------|---|-------|--|
| 高付加価値化・輸出の取組 | | | |
| 68 | 農林水産物等を活用し、付加価値を創出するために必要となる加工・販売施設等を整備したい | P.110 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち産業支援型） |
| | | P.111 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型） |
| 69 | 多様な地域資源を活用した新商品・サービスを開発したい | P.112 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち創出支援型） |
| | | P.113 | グローバル産地づくり推進事業のうち コミュニティ形成等支援事業 |
| 70 | 農林水産物・食品を輸出したい | P.114 | グローバル産地づくり推進事業のうち 大規模輸出産地モデル形成等支援事業 |
| | | P.115 | 戦略的輸出拡大サポート事業の戦略的輸出拡大サポート支援事業のうち、ジェットロによる事業者サポート |
| | | P.116 | 戦略的輸出拡大サポート事業の戦略的輸出拡大サポート支援事業のうち、J F O O D Oによる戦略的プロモーション |
| | | P.117 | 輸出環境整備推進事業のうち輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集等事業（残留農薬基準値等調査事業） |
| | | P.118 | 輸出環境整備推進事業のうち輸出先国規制対応支援事業 |
| | | P.119 | 原発事故に伴う輸出証明書を発行してほしい |
| | | P.120 | 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 |
| | | P.120 | 品目団体等輸出力強化緊急対策のうち、重要市場の商流維持・拡大緊急対策（R7補正） 品目団体等輸出力強化支援事業のうち、重要市場の商流維持・拡大対策事業（R8当初） |
| 環境への取組 | | | |
| 71 | みどり認定を受けたい | P.121 | みどりの食料システム法に基づく生産者認定制度 |
| 72 | 未利用資源等を有効活用してバイオ燃料を製造したい | P.122 | 生産製造連携事業 |
| 73 | 環境にやさしい農業や有機農業に取り組みたい | P.123 | 環境保全型農業直接支払交付金 |
| | | P.124 | みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機農業推進総合対策事業のうち有機農業新規参入促進事業（令和8年度当初） グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（令和7年度補正） |
| | | P.125 | みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機農業拠点創出・拡大加速化事業 みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機転換推進事業 |
| | | P.126 | みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち、省エネルギー型ハウス転換事業 産地生産基盤パワーアップ事業のうち施設園芸エネルギー転換枠（令和7年度補正） |
| | | P.127 | グリーンな生産体系加速化事業（みどりの食料システム戦略推進交付金） |
| 74 | 再生可能エネルギーに取り組みたい | P.128 | 地域資源活用展開支援事業 営農型太陽光発電取組支援ガイドブック |
| 75 | 農作物残渣等を活用してエネルギーを製造したい | P.129 | みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちバイオマスの地産地消 |
| 76 | 化学肥料や化学農薬の使用低減に役立つ機械や施設を取得する場合に活用できる税制について知りたい | P.130 | みどりの食料システム法に基づく税制特例（みどり投資促進税制） |
| 77 | 環境負荷低減の取組に必要な資材の生産・販売や有機農産物等を用いた新商品の生産・販売、流通の合理化に必要な機械・施設を取得したい | P.131 | みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちみどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業） |
| 78 | 生産段階の環境負荷低減の取組に必要な機械・施設を取得したい | P.132 | みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちみどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動） |
| 79 | 地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい | P.133 | 多面的機能支払交付金 |
| | | P.134 | 中山間地域等直接支払交付金 |
| 80 | 野生鳥獣による農作物被害の低減やジビエ利用を推進したい | P.135 | 鳥獣被害防止総合対策交付金 |
| 81 | 畜産経営における野生鳥獣からの被害を低減したい | P.136 | 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業） |
| 自然災害、収入減少への備え | | | |
| 82 | 農業経営の様々なリスクに備えたい | P.137 | 収入保険 |
| | | P.138 | |
| 83 | 自然災害による農業用ハウスの損害に備えたい | P.139 | 園芸施設共済 |
| 84 | 農業用ハウスの防災、減災対策を行いたい | P.140 | 園芸産地における事業継続強化対策 |
| 85 | 自然災害による収穫量等の減少に備えたい | P.141 | 農作物共済 |
| | | | 果樹共済 |
| | | | 畑作物共済 |
| | | | 家畜共済 |
| 86 | 自然災害等による被害が生じても事業を継続できるように備えたい | P.142 | 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP |

| 項目番号 | 中項目名 | 該当ページ | 事業・制度等の名称 |
|--------|--|-------|---|
| その他の支援 | | | |
| 87 | 老後資金の充実を図りたい | P.143 | 農業者年金事業 |
| 88 | 退職金制度を整備するために活用可能な制度について知りたい | P.144 | 小規模企業共済 中小企業退職金共済制度 |
| 89 | インボイス制度に対応するために活用可能な支援制度について知りたい | P.145 | インボイス制度 |
| | | P.146 | デジタル化・AI導入補助金（インボイス対応類型） |
| 90 | 農泊をはじめたい | P.147 | 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型） |
| 91 | 中山間地の特色を活かした経営を展開したい | P.148 | 中山間地農業ルネッサンス事業 |
| 92 | 農業経営に関する情報をタイムリーに知りたい | P.149 | Facebookページ「農水省・農業経営者net」、農業担い手メールマガジン |
| 93 | 全国の農地情報を見たい | P.150 | eMAFF農地ナビ |
| 94 | 研究成果や研究者の情報を手軽に入手したい | P.151 | 農業研究見える化システム「アグリサーチャー」（まるみえアグリ（農林水産「見える化」シリーズ）） |
| 95 | 農作業の受託や機械のシェアリング（共同利用）等の農業支援サービス事業を新たに立ち上げたい | P.152 | サービス加速化事業（スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業） |
| 96 | 農政に関する相談や、事業や制度についての質問がしたい | P.153 | 農林水産省 地方参事官ホットライン |
| | | P.154 | |

1 地域計画に基づき、農地の集積・集約化を進めたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

農地中間管理機構（農地バンク）は地域計画を実現するために、農地の集積・集約化を行います。

【事業名：農地中間管理事業】

対象となる方

農業者等（農地を貸したい方、農地を借りたい方）

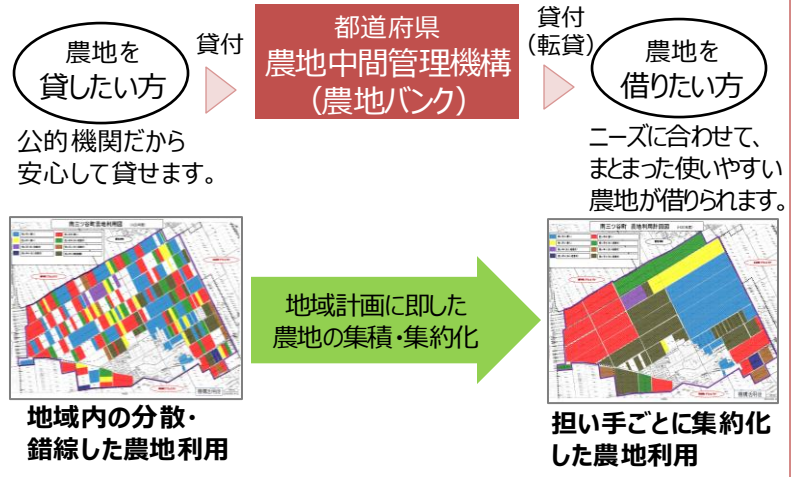
支援内容

地域計画を実現するため、農地バンクは、農地を貸したい人から借り受け、地域計画に位置付けた受け手に対して貸付けを行います。

特徴

- ・農地バンクに貸し付けた農地は、貸付期間終了後に必ず返却されます。期間満了後に再度貸付けを行うことも可能です。
- ・農地バンクが賃料收受を行うため、出し手に賃料は確実に振り込まれます。
- ・受け手が、複数の出し手から農地を借る場合であっても、賃料は農地バンクへの支払いのみになります。

農地中間管理機構（農地バンク）の仕組み



農地中間管理機構（農地バンク）には、以下の関連対策があります。

- ◆ 農地集約化促進事業 ▶▶▶ 1番 2ページへ
→ 農地バンクを活用して、農地の集約化等に取り組む地域や、農地の出し手を支援
- ◆ 農地の貸借・売買に係る税制の特例措置 ▶▶▶ 1番 3ページへ
→ 農地バンクを活用して、地域計画に基づく農地の貸借・売買を行う者を税制の観点から支援
- ◆ 遊休農地解消対策事業 ▶▶▶ 2番 10ページへ
→ 市町村や農地バンクが行う、農地バンクが借り受けた遊休農地又は借り受けることが確実と認められる遊休農地に対する簡易な整備に要する経費を支援
- ◆ 農地耕作条件改善事業 ▶▶▶ 3番 11ページへ
→ 農地バンク等による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。
- ◆ 農地中間管理機構関連農地整備事業 ▶▶▶ 4番 12ページへ
→ 農地バンクが借り入れている又は所有している農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県又は市町村が行う基盤整備を支援
- ◆ 持続的生産強化対策事業のうち
 - 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 ▶▶▶ 52番 79ページへ
→ 産地の戦略に基づく茶園の新植や改植、有機栽培や輸出向け栽培への転換、簡易な園地整備、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援します。
 - 果樹農業生産力増強総合対策 ▶▶▶ 55～58番 83～87ページへ
→ 果樹の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上に資する省力樹形や優良品種・品種への改植・新植等の取組のほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村・農業委員会、都道府県、農地中間管理機構、地方農政局
 ・農林水産省担当課：
 経営局農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-6744-2151）

農地バンクを活用して、農地の集約化等に取り組む地域を支援します。

【事業名：農地集約化促進事業】

支援内容

地域計画の策定地域において、農地バンクを活用して農地の集約化等に取り組む地域を支援します。支援金の使途は、地域の話合いにより自ら決めことができ、受け手の支援にも活用できます。

1. 集約化加速タイプ

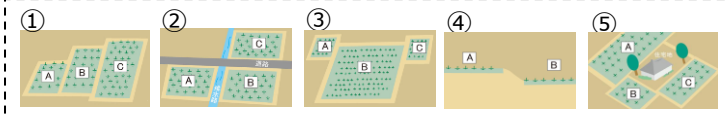
地域計画（目標地図）のブラッシュアップ・早期実現に向けて、農地の集約化に取り組む地域に対して、農地バンクを通じて新たに団地化する面積に応じ、以下の単価により支援金を交付します。

①基本タイプ

地域の農地面積に占める1ha以上の団地面積が集約化目標年度（事業実施年度を含め5年後）までに増加すること

| | 増加ポイント | 交付単価 |
|-----|--------|-----------|
| 区分1 | 10ポイント | 1.0万円/10a |
| 区分2 | 20ポイント | 3.0万円/10a |

※「団地」とは、以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地です。



- ① 畦畔で接続する農地
- ② 農道又は水路等を挟んで接続する農地
- ③ 各々一隅で接続する農地
- ④ 段状に接続する農地
- ⑤ 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地

②大規模集約タイプ

①の要件を満たす地域において、農地バンクを通じて15ha以上の経営を行う者又は経営を目指す者で、かつ1団地あたりの面積が5ha以上のとき、当該耕作者の新たに団地化する面積は5万円/10a

③誘致団地創出タイプ

目標地図において受け手が位置付けられていない農地を団地化し、集約化目標年度（事業実施年度を含め5年後）までに新規就農者又は地域外から誘致するための4ha以上の誘致団地を形成する場合、5万円/10a

※いずれのタイプも集約化目標年度までに耕作者(③の場合、事業実施年度に地域計画に位置付けられていなかった新たな耕作者)に転貸することが必要です。

2. 地域集約化実現タイプ

集約化された目標地図が描いている地域において、まとまった農地を農地バンクに貸し付けた場合、事業実施年度に貸し付けられた面積に応じ、以下の単価により支援金を交付します。

(交付要件)

- ① 目標地図内の農地面積に占める1ha以上（中山間地域では0.5ha以上）の団地面積の割合が5割以上
- ② 地域の農地バンクの活用率が一般地域は80%超、中山間地域は60%超

| | 農地バンクの活用率 | | 交付単価 |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| | 一般地域 | 中山間地域 | |
| 区分1 | 80%超 | 60%超80%以下 | 2.0万円/10a |
| 区分2 | | 80%超 | 2.6万円/10a |

※ 農地バンクの活用率は、対象地域の農地面積に占める機構への貸付総面積の割合

1.集約化加速タイプと2.地域集約化実現タイプを活用することで、[※]最大7.6万円/10a

※1.② (= 5万円/10a) と2の中山間地域 (2.6万円/10a) の両方に該当する農地の場合

- ・最寄りの市町村・農業委員会、都道府県、農地中間管理機構、地方農政局
- ・農林水産省担当課：

お問い合わせ先

経営局農地政策課農地集積・集約化促進室 (TEL : 03-3592-0305)

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

地域計画に基づく農地の貸借・売買を行う者を税制の観点から支援します。

【農地の貸借・売買に係る特例措置】

支援内容

○ 農地の貸借に対する支援

1 農地バンクに貸し付けた地域計画区域内の農地の固定資産税等の軽減

地域計画ごとに、その区域内に所有するすべての農地を農地バンクに貸し付けた場合、当該農地の固定資産税等を軽減します。

(対象者)

- ・ 一の地域計画区域内に所有するすべての農地（10a未満の自作地は除く）を同一年内に農地バンクへ初めて貸し付けた者

(軽減内容)

- ・ 農地バンクに10年以上の期間で貸し付けた農地（農地バンクから所有者本人に転貸された農地は除く）の**固定資産税を3年間1/2に軽減**します。

○ 農地の売買に対する支援

2 農地バンク経由や農業委員会のあっせん等により農地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

農地の集積・集約化のために農地を譲渡した農地の出し手に対して、譲渡所得の特別控除を行います。

(対象者及び軽減内容)

- | | | |
|--|---|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地バンク経由、農業委員会のあっせんにより、農用地区域内の農地を譲渡した者 ・ 農用地区域内の農地を農地バンクに譲渡した者 | } | 譲渡所得の 800万円特別控除 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村長が通知する農地バンクとの買入協議により、農用地区域内の農地を農地バンクに譲渡した者 | } | 1,500万円特別控除 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の特例により農用地区域内の農地を農地バンクに譲渡した者 | } | 2,000万円特別控除 |

3 農地バンクを経由して農地を取得した場合の登録免許税・不動産取得税の軽減

農地バンクを経由して農地を取得した担い手に対して課される、登録免許税及び不動産取得税を軽減します。

(対象者)

- ・ 農地バンクを経由して農用地区域内の農地を取得した者※

※ 登録免許税の軽減措置を受けるにあつては、認定農業者、特定農業法人、その他規模拡大を行おうとする農業者である必要があります

(軽減内容)

登録免許税：登録免許税の税率を20/1,000から**10/1,000に軽減**します。

不動産取得税：不動産取得税の**課税標準の1/3を控除**します。

お問い合わせ先

- ・最寄りの農業委員会、地方農政局、税務署
- ・農林水産省担当課：農地政策課企画G 税制担当 (TEL：03-6744-2150)

2 荒廃農地を活用したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

①地域・集落の共同活動による荒廃農地の発生防止・解消の取組を支援します。

【事業名：多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金】

◆多面的機能支払交付金

➤➤ 79番 133ページへ

→ 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援

◆中山間地域等直接支払交付金

➤➤ 79番 134ページへ

→ 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

②簡易な基盤整備等と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：農地耕作条件改善事業】

◆農地耕作条件改善事業

➤➤ 3番 11ページへ

→ 農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細やかな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

③既存の畑地生産基盤に対する補完的又は追加的な整備と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型）】

◆地域資源活用価値創出対策（定住促進・交流対策型）

➤➤ 68番 111ページへ

→ 農山漁村における定住・交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るための活性化計画の実現に向けて、農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

④農地整備等と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：農地中間管理機構関連農地整備事業、中山間地域農業農村総合整備事業、農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）】

対象となる方

都道府県、市町村等

支援内容

1 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産性の向上、農業の高付加価値化等を図る農地の大区画化や汎用化などの農地整備を推進

2 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地等について、農業者の申請・同意・費用負担によらずに実施する基盤整備を推進

3 中山間地域農業農村総合整備事業（補助率：55%等）

地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農の確立を支援するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を総合的に実施

4 農山漁村地域整備交付金（農地整備事業）（補助率：1/2等）

効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

- ・農林水産省担当課：1,2 農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室（TEL:03-6744-2208）
 - 3 農村振興局地域整備課集落基盤整備再編班（TEL：03-6744-2200）
 - 4 農村振興局地域整備課農村整備企画班（TEL：03-6744-2200）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

⑤農業用排水施設整備と併せて荒廃農地の発生防止・解消を支援します。

【事業名：水利施設整備事業・畑地帯総合整備事業
農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業）】

対象となる方

都道府県、市町村等

支援内容

1 水利施設整備事業（補助率：1/2等）

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、管路化・ICT活用等により水利用の効率化、水管理の省力化を推進

2 畑地帯総合整備事業（補助率：1/2等）

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畑作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進

3 農山漁村地域整備交付金（水利施設等整備事業）（補助率：1/2等）

水田及び畑地帯における基幹的な農業用排水施設の整備等を支援

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：農村振興局水資源課水利施設強靱化班（TEL：03-3502-6246）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

⑥ 荒廃農地を解消して公共施設用地や市民農園等を整備する取組を支援します。

【事業名：農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）】

対象となる方

都道府県、市町村

支援内容

- 1 農山漁村地域整備交付金（農村集落基盤再編・整備事業）（補助率：1/2等）
農村集落及びその周辺地域において、農業農村の活性化を図ることを目的として、農業生産基盤と農村生活環境等の整備に加え、中山間地域における耕作放棄地対策を総合的に支援

特徴

中山間地域総合整備型は、農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業と併せて一体的に実施する必要がある。

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農村振興局地域整備課集落基盤整備再編班（TEL：03-6744-2200）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

⑦中山間地域における飼料増産活動を支援します。

【事業名：国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業のうち中山間地域飼料増産活性化対策】

対象となる方

農業者3人以上からなる農業者集団、農協、農事組合法人、特定農業団体（集落営農組織）、公社など

支援内容

- 1 飼料増産活性化計画の作成等（補助率：定額）
地域における飼料増産のあり方や具体的な活動内容を整理した「飼料増産活性化計画」の作成に必要な専門家の招へい、現地調査、検討会議の開催等に係る経費を支援します。
- 2 飼料増産活動の実施（補助率：1/2以内（補助上限：10aあたり25千円））
荒廃農地等を利活用して行う草地の整備、飼料作物の生産、家畜の放牧等に係る経費を支援します。
- 3 飼料増産活性化機械の導入（補助率：1/2以内）
飼料増産活動に必要な農業用機械の購入経費を支援します。

| 支援対象となる活動事例 | 補助対象経費 |
|---|---|
| 耕作放棄地等を牧草地や飼料畑に転換する取組 | 植生調査費、施工費、除草剤費、土壌改良資材費、肥料費、種子費など |
| 農地や役務の提供など共同で取り組む青刈りとうもろこしの栽培 | 農機具（コーンplanter等）のレンタル費、土壌改良資材費、肥料費、種子費、農薬費など |
| 試験場の指導を受けて取り組むソルガム新品種を活用したロールペールサイレージの生産 | 農機具（ロールベラー等）のレンタル費、土壌改良資材費、肥料費、種子費、農薬費、飼料調製資材（ラップフィルム）費等 |
| 地域住民の協力の下、集落周辺の点在する休耕地を活用して取り組む黒毛和種繁殖牛の放牧 | 電気牧柵、給水設備、移動式スタンション、アブトラップ等の設置費、牧草の追播経費、放牧牛の疾病検査費など |
| 飼料畑に獣害防止柵を設置する取組 | 獣害防止柵の設置費 |
| 上記活動に必要な農業用機械の購入 | <補助対象機器> ブロードキャスター、コーンplanter、フォーレージハーベスター、ロールベラー、ラッピングマシンなど |

特徴

地域振興5法等の指定地域において、傾斜地や30a未満の小区地を含む荒廃農地などを利活用して行う飼料増産活動が支援対象となります。

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等畜産担当課
- ・農林水産省担当課：畜産局飼料課草地整備事業班（TEL：03-6744-2399）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

⑧地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）】

対象となる方

- ①最適土地利用総合事業：都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会 等
- ②荒廃農地再生支援事業：市町村、対象農地において耕作する者、対象農地の所有者

支援内容

①最適土地利用総合事業（補助率：定額、5.5/10等）

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や施設整備等を支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【土地利用構想の概定】



【地域ぐるみの話し合い】



長大法面の芝生化



放牧

【農用地保全等推進員の措置】
技術や知識を有する者が各種取組をコーディネート
(ソフト：上限250万円/年)
※ 活性化計画を作成、又は作成することが 確実である場合。

▶ ① 3年以内に地域における土地利用構想を策定
ソフト：年標準額1,000万円

▼

Step 2 土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想の策定】



伐根・整地



ドローンによる播種



蜜源作物等の作付け

▶ ② 農用地保全のための基盤整備、農業環境整備（農業用ハウス、簡易トイレ等）
ハード定率：（5.5/10等）
年標準額2,000万円）

▶ ③ 粗放的利用支援
ソフト：上限10,000円/10a、
又は上限5,000円/10a
※ 最大3年間

②荒廃農地再生支援事業（補助率：1/2）

地域計画外の荒廃農地や、地域計画内の荒廃化が進みそのまま放置すれば数年のうちに再生利用が困難となるような農地について、これらの農地を解消し、再生するための取組を支援

荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壌改良等を支援



【荒廃農地の解消】



【荒廃農地の支障物撤去】



【簡易な基盤整備】



【土壌改良】

荒廃農地の再生作業、簡易基盤整備
交付率：1/2（事業費200万円未満）

特徴

①最適土地利用総合事業

- ・対象となる地域は中山間地域等における複数集落
- ・事業実施は、2年以上5年以内
- ・農用地の粗放的利用の取組（放牧、省力作物等の作付け、緩衝帯整備、計画的な植林など）を1つ以上行うこと

②荒廃農地再生支援事業

- ・小規模（事業費200万円未満）な地域計画外の荒廃農地や地域計画内の特に荒廃化の顕著な農地を単独で整備可能
- ・事業完了後3年以内に地域計画に取り込むこと及び5年間以上の耕作を継続すること

お問い合わせ先

・最寄りの農政局、都道府県、市町村
・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課荒廃農地活用推進班（TEL：03-6744-2665）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

⑨市町村や農地バンクが遊休農地を解消し、担い手に集積・集約化する取組を支援します。

【事業名：遊休農地解消対策事業】

対象となる方

市町村、農地バンク

〔 遊休農地の所有者（市町村や農地バンクが遊休農地を解消します）
 農業者等（農地バンクを通じて解消した遊休農地を借りることができます） 〕

支援内容

1 遊休農地解消対策事業（補助率：定額等）

市町村や農地バンクによる簡易な整備により、遊休農地を解消し、担い手に農地集積・集約化する取組を支援します。



市町村や農地バンクが、遊休農地を解消し、農業者に貸付け



<事業の流れ>



特徴

交付単価：10a当たり**43,000円**（上限）

交付対象農地：地域計画において受け手が位置付けられていない農地のうち簡易な整備で解消可能な遊休農地

補助対象経費：遊休農地の解消に要する、以下の簡易な整備に係る経費を支援します。

- ① 草刈り ② 除礫 ③ 抜根（※） ④ 耕起・整地
- ⑤ その他必要と認められる経費

※ 農業生産を目的に新植・改植された樹木の抜根は除きます。

交付要件：遊休農地の所有者は10年以上農地バンクに農地を貸し付けること

<対象となる遊休農地のイメージ>



お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局、農地中間管理機構
- ・農林水産省担当課：農地政策課農地集積・集約化促進室（TEL：03-3592-0305）

3 耕作条件を改善したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

【事業名：農地耕作条件改善事業】

対象となる方 地域計画の策定区域等で事業実施主体が計画する整備区域内的の農業者 等
(事業実施主体) 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合 等

支援内容 地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

実施要件（共通）：事業費200万円以上、農業者2者以上、活用する支援に応じた計画策定、ハード事業の実施 等

① 農地集積促進 担い手への農地集積に向けた、きめ細かな耕作条件の改善を支援

- (ハード) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、用排水路や農作業道等の更新整備（定額）
農業用排水施設、区画整理、ICT水管理や防草対策等の管理省力化支援（定率）等
 - (ソフト) 集積に向けた調査・調整や先進的省力化技術導入等の条件改善推進※1（定額）、
導入作物に応じた品質向上支援（定率）等
- ※1 単年度あたり300万円迄を支援



② 高収益作物転換 高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援

- 実施要件**：受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること
- (ハード) 高収益作物の転換に向けた暗渠排水、客土、末端畑地かんがい施設（定額）等
 - (ソフト) 高収益作物への転換支援※2、新植・改植支援、幼木管理支援（定額）、
高収益作物導入支援（定率）等
- ※2 単年度あたり300～500万円迄を支援



③ スマート農業導入 スマート農業に必要なRTK-GNSS基準局の設置等を支援

- (ハード) スマート農業の導入に向けた区画拡大（定額）、RTK-GNSS基準局の整備（定率）等
- (ソフト) トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入（定率）等



④ 病害虫対策 病害虫の発生予防やまん延防止に向けた対策を支援

- 事業実施区域**：植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域
- (ハード) 反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土（定額）、排水路の新設・変更（定率）等
 - (ソフト) 土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）、条件改善促進支援（定率）等



⑤ 水田貯留機能向上 水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な整備を支援

- 事業実施区域**：流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域
- (ハード) 「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置（定額）等
 - (ソフト) 「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整、堰板購入等の条件改善（定額）等



⑥ 土地利用調整 多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けた整備等を支援

- 事業実施区域**：地域計画の策定区域等及びその周辺農地
- (ハード) 粗放的農地利用整備(用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等)（定率）等
 - (ソフト) 交換分合や土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）等



特徴

- **事業実施年度に入ってから**の採択申請が可能（随時受付）
- 必要なハードとソフトを組み合わせ、**最大5年**

お問い合わせ先

・最寄りの農政局、都道府県、市町村
・農林水産省担当課：
農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室（TEL：03-3502-6277）

4 基盤整備を行いたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

基盤整備に係る事業費を補助することにより、事業の実施を支援します。

【事業名：農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設整備事業・畑地帯総合整備事業、農地耕作条件改善事業、大区画化等加速化支援事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、畑作等促進整備事業、農山漁村地域整備交付金、中山間地域農業農村総合整備事業、農業生産基盤情報通信環境整備事業】

対象となる方

事業実施主体が計画する整備区域内の農業者等（事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等）

主な支援内容

1. 農地の整備に係る支援（国の補助率：1/2等）

農地の大区画化や排水対策等により、生産コストの削減や農業の高付加価値化を支援。



（主な特徴）

- 農地の集積・集約化率に応じて、受益者の負担軽減が可能
- 農地中間管理機構が借り入れている一定規模以上の農地等では、受益者負担なしで整備が可能
- 畦畔除去等の簡易な整備も支援

5 基盤整備に必要な資金を調達したい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農業者等が自ら行う基盤整備に必要な資金を長期・低利で融通します。

【事業名：農業基盤整備資金】

対象となる方

基盤整備に必要な資金を調達する農業者等

(土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者、農業振興法人 等)

支援内容

償還期間：25年以内（据置期間：10年以内）

※最新の貸付利率は、公庫のホームページで確認いただくか、公庫等に照会をお願いします。

<融資対象事業>

| 資金の用途 | 事業内容 |
|--------|---|
| かんがい排水 | 頭首工（井堰）、ため池、農業用排水施設、水路、温水施設等（併せ行う安全施設等の設置を含む。）の新設・改良。しゅんせつ船等の取得 |
| 畑地かんがい | 畑地かんがい施設（スプリンクラーの立ち上がり、ヘッドを含む。）の新設・改良 |
| ほ場整備 | 区画整理、かんがい排水施設、客土、暗渠排水、農道等の工種を総合的に実施する事業 |
| 暗渠排水 | 完全暗渠（土管の埋設）、簡易暗渠（朶木、竹、木材、石れきの埋設）、弾丸暗渠（地下穿孔機牽引する方法）等の新設 |
| 客土 | 搬入客土、流水客土、ポンプ客土 |
| 農道 | 農道（単独舗装や併せ行う安全施設等の設置を含む。）の新設・改良。農道橋の新設・改良 |
| 索道 | 空中ケーブルの新設・改良。軌条（モノラック）の新設・改良 |
| 畦畔整備 | コンクリート、ブロック、石積畦畔 |
| 石れき除去 | 耕作に支障となる石れきを除去する事業 |
| 農地造成 | 畑（普通畑、樹園地〔地目変換の事業を含む。〕）、田（わさび田等を含む。）の造成 |
| 農地保全 | シラス等特殊土壌対策、急傾斜地帯対策、水質障害対策等の事業 |
| 防災 | 老朽ため池整備、地盤沈下対策、たん水防除等の事業 |
| 維持管理 | 土地改良施設の補修、更新、しゅんせつ等の事業（水路の補改修、土水路のコンクリート装甲、フリューム設置、水路や農道の安全施設設置、用排水施設のオーバーホール・塗装、維持管理に必要な建物・施設や機械の取得など） |
| その他 | 農村環境基盤施設、集落環境基盤施設、飲雑用水施設、牧野の造成、改良、保全 等 |

お問い合わせ先

最寄りの株式会社日本政策金融公庫の各支店

・農林水産省担当課：農村振興局土地改良企画課組織強化企画班（TEL：03-3502-6006）

6 農業参入したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

農業参入に関心のある法人からの相談対応や都道府県とのマッチングなどを行うイベントを開催します。

【事業名：農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち経営発展・就農促進委託事業】

対象となる方

農業参入に関心のある法人

支援内容

- ・ 農業参入に関心のある法人が都道府県等へ直接相談したり、情報の提供が受けられます。
- ・ 異業種から参入した法人の事例紹介やミニセミナーに参加できます。



開催イメージ

お問い合わせ先

農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手・法人総合対策室担い手・法人企画班
(TEL：03-6744-2143)

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

都道府県が整備する農業経営・就農支援センターによる農業参入に関する相談対応等の取組を支援します。

【事業名：農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち農業経営・就農サポート事業】

対象となる方

農業参入に関心のある法人

支援内容

- ・ 都道府県が整備する農業経営・就農支援センターが行う、農業参入に関する相談対応や参入候補市町村等との調整、参入相談会の開催等の取組を支援します。

お問い合わせ先

・お住まいの都道府県 (<https://www.maff.go.jp/j/keiei/soudanjyo.html>)

都道府県農業経営・就農支援センターは
上記URL又はこちらのQRコードから



・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手・法人総合対策室法人育成班
(TEL：03-3502-6441)

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

地域計画における将来の受け手がない農地を解消するため、国が民間団体の知見を生かし、都道府県や市町村と連携して、外部からの担い手の参入を支援します。

【事業名：地域外からの担い手参入促進緊急対策】

対象となる方

外部から参入したい担い手（農業法人、異業種の企業）
地方公共団体（都道府県、市町村）

支援内容

1. 農業参入に関する情報（参入可能な農地に関する情報、農地制度の情報等）を掲載する外部から参入したい担い手向けのWEBサイトを公開し、農業参入を支援します。
2. 地域計画の区域外の担い手を誘致したい地方公共団体に外部から参入したい担い手を誘致し、参入から経営発展までの計画策定を支援します。

お問い合わせ先

農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手・法人総合対策室担い手・法人企画班
(TEL：03-6744-2143)

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

地域の中核になって農地を引受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

【事業名：地域農業構造転換支援対策のうち地域農業構造転換支援事業】

◆ 地域農業構造転換支援対策のうち地域農業構造転換支援事業

➤➤ 34番 54ページへ

7 新たに農業を始めたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

就農希望者に向けた情報発信と就農相談等を支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農業人材確保推進事業、
農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち農業経営・就農サポート事業】

対象となる方

- 事業の実施主体は民間団体、都道府県等

支援内容

1. 都道府県、市町村等の就農支援情報・研修情報等の発信等を行うホームページ（農業をはじめる.JP）及び全国新規就農相談センターの運営を支援します。
2. 産地・農業法人等と就農希望者とのマッチングを促すため、大都市で就農フェア（新・農業人フェア）を開催する取組を支援します。
3. 都道府県が整備する農業経営・就農支援センターが行う、就農等の相談対応や就農候補市町村等との調整、就農相談会の開催等の取組を支援します。

お問い合わせ先

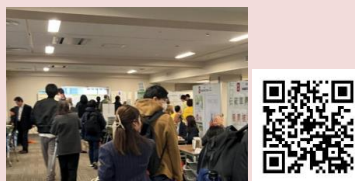
- 1・2 農林水産省担当課：経営局就農・女性課就農促進G（TEL：03-3502-6469）
- 3 農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手・法人総合対策室法人育成班（TEL：03-3502-6441）

就農を希望する皆さまへのご案内

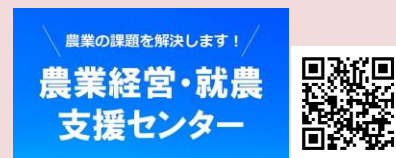
就農に向け「農業をはじめる.JP」で情報収集、新・農業人フェアや都道府県農業経営・就農支援センターで就農相談をしてみませんか？



就農に関するポータルサイト「農業をはじめる.JP」



(新・農業人フェアHPより)
新・農業人フェア



都道府県農業経営・就農支援センター

（関連）新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業
 9番 27ページへ

→ 地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援します。

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金を交付します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金】

対象となる方

就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生

支援内容

交付額：13.75万円／月（最大165万円／年）×最長2年間

※ 国内での2年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性がある海外研修を行う場合は交付期間を1年延長することができます。

交付要件

- ① 就農予定時の年齢が49歳以下であること
- ② 独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農を目指すこと
※ 独立・自営就農を目指すものについては、就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること
※ 親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承する、農業法人の共同経営者になる又は独立・自営就農すること
- ③ 都道府県等が認めた研修機関等で概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること
※ 就農に関するポータルサイト（農業をはじめ.jp）に研修計画等を登録していること
- ④ 常勤の雇用契約を締結していないこと
- ⑤ 生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- ⑥ 申請時の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則600万円以下であること
- ⑦ 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること 等

※ 以下の場合は返還となります。

- ・適切な研修を行っていない場合
- ・研修終了後、1年以内に就農しなかった場合
- ・交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、就農を継続しない場合 等

お問い合わせ先

・都道府県、市町村の農政担当窓口

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、独立・自営就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金】

対象となる方

次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者

支援内容

交付額：13.75万円／月（最大165万円／年）×最長3年間

※ 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分（最大247.5万円/年）を交付します。
複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付します。

交付要件

- ① 就農時の年齢が49歳以下で、認定新規就農者であること
- ② 独立・自営就農であること
 - 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - 主要な機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること
 - 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - 経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
 - 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- ③ 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、かつ新規参入者と同等の経営リスク（経営の多角化や新技術の導入等）を負うと市町村に認められること
- ④ 就農する市町村の地域計画のうち「目標地図」に位置付けられていること（見込みも可）又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ⑤ 生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- ⑥ 申請時及び交付期間中の前年の世帯全体（親子及び配偶者の範囲）の所得が原則600万円以下であること 等

※ 園芸施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入する必要があります。

※ 以下の場合は返還となります。

- ・原則、前年の世帯所得が600万円を超えた場合
- ・適切な経営を行っていない場合
- ・交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しない場合 等

お問い合わせ先

・市町村の農政担当窓口

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入等の取組を支援します。

【事業名：新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業（初期投資促進タイプ）
・新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（通常枠）】

対象となる方

就農時の年齢が49歳以下で、認定新規就農者であること

支援内容

機械・施設や家畜等の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費を支援

支援額：補助対象国費上限：500万円

（経営開始資金の交付対象者は上限：250万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

〈例：国1/2、県1/4、本人1/4〉

※1 夫婦ともに就農を行う場合は、補助対象国費上限が1.5倍になります。

※2 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、補助対象国費上限は次のいずれか低い額になります。

①1,000万円

②経営開始資金の交付対象者は250万円、対象でない者は500万円
（夫婦を含む場合は当該夫婦について※1の額）として合算した額

交付要件

- ① 令和7年度又は令和8年度中に新たに農業経営を開始し、独立・自営就農すること
- ② 親等の経営の全部又は一部を継承する場合には、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）であること
- ③ 就農する市町村の地域計画のうち「目標地図」に位置付けられていること（見込みも可）
又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ④ 本人負担分の経費について、金融機関から融資を受けること（青年等就農資金を活用可） 等

お問い合わせ先

・市町村の農政担当窓口

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者（65歳未満）に対し、農業用機械・施設の導入等の取組を支援します。

【事業名：地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業】

対象となる方

65歳未満の認定新規就農者（市町村から青年等就農計画の認定を受けている個人・法人）

支援内容

対象者が自らの経営において使用するために行う、以下の取組が対象です。

- 農業用機械・施設の改良又は取得（中古含む）
- 農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去
- 家畜の導入
- 果樹・茶の新植・改植 等

補助率：3/10

補助対象国費上限：個人1,500万円 法人3,000万円

交付要件

- ① 独立・自営就農時の年齢が65歳未満であること
- ② 営農地が属する地域計画が、以下の I 若しくは II の要件を満たしている、又は、地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに要件を満たすことが確実であること
 - I 地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）
 - II 目標集積率が現状集積率より10ポイント以上増加する
- ③ 対象者が地域計画のうち目標地図に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
- ④ 導入する農業用機械等について、園芸施設共済、農機具共済の加入等を行うこと
- ⑤ 経営開始資金との同時受給は不可（資金受給終了後は活用可能）
- ⑥ 以下のいずれか1つの成果目標を選択すること
 - I 経営面積の3割以上の拡大
 - II 付加価値額1割以上の拡大（付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費）
 - III 労働生産性3%以上の向上（労働生産性 = 付加価値額 ÷ 総労働時間（又は労働人数）） 等

お問い合わせ先

・市町村の農政担当窓口

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援します。

【事業名：青年等就農資金】

対象となる方

新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた方（認定新規就農者）

- ※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半を占める法人
- ※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内の者を含み、認定農業者を除く

支援内容

1. 借入条件等

- (1) 資金使途：施設、機械の取得等
(農地等の取得は除く)
- (2) 貸付利率：無利子
- (3) 借入限度額：3,700万円（特認限度額 1 億円）
- (4) 償還期限：17年以内
- (5) 据置期間：5年以内
- (6) 担保等：実質無担保・無保証人

2. 取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫
(沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫)

- ※ 1 農協等民間金融機関による転貸も可
- ※ 2 予算の範囲内で実施されるため、融資の実行時期によっては、ご希望に添えない場合があります。

<資金使途の例>

- ① 農地・牧野の改良、造成に必要な資金
- ② 農地・採草放牧地の賃借権等の取得に必要な資金
- ③ 果樹の植栽、育成に必要な資金
- ④ オリーブ・茶・多年生草木・桑・花木の植栽、育成に必要な資金
- ⑤ 家畜の購入、育成に必要な資金
- ⑥ 次に掲げる費用の支出に必要な資金
 - ・ 農機具、運搬用器具等の賃借権の取得に必要な資金
 - ・ 創立費、開発費等に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - ・ 農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金
- ⑦ 次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
 - ・ 農舎、畜舎、農機具及び運搬用器具等
 - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等

お問い合わせ先

- ・ 最寄りの市町村、都道府県、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫
- ・ 農林水産省担当課：経営局 就農・女性課 就農促進G（TEL：03-3502-6469）

もう登録しましたか？メールマガジン「一農ネット」

「一農（いちのう）ネット」は、農業でがんばる、農業に興味のある皆さんへ農林水産省からの情報を直接お届けするメールマガジンです。就農希望者や新規就農者、農業法人で働く方、また、そんな方々を応援する皆さんなど、どなたでも登録いただけます。

メールマガジンに関するお問い合わせ先
農林水産省 経営局 就農・女性課（TEL:03-3502-6469）



| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

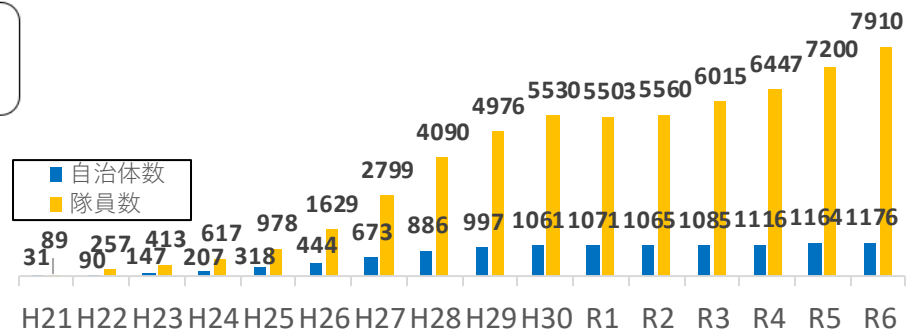
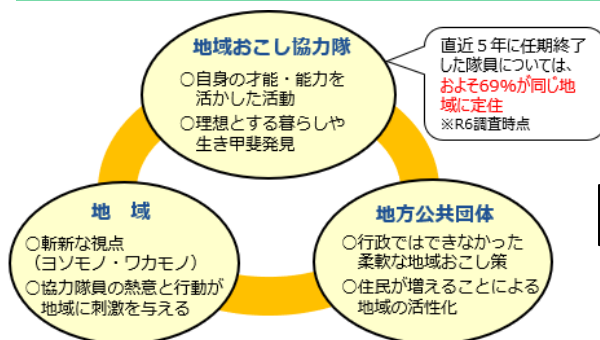
都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱し、一定期間、農林水産業への従事などの「地域協力活動」を行いながらその地域への定住・定着を図る取組を支援します。 【事業名：地域おこし協力隊】

活動期間：概ね1年以上3年以下（※最大5年とする特例あり）

対象となる方

地方公共団体（地域要件あり）

取組の趣旨、隊員数・取組自治体数の推移



直近5年に任期終了し定住した隊員(4,477人)の、**約1割(428人)**が就農
※R6調査時点

隊員の**約4割は女性**

隊員の**約6割が20歳代と30歳代**

支援内容

地方公共団体を対象に、以下の経費について特別交付税措置

- ・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限
- ・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
- ・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：
団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等
- ・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：
550万円／人を上限(報償費等：350万円、その他活動経費：200万円)
- ・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
- ・地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：
100万円／人を上限（任期2年目から任期終了後3年以内の起業・事業承継が対象）
※ 新規雇用を伴う起業または雇用者の維持を伴う事業承継の場合…200万円/人を上限
- ・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
- ・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費
(200万円／団体を上限)
- ・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）



地域おこし協力隊の詳細については以下をご覧ください。

総務省HP：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html

お問い合わせ先

- ・総務省：地域力創造グループ 地域自立応援課（TEL：03-5253-5391）
- ・都道府県、市町村の地域おこし協力隊担当窓口

8 認定新規就農者になりたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

市町村が認定した農業経営を開始する青年等に対して早期の経営安定に向けたメリット措置を集中的に実施します。

【事業名：認定新規就農者制度】

認定の流れ

1. 対象者（青年等就農計画の申請者）

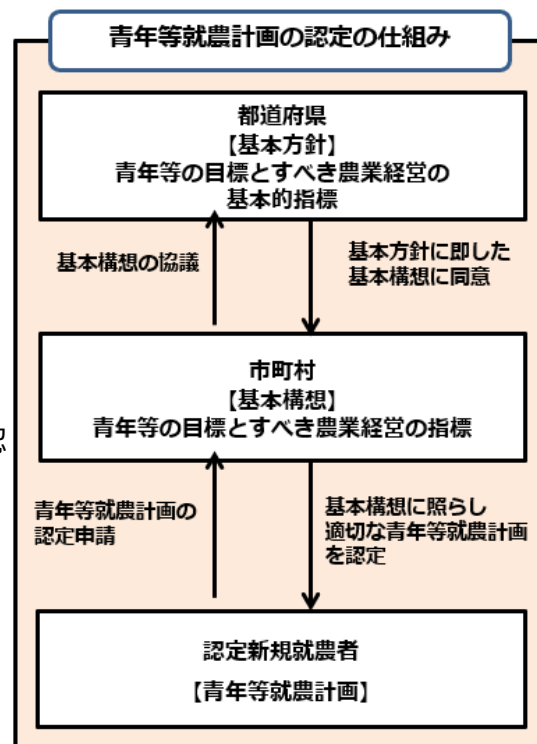
その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等※

- ※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者が役員の過半を占める法人
- ※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

2. 青年等就農計画の認定

市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合にその認定を実施します。

- ① その計画が市町村の基本構想に照らし適切であること
- ② その計画が達成される見込みが確実であること 等



認定新規就農者に対する 支援内容

★認定新規就農者は以下のメリット措置を受けることができます

- 青年等就農資金（無利子融資）
- 経営発展支援事業
- 経営開始資金
- 担い手確保・経営強化支援事業
- 農地利用効率化等支援交付金
- 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）
- 認定新規就農者への農地集積の促進
- 農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）

お問い合わせ先

・市町村の農政担当窓口

9 新たな人材を確保したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

49歳以下の就農希望者を新たに雇用して、農業に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う農業法人等に対して、資金を交付します。

【事業名：雇用就農資金（雇用就農者育成・独立支援タイプ）】

対象となる方

49歳以下の就農希望者を雇用する農業法人等に資金を交付します。主な要件は以下のとおりです。

【農業法人等の主な要件】

- ・ おおむね年間を通じて農業を営む事業体等であること
- ・ 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること
（雇用就農者が支援終了後に独立することを前提としている場合は有期雇用でも可）
- ・ 農業経験が原則 5 年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ・ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
- ・ 過去 5 年間に本事業や農の雇用事業等の対象となった雇用就農者が 2 名以上の場合、農業への定着率が 2 分の 1 以上であること
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと
- ・ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること

【雇用就農者の主な要件】

- ・ 原則50歳未満の者であること
- ・ 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- ・ 過去の農業経験が5年以内であること
- ・ 原則として、農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと
- ・ 過去に就農準備資金や農業次世代人材投資資金の準備型等で同様の研修を受けていないこと

支援内容

助成額：年間最大60万円（最長4年間）

- ※ 雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は、年間15万円加算。
- ※ 1 経営体当たりの新規採択人数は年間 5 人まで、かつ、3 人目以降の助成額は年間最大20万円
- ※ 雇用就農資金には、雇用就農者育成・独立支援タイプのほか、就農希望者を一定期間雇用し、新たな農業法人の設立による独立就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための研修を行う農業法人等に対して資金を助成する「新法人設立支援タイプ」もあります。
助成額：年間最大120万円（最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円）

お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・ 農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2160）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

次世代の経営者を育成するため、国内外の先進的な農業法人や食品企業等の異業種の法人に職員を派遣して研修を行う農業法人等を支援します。

【事業名：雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）】

対象となる方

次世代の経営者を育成するため、職員を派遣して研修を行う農業法人等を支援します。主な要件は以下のとおりです。

【派遣元となる農業法人等の主な要件】

- ・ 派遣する職員を正職員として雇用していること
- ・ 派遣を受け入れる法人との間に出向契約を結ぶこと
- ・ 研修終了後1年以内に役員又は研修成果を活かした部門責任者等、経営の中核を担う役職に登用することを確約していること
(個人経営の場合は、経営を移譲すること又は経営を法人化した上で役員等に登用することを確約していること)

【派遣を受け入れる法人の主な要件】

- ・ 派遣元となる農業法人等と人材育成を目的とした出向契約を結び、職員を受け入れること
- ・ 受け入れた職員を労働保険（雇用保険、労災保険）に加入させること
- ・ 次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること

【派遣職員の主な要件】

- ・ 派遣元となる農業法人等の役員、正職員又は個人経営の後継者で既に就農し経営に参画していること
- ・ 原則55歳未満の者であること

支援内容

助成額：月最大10万円（①②合計）（最短3ヶ月～最長2年間）

助成対象経費

- ①派遣する職員に替わり新たに雇用する職員（代替職員）の人件費
 - ②派遣する職員の研修に伴う転居費、住居費、交通費、研修負担金
- （いずれも派遣元が負担するものに限ります）

お問い合わせ先

- ・（一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2160）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

新規就農者の誘致体制の整備や研修農場の整備を支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業、地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業（新規就農者誘致環境整備（スマート農業導入就農型））】

対象となる方

市町村、都道府県、協議会、民間団体等

支援内容

1 新規就農者の誘致体制の整備

複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動を支援します。

（複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築）

コーディネータ設置、検討会開催、先進地視察、マニュアル整備 等

（誘致の実践）

地域農業のPRコンテンツ作成、現地見学会開催 等

（就農前後の者に対するトータルサポート活動の実施）

・短期農業研修の実施

・就農支援員の設置又は地域の先輩農業者への依頼により、就農前後の者に対する農地確保、資金調達、生活面、技術面等についての相談対応・指導 等を実施

2 研修農場の整備

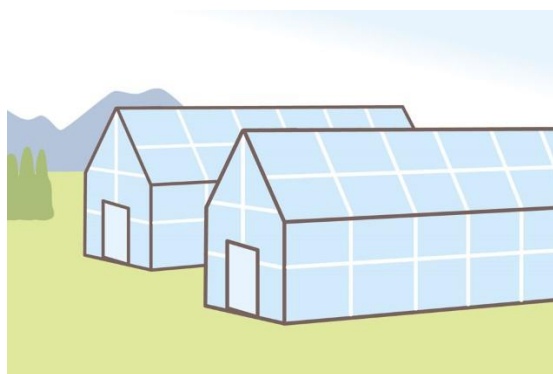
就農希望者が実践的な研修を行う研修農場に必要な機械・設備の導入、施設整備等を支援します。

※地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業（新規就農者誘致環境整備（スマート農業導入就農型））は、スマート農業技術が組み込まれているものに限る。

補助率

1：定額

2：2分の1以内



お問い合わせ先

都道府県、市町村の農政担当窓口
農林水産省 経営局 就農・女性課 農業教育G（TEL：03-6744-2162）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

農業経営や生産技術に関する研修を実施する農業教育機関等を支援します。

【事業名：新規就農者育成総合対策のうち農業教育高度化事業、新規就農者確保緊急円滑化対策のうち農業教育環境整備事業、地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業】

対象となる方

農業に関する研修を実施する都道府県、市町村、民間団体等の農業教育機関
(研修の対象者：農業者、就農希望者、農業教育機関の学生等)



支援内容

- 農業大学校・農業高校等の農業教育機関における、社会人の就農希望者や現役の農業者を対象とした研修を含めた、農業教育の高度化、充実のための取組への支援
- 雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルを創出するため、スマート農業に関する技術や高度な経営管理能力とリーダーシップを育成する研修カリキュラムの開発・実施等を支援

特徴

- 各都道府県が作成する農業教育高度化プランに位置付けられた農業大学校・農業高校等の農業教育機関の農業教育の高度化・充実、先進的な教育・研修モデルの創出等のための以下の取組を支援します。
 - ・ スマート農業、環境配慮型農業等の教育カリキュラムの強化
 - ・ 研修用農業機械・設備の導入（リースを含む）、研修施設等の整備、ICT環境の整備
 - ・ 就農コーディネーターの設置や現場実習や出前授業等、若者の就農意欲を高める取組
 - ・ 営農類型に即した体系的なスマート農業技術のリ・スキリングモデルの創出を支援※スマート農業研修に要する農業機械・設備の導入、カリキュラム開発等に要する経費
- 就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルを創出するため、スマート農業に関する技術や高度な経営管理能力とリーダーシップを育成する以下の取組等をモデル的に支援します。
 - ・ スマート農業に関する新たなカリキュラムの検討・実施
 - ・ 研修用スマート農業機械等の導入
- 各都道府県では農業経営や農業技術等に関する様々な研修を開催しています。
https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_kyoiku/kennsyuu.html
※2026年度の研修開催情報については、各研修機関にお問合せください。

お問い合わせ先

- ・都道府県の農政担当窓口
- ・農林水産省 担当課：経営局 就農・女性課 農業教育G（TEL：03-6744-2162）

10 労働環境を改善したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

地域協議会等が実施する就労条件や労働環境の改善などの働き方改革を推進するための取組を支援します。

【事業名：雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業（働きやすい環境づくりコース）】

対象となる方

以下の要件を満たす協議会等

- ①働きやすい環境づくりに取り組む農業経営体（農援サービス事業体を含む）を3者以上含む
※雇用型経営体が少ない地域で、地域計画に位置付けられる等の地域の核となる農業経営体の場合は、「1経営体以上」で申請可能。
- ②関係機関（地方公共団体や指導農業士会、JA、法人協会、青年農業者団体等）を1者以上含む

支援内容

農業現場における労働力不足を解消するため、働きやすい就労環境づくりに向けた以下の取組を支援します。

1. 働きやすい環境づくり計画の策定・推進
 - ・働きやすい環境づくり計画の策定や取組状況の確認のための会議の開催
 - ・協議会構成員（農業経営体）における就労条件や従業員の満足度を把握するための調査の実施
2. 働きやすい労働環境づくりのための研修等の実施
 - ・就労条件改善、労務管理に係る研修会の開催・パンフレットの作成
3. 就労条件改善の取組
 - ・就業規則等の策定・見直しのための社会保険労務士等によるコンサルティング費用 等
 - ・労働時間の削減のための経営計画の見直し、経営分析・営農支援システムの導入 等
 - ・労働負荷削減のための見直しのための作業工程の見直し、作業マニュアルの作成 等
 - ・マネジメント体制の強化のための人事制度や人材管理システムの導入 等
4. 就労条件改善を労働力の確保につなげるための取組
 - ・求人広告の掲載、就職説明会への出展やイベントの開催、応募した労働者に対する研修会の開催 等



今雇っている従業員の満足度を上げるためには、どうしたらいいのだろう？



↑ 作業効率UP



↓ 労働負荷DOWN

お問い合わせ先

○事業実施主体は公募により選定
農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G
(TEL：03-6744-2160)



事業詳細は
QRコードから

11 経営体の魅力を発信したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

農業経営体の魅力ある取組を、農業の「働き方改革」実行宣言サイト内で紹介します。

【サイト名：農業の「働き方改革」実行宣言】



農業の「働き方改革」実行宣言特設サイトにて
農業経営体の魅力ある取組を紹介しています。

農業がより魅力的な職業となるようにするには、
将来を見据え、「選ばれる」経営体になるには、
多様なチャレンジが今、始まっています。
このサイトでは農業経営者の皆さんの、農業の「働き方改革」実行宣言を紹介します。
そして、「働き方改革」に取り組む経営体についても知ることができます。



◆応募資格

農業経営者の方（法人でも家族経営でも）

◆公表

農業の「働き方改革」実行宣言特設サイトにて順次掲載
農業高校、農業大学校生をはじめとし一般に広く周知

◆応募方法

特設サイト内の応募フォームより、次の内容を送信ください。

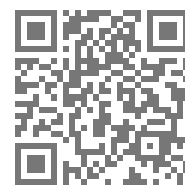
- ① 私の働き方改革実行宣言（目標と取組内容）
- ② ①のポイントを持った写真

農業の「働き方改革」実行宣言特設サイト

<https://be-farmer.jp/hatarakikata/>

（全国新規就農相談センター内）

宣言の紹介のほか、ガイドブック、事例など、「働き方改革」を具体的に進める情報を掲載



お問い合わせ先

- ・全国新規就農相談センター（TEL：03-6910-1133）
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課企画G（TEL：03-3501-1962）

12 農福連携に取り組みたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

農福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、農業分野への就業を希望する障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備等を支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち農福連携型）】

対象となる方

農林水産業を営む法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、地域協議会（構成員に市町村を含むこと）、農業協同組合等の農林漁業者の組織する団体、民間企業

支援内容

1 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

障害者等の農林水産業に関する技術習得、作業工程のマニュアル化、農業分野への就業を希望する障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、賃借による移動式トイレの導入等を支援します。

- 事業期間 上限2年間
- 交付率 定額（上限300万円（年標準額150万円）、整備事業を経営支援で取り組む場合は上限600万円（年標準額300万円）、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度において40万円加算可能）



農産加工の実践研修



養殖籠補修、木工技術の習得



ユニバーサル農園の開設



移動式トイレの導入

2 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる農林水産物生産・加工・販売施設、ユニバーサル農園施設、安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。

- 事業期間 上限2年間（基本1年間）
- 交付率 1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、介護・機能維持400万円、経営支援2,500万円）



農業生産施設
（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



処理加工施設



園地、園路整備



休憩所・トイレの整備

「農福連携の推進」について：https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/sien_seido.html

お問い合わせ先

- ・最寄りの農政局等
- ・農林水産省担当課：農村振興局都市農村交流課農福連携推進室（03-3502-0033）

13 経営継承のためのアドバイスを受けたい

- 認定 農業者
- 認定 新規
- 個人
- 法人
- サービス 事業者
- 集落 営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

円滑な経営継承に向けて、経営継承に関する相談対応や専門家による助言、就農希望者と経営移譲希望者とのマッチングなどの取組を支援します。

◆ 農業経営・就農サポート推進事業

➡➡ 24番 44ページへ

→ 都道府県が整備する農業経営・就農支援センターにおいて、税理士や中小企業診断士などの専門家が、農業者に対して、農業経営に関するさまざまな課題や悩みを解決するためのアドバイスする取組を支援します。

お問い合わせ先

- ・お住まいの都道府県
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手・法人総合対策室法人育成班 (TEL：03-3502-6441)

(参考) 経営継承に活用できるパンフレット



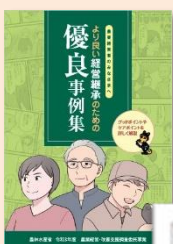
農業の経営継承に関する手引き

経営継承の準備段階から実行段階までにおいて検討すべき事項、留意点、対応方法、各種様式などを具体的に解説した資料。



農業経営未来ノート

経営継承の必要性、経営の現状等を把握し、継承をする際に検討すべき事項を農業者自身が書き込める資料。



より良い経営継承のための優良事例集

経営継承した農業者の取組内容について、参考となるポイントなどをマンガで紹介した資料。



早期継承をした事例動画、要約リーフレット

経営継承（親族間、従業員、第三者）した農業者が早期継承のメリットなどを伝える動画（5分程度）。



詳細は農林水産省のHPへ パンフレット等はダウンロード可能です。
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/keieikeisyo.html>



お問い合わせ先

- ・お住まいの都道府県
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手企画班 (TEL：03-6744-2143)

14 経営を継承する人材を確保・育成したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

経営継承を受けることを希望する就農希望者を一定期間雇用し、就農者による新たな法人設立に向けて農業技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修を行う個人経営体に対して、資金を交付します。

【事業名：雇用就農資金（新法人設立支援タイプ）】

対象となる方

49歳以下の就農希望者を雇用する個人経営体に資金を交付します。主な要件は以下のとおりです。

（経営体の主な要件）

- ・ おおむね年間を通じて農業を営む経営体であること
- ・ 従業員として雇用契約を締結すること
- ・ 農業経験が原則5年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ・ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
- ・ 過去5年間に本事業や農の雇用事業等の対象となった雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと
- ・ 地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること

（雇用就農者の主な要件）

- ・ 本事業での支援終了後1年以内に法人設立する意向がある原則50歳未満の者であること
- ・ 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- ・ 過去の農業経験が5年以内であること
- ・ 原則として、農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと
- ・ 過去に就農準備資金や農業次世代人材投資資金の準備型等で同様の研修を受けていないこと

支援内容

助成額：年間最大120万円（最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円）

- ※ 新規雇用就農者の増加分が支援対象。
（新規雇用就農者の離農理由が農業法人等の責によらない場合は、この限りではない。）
- ※ 雇用就農者が障がい者、生活困窮者又は刑務所出所者等の場合は、年間15万円加算。

お問い合わせ先

- ・ （一社）全国農業会議所（TEL：03-6265-6891）または都道府県の農業会議
- ・ 農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用G（TEL：03-6744-2160）

15 経営を継承して新規就農したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

将来の担い手の円滑な確保を図るため、親元就農を含む円滑な経営継承・経営発展に向けた取り組みを後押しします。

【事業名：新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業（世代交代円滑化タイプ）
・新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠）】

対象となる方

独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者

支援内容

- ① 経営資源の有効利用に向けた取組
機械・施設等の経営資源を継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費
 - ② 円滑な経営移譲に向けた取組
法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等）
 - ③ 経営発展に向けた取組
機械・施設や家畜の導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等に要する経費
- 支援額：補助対象国費上限：600万円（①～③の合計）
補助率：①・② 国1/3、都道府県1/6
③ 国1/2、都道府県1/4
※都道府県支援分の2倍を国が支援

交付要件

- ① 将来像が明確化された地域計画※¹ 又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること
 - ② 令和5年度以降に農業経営を開始した個人・法人※² であること
 - ③ 青色申告を行うこと
 - ④ 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること（青年等就農資金・スーパーL資金を活用可）
 - ⑤ 経営開始資金、経営発展支援事業等との併用は不可 等
- ※¹ 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域
※² 当該農業経営の主宰権を有する役員に、就農時の年齢が原則50歳未満、かつ、令和5年度以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る

お問い合わせ先

・市町村の農政担当窓口

16 経営継承する際に活用できる支援策を知りたい

認定農業者 | 認定新規 | 個人 | 法人 | サービス事業者 | 集落営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他

先代経営者の相続人による遺留分に基づく権利行使を限定し、先代経営者から後継者に対する自社株式・事業用資産の集中的な承継（分散防止）を支援します。

【経営承継円滑化法による遺留分に関する民法の特例】

対象となる方

会社または個人事業の経営を承継する後継者（以下の「後継者」参照）

（「会社」または「個人事業」は、中小企業者等(中小企業基本法第2条に基づく中小企業者等)に該当する必要あり）

※ 農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

| | | |
|------------|-------|--|
| 会社の経営の承継 | 会社 | <ul style="list-style-type: none"> ●中小企業者であること。 ●合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。 |
| | 先代経営者 | <ul style="list-style-type: none"> ●過去又は合意時点において会社の代表者であること。 |
| | 後継者 | <ul style="list-style-type: none"> ●合意時点において会社の代表者であること。 ●先代経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。※推定相続人以外の方も対象となります。 |
| 個人事業の経営の承継 | 先代経営者 | <ul style="list-style-type: none"> ●合意時点において3年以上継続して事業を行っている個人事業者（中小企業者）であること。 ●後継者に事業用資産の全てを贈与したこと。 |
| | 後継者 | <ul style="list-style-type: none"> ●中小企業者であること。 ●合意時点において個人事業者であること。 ●先代経営者からの贈与等により「事業用資産」を取得したこと。 |

支援内容

後継者及び先代経営者の推定相続人全員で、先代経営者から後継者に贈与等された自社株式・事業用資産の価額について、以下の①・②の合意することができます（両方を組み合わせることも可能です）。

①遺留分を算定するための財産の価額から除外する合意(除外合意)

②遺留分を算定するための財産の価額に算入する価額を合意時の時価に固定する(固定合意)（※個人事業を除く）

合意により、先代経営者の相続時、相続人の遺留分に関する権利は、合意に定めたとおり限定されますが、そのためには、以上の「後継者及び推定相続人全員の合意」を得た上で、「経済産業大臣の確認」及び「家庭裁判所の許可」を受ける必要があります。

詳しくはこちら↓

中小企業庁HP：「経営継承円滑化法による支援」

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.html



お問い合わせ先

- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手・法人総合対策室担い手・企画班（TEL：03-6744-2143）
- ・中小企業庁：事業環境部財務課（TEL：03-3501-5803）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

経営力向上計画、特別事業再編計画に基づいてM&Aを実施した場合に、準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）が活用できます。

【中小企業事業再編投資損失準備金】

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が1億円以下の法人または資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人※¹であって、中小企業等経営強化法の経営力向上計画（事業承継等事前調査の記載があるものに限る）の認定を受けた者。

※¹ ただし、次の法人は本税制の措置を受けることができません。

- ①大規模法人（資本金または出資金の額が1億円超の法人、大法人※²の100%子法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③適用を受けようとする事業年度における平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える法人

※² 資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社（常時使用する従業員が1,000人超のもの）または受託法人。

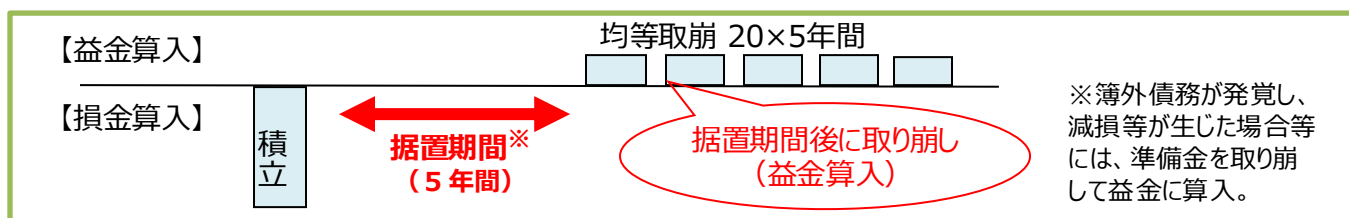
※ 農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

支援内容

<準備金の積立>

事業承継等事前調査を記載した経営力向上計画に沿ってM&Aを実施した際に、投資額の70%以下の金額を準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）。

産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画に従ってM&Aを実施した際に、投資額の最大100%の金額を準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）。益金算入開始までの据置期間は10年。



詳しくはこちら↓

中小企業庁HP：「中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）」

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/shigenshuyaku_zeisei.html



経済産業省HP：「事業再編の促進（産業競争力強化法）」

https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/saihen_2.html



お問い合わせ先

- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手・法人総合対策室担い手・法人企画班 (TEL：03-6744-2143)
- ・中小企業税制サポートセンター (TEL：03-6281-9821)

17 地域の畜産経営資源を継承して新規就農したい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

後継者不在の畜産経営等の経営資源を継承して新規就農する場合に必要な畜舎等の施設整備や家畜の導入等を支援します。

【事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）】

対象となる方

畜産クラスター計画に位置付けられた、新規就農者・経営継承者

※ 畜産クラスター：地域の畜産の収益性や持続性の向上の取組を進めるために、畜産農家、畜産関連事業者等が連携した体制

畜産クラスター計画：畜産クラスターが作成する地域の畜産の収益性・持続性向上のための計画

新規就農者・経営継承者：就農後5年以内の者（経営継承においては、当該経営に従事してから5年以内の者）

支援内容

畜産クラスター計画に位置づけられた新規就農者・経営継承者に対し、畜産・酪農経営の持続性の向上や社会的課題に対応する取組に必要な①補改修を含む施設整備や施設整備と一体的な家畜導入、②機械の導入を支援します（補助率：1/2以内）。

特徴

【持続性向上タイプ】

① 様々な**成果目標**が設定できます

新規就農者・経営継承者においては、「地域で経営支援チームを作り、年3回以上の支援会議の開催」することを成果目標に設定できます。

② 施設の**補改修・中古機械**の導入を推進

補改修及び中古機械の導入をしやすくすることで、新規就農者の初期投資負担を低減します。

<ポイント>

施設：収益性向上の成果目標は不要

機械：中古機械に限り3者見積りは不要

持続性向上タイプの成果目標

| 分類 | 主な成果目標 |
|------------|---|
| 1 環境 | ① 国産飼料利用量の5%（3%）増 ※（ ）は都府県 ② 堆肥販売量の5%以上の増加 など |
| 2 地域経済・担い手 | ① 飼養管理のための給与等（人件費）の5%以上の増 ② 新規就農者・経営継承者への支援チームの構築と年3回の支援会議の開催 など |
| 3 AW・家畜衛生等 | ① AW畜産物の販売量と販売単価の5%増 ② 家畜疾病発生率の5%低減 ③ 野生鳥獣による被害面積の5%低減 など |

【収益性向上タイプ（新規就農優先枠）】

① 「1頭当たり**販売額**の増」「**生産コスト**の減」「**所得**の増」のいずれかを成果目標に設定します

② 補改修に伴う内部設備等の**撤去費用**も**補助対象**となります

③ 後継者不在の畜産経営の経営資源を継承するための**権利調整**や**登記手続き**を**支援**します
（補助率：定額、100万円以内）

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
・農林水産省担当課：畜産局企画課推進班（TEL：03-3501-1083）

18 農業の生産基盤強化のため、後継者のいないハウス、樹園地、農業機械の継承に取り組みたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策】

対象となる方

地域再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプ）」に位置付けられている農業者、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）

支援内容

1 整備事業（補助率：1/2以内）

新規就農者や担い手への継承に必要な低コスト耐候性ハウス等の再整備

2 基金事業（補助率：定額、1/2以内等）

- ① 新規就農者や担い手への農業用ハウス譲渡のためのパイプハウスの再整備・改修
- ② 継承者へ譲渡されたまたは譲渡する計画のある果樹園・茶園の再整備・改修
- ③ 後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした作業受託組織等での農業機械の再整備・改良
- ④ 再整備・改修した施設・果樹園等の継承ニーズの把握及びマッチング、受け皿組織における継承までの間の維持に必要な備品、生産資材の購入
- ⑤ 生産技術を継承・普及するための栽培管理・労務管理等の技術実証、技術継承・普及のための人材育成（座学・実地研修）農業機械の安全取り扱い技術向上のための研修

実施要件

- ・基準を満たした成果目標を定めること
- ・生産基盤の強化と次代への円滑な継承を図るために必要な再整備・改修に取り組む場合は、5年以内に農業用ハウス等を継承者に譲渡する計画があること、又はすでに譲渡を受けているが、これから本格的な営農を開始する計画があること

特徴

以下のような取組に活用できます。

【生産装置を継承する体制づくり】

※以下の3つの取組を行う場合は必須の取組（事業活用の有無は問いません）。支援内容2④

【ハウスの再整備・改修】

- ・既存ハウスの骨組みとなるパイプ等の交換・補修・補強及び被覆資材、内張フィルム等の交換・補修・追加に必要な資材の購入
- ・パイプハウスの再整備（建て直し）、改修に必要な資材の購入

支援内容2①

【樹体支持設備や被害防止設備等の再整備・改修等】

- ・樹体支持設備や被害防止設備等の再整備または改修に必要な資材の購入
- ・果樹：優良な品目・品種への改植（同一品種も可）
茶：改植、有機栽培への転換等

支援内容2②

【農業機械の再整備】

- ・作業受託等による後継者不在の農地等における生産機能の継承に必要な農業機械の導入又はリース導入
- ・作業受託等による後継者不在の農地等における生産機能の継承に必要な農業機械の改良

支援内容2③

【生産技術の継承】

- ・栽培管理等の技術実証や、技術継承・普及のための人材育成（座学・実地研修）、農業機械の安全取扱技術向上のための取組を支援



お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課施設園芸対策班（TEL：03-3593-6496）

19 経営資産を後継者に引き継ぎたい（個人向け）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

農地を後継者に承継した際に課される贈与税・相続税の負担を軽減します。

【事業名：農地の贈与・相続に係る特例措置】

対象となる方

個人事業者
(主な要件)

- ・ 対象となる農地等※1を一括して贈与すること（贈与の場合）
- ・ 先代経営者は農地等の贈与日まで引き続き3年以上農業を営んでいること（贈与の場合）
- ・ 後継者は贈与者の推定相続人、18歳以上、担い手であること等について農業委員会の証明を受けること（贈与の場合）
- ・ 後継者は相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行う者（相続の場合）等

支援内容

【贈与の場合】

農業者が、農業の用に供している農地の全部※1を後継者（推定相続人の1人）に一括して贈与した場合、後継者に課税される贈与税の納税が猶予されます（贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに贈与税は免除）。

【相続の場合】

相続又は遺贈により取得した農地等が引き続き農業に用いられる場合、相続税額のうち農業投資価格※2を超える部分にかかる相続税が、一定の要件のもとに猶予されます。（相続人が死亡した場合等に猶予税額が免除）

※1 農地のほか、採草放牧地を贈与する場合は当該採草放牧地の3分の2以上、農地・採草放牧地とともに準農地を贈与する場合は当該準農地の3分の2以上。

※2 農地等が恒久的に農業の用に供される土地として自由な取引がされるとした場合に通常成立すると認められる価格として国税局長が決定した価格（20万円～90万円程度/10a）

詳しくはこちら↓

農水省HPI「農地に関する税制特例について」：http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/nouchi_seido/zeisei.html

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

後継者が事業用資産を承継する際に課される贈与税・相続税の負担を軽減します。

【事業名：個人版事業承継税制】

対象となる方

個人事業者 ※令和10年9月末までに個人事業承継計画を提出し、令和10年12月末までに贈与又は相続等をする必要がある。

【先代経営者の要件】

- ・ 贈与又は相続年を含め、3年間青色申告（55万円控除）を提出していたこと
- ・ 贈与又は相続の前年の農業総収入金額が零を超えること
- ・ 贈与の場合、認定申請時まで農業について廃業の届出書を提出していること など

【後継者の要件】

- ・ 贈与又は相続により、特定事業用資産の全てを取得していること
- ・ 青色申告の承認を受けていること
- ・ 農業について開業の届出書を提出していること
- ・ 贈与の場合、18歳以上であり、農業に3年以上従事していること
- ・ 相続の場合、相続開始直前に農業又は同種の事業に従事していること など

支援内容

後継者が経営承継円滑化法の認定を受け、先代から特定事業用資産を承継した際の贈与税・相続税の納税が猶予されます。

【対象となる事業用資産】

- ・ 農地等以外の土地・建物 [畜舎・ライスセンター等]（土地は400㎡、建物は800㎡まで）
- ・ 車両・運搬具 [トラック等]
- ・ 機械・器具備品 [トラクター、コンバイン、自動計量器等]
- ・ 生物 [乳牛、樹体等の償却資産]
- ・ 無形償却資産 [商標等]

詳しくはこちら↓

中小企業庁HP：https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_kojin_ninntei.html



お問い合わせ先

- ・ 農地の贈与・相続に係る特例措置：経営局農地政策課（TEL：03-6744-2150）
- ・ 事業承継税制：農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）
- ・ 経営承継円滑化法の認定や税制の適用については各都道府県の窓口に御相談ください。

20 株式を後継者に引き継ぎたい（法人向け）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

後継者が株式を承継する際に課される贈与税・相続税の負担を軽減します。

【事業名：法人版事業承継税制】

対象となる方

非上場の中小企業（農業法人の場合、資本金3億円以下または従業員300人以下であること）

※ 資産に占める不動産（事務所や工場などとして自ら使用しているものは除く）や有価証券等の割合が70%以上の会社等またはこれからの運用収入が全収入に占める割合が75%以上の会社等は、原則として対象外となります。

支援内容

後継者が先代（中小企業経営者の方）から自社株式を承継した際に課される贈与税・相続税の納税が猶予されます。平成30年度からの10年間は従来の制度より大幅に拡充された特例措置を活用できます。

| 項目 | 特例措置（平成30年度から10年間） | 一般措置 |
|--------|---|---|
| 対象株数 | 後継者が相続・贈与により取得する発行済完全議決権株式の全てが猶予・免除の対象となります。 | 後継者が相続・贈与により取得する発行済完全議決権株式のうち最大2/3が猶予・免除の対象となります。 |
| 承継パターン | 複数の株主から最大3人の後継者まで、相続税・贈与税の猶予・免除の対象となります。 ※ 複数人で承継する場合、代表権及び議決権の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限ります。 | 複数の株主から1人の後継者に株式を引き継ぐ場合のみが猶予・免除の対象となります。 |
| 雇用確保要件 | 5年間平均8割の雇用を維持できていなくても、相続税・贈与税の猶予は維持されます（ただし、一定の手続きが必要）。 | 相続税・贈与税の猶予を受けてから5年間平均8割の雇用を維持することが義務づけられています。 |

（特例措置に関する主な手続き）

- ・ 令和9年9月末までに予め特例承継計画を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、都道府県庁に提出すること
- ・ 株式の贈与・相続を行った後、都道府県庁から、経営承継円滑化法に基づく認定を受けること
- ・ 税務申告において、所要の手続きを行うこと

詳しくはこちら↓

中小企業庁HP：「事業承継税制（贈与税・相続税の納税猶予及び免除制度）」

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku.html



お問い合わせ先

- ・ 農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手・法人総合対策室担い手・法人企画班（TEL：03-6744-2143）
- ・ 経営承継円滑化法の認定や税制の適用については各都道府県の窓口に御相談ください。

21 後継者の経営能力等を磨きたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

早期の事業承継の促進と地域経済の担い手育成の観点で後継者によるイノベーションを後押しします。

【事業名：後継者支援ネットワーク事業】

対象となる方

39歳以下の中小企業の後継予定者

※対象者要件の詳細は今後 アトツギ甲子園 HP 等で公表予定

支援内容

後継者が既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競い合う中小企業庁が開催するピッチイベントです。中小企業の事業承継において、後継者の経営能力が一番の課題とされています。中小企業庁では、新規事業の戦略立案を通して、「後継者の経営能力」の育成を行うべく、後継予定者のみが対象の唯一のピッチイベント「アトツギ甲子園」を開催しています。

決勝大会において、経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞・、イノベーション・環境局長賞、優秀賞を授与。準ファイナリスト（※）以上は小規模事業者持続化補助金の加点措置、事業承継・M&A補助金の大幅な加点措置が受けられます。また、地方大会出場以上で、ものづくり補助金、中小企業省力化投資補助金、事業承継・M&A補助金、成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）における加点措置のほか、地方大会までの事業のブラッシュアップ支援や事業のPR、審査委員からのアドバイス等も受けられます。

※地方大会に出場した人で決勝大会に進出できなかったものの、特に評価された人を、準ファイナリストとして選出
※中小企業庁の補助金においては、一部対象外の場合がございます。詳細は各種補助金のHPをご確認ください。



詳しくはこちら↓

アトツギ甲子園HP : <https://atotsugi-koshien.go.jp/>

お問い合わせ先

・中小企業庁：事業環境部財務課（TEL：03-3501-5803）

22 地方自治体と連携して、経営継承に取り組みたい

- 認定農業者
- 認定新規
- 個人
- 法人
- サービス事業者
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

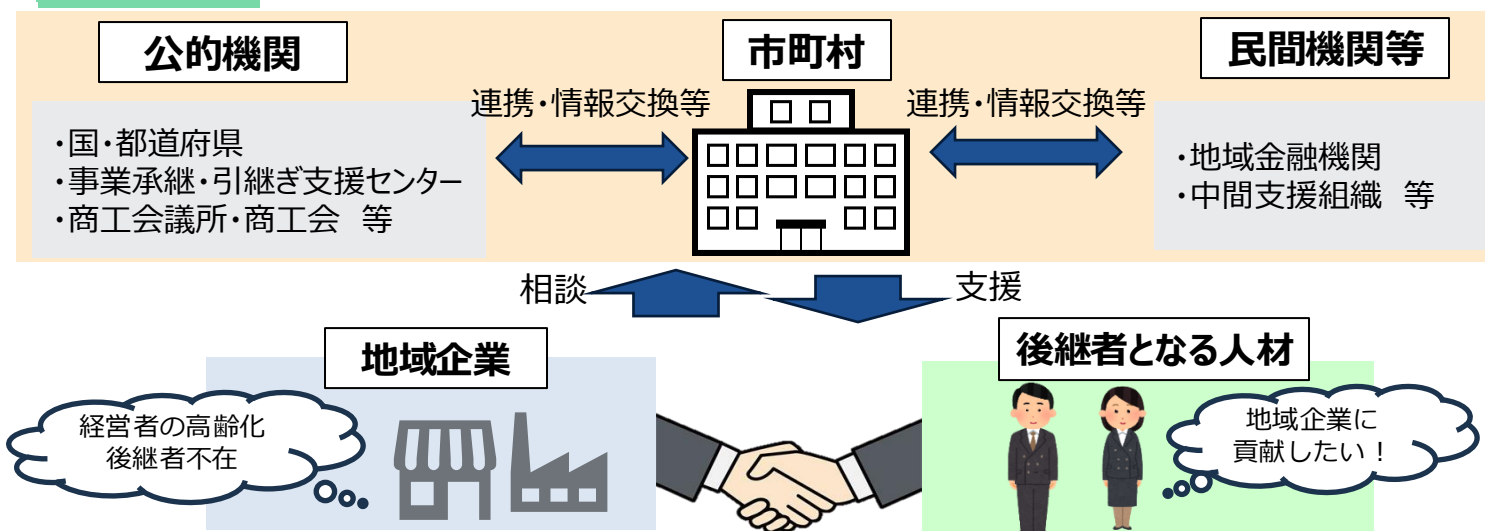
地域企業の後継者等を確保するため、地方公共団体（市町村）がハブとなり、地域企業と事業承継等人材とのマッチングを支援します。

【事業名：事業承継等人材マッチング支援事業】

対象となる方

地方公共団体（市町村）

イメージ図



支援内容

市町村を対象に、以下の経費について特別交付税措置

※ 1自治体あたり **上限1,500万円**（措置率0.5（財政力補正あり））

※ 地方単独事業に係る経費のみが対象

※ 市町村は、事業承継等人材マッチング支援事業に係る事業計画を策定する必要

①調査・人材育成

- ・人材・事業所等に対する調査
- ・人材の発掘・スキルアップ 等

②マッチング

- ・交流会・商談会の開催
- ・マッチングシステム構築 等

③マッチングトライアル

- ・人材が事業所で試用的に業務に従事する際の人件費・交通費 等

④コーディネータ等の配置 ※自治体職員の人件費は対象外

POINT

- **地域企業が後継者等を確保するための市町村の取組を幅広く財政措置**
- **事業承継に限らず、女性・若者・シニア・外国人・副業人材等、多様な人材と地域企業とのマッチングを支援する場合の経費も対象**

事業承継等人材マッチング支援事業の詳細については以下をご覧ください。

総務省HP：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tiikikigyouzinzai.html



お問い合わせ先

- ・総務省：地域力創造グループ 地域政策課（TEL：03-5253-5523）
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手・法人総合対策室担い手・法人企画班（TEL：03-6744-2143）

23 認定農業者になりたい

| | | | | | | | | | | |
|-------|------|----|----|---------|------|----|------|-----|----|-----|
| 認定農業者 | 認定新規 | 個人 | 法人 | サービス事業者 | 集落営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-------|------|----|----|---------|------|----|------|-----|----|-----|

農業者が、市町村の基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画（農業経営改善計画）を作成し、市町村等の認定を受けることで、各種の支援を受けられます。

【認定農業者制度】

認定までの流れ

農業者自らが「農業経営改善計画」を作成

※農畜産物の生産以外にも、加工・販売や6次産業化、作業受託等の収入も計画に含めることができます。

専門家から農業経営のアドバイスを受けることができます！
詳しくは24番44ページへ！

市町村等※へ申請

・家族経営協定を締結した、夫婦や親子などが共同で認定申請を行うことができます。

※農業経営を営む区域（農用地又は農業生産施設が所在する区域）が市町村又は都道府県の区域を超える場合

- ①複数市町村にまたがり、単一都道府県の区域内：都道府県
- ②複数都道府県にまたがり、単一地方農政局の管内：地方農政局
- ③複数都道府県にまたがり、複数の地方農政局の管内：農林水産大臣

※住所又は所在地を管轄する地方農政局

市町村等が認定

・市町村が設定した目標（基本構想）に照らして、適切なものであるか等を審査します。

・自ら経営改善に取り組むやる気のある方であれば、年齢や経営規模の大きさを問わず認定を受けることができます。

・認定の判断基準は、営農類型に関わらず、基本構想で定める「目標所得水準」で統一して判断します。

認定農業者



支援内容

認定農業者に認定されると以下のメリット措置を受けられます

- ◆ 経営所得安定対策 ➡ 47番 68ページへ
 - ・ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
 - ・ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
- ◆ 融資 ➡ 31番 51ページへ
 - ・ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
 - ・ 農業近代化資金
- ◆ 農業経営基盤強化準備金制度 ➡ 46番 67ページへ
- ◆ 農業者年金の保険料支援 ➡ 87番 143ページへ

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局
(https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_ninaite.html)

・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手・法人総合対策室法人育成班
(TEL：03-3502-6441)

認定農業制度については上記URL又はこちらの二次元コードから



24 農業経営のためのアドバイスを受けたい

認定農業者 | 認定新規 | 個人 | 法人 | サービス事業者 | 集落営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他

都道府県が整備する農業経営・就農支援センターにおいて、税理士や中小企業診断士などの専門家が、農業者に対して、農業経営に関するさまざまな課題や悩みを解決するためにアドバイスする取組を支援します。

【事業名：農業経営・就農サポート推進事業】

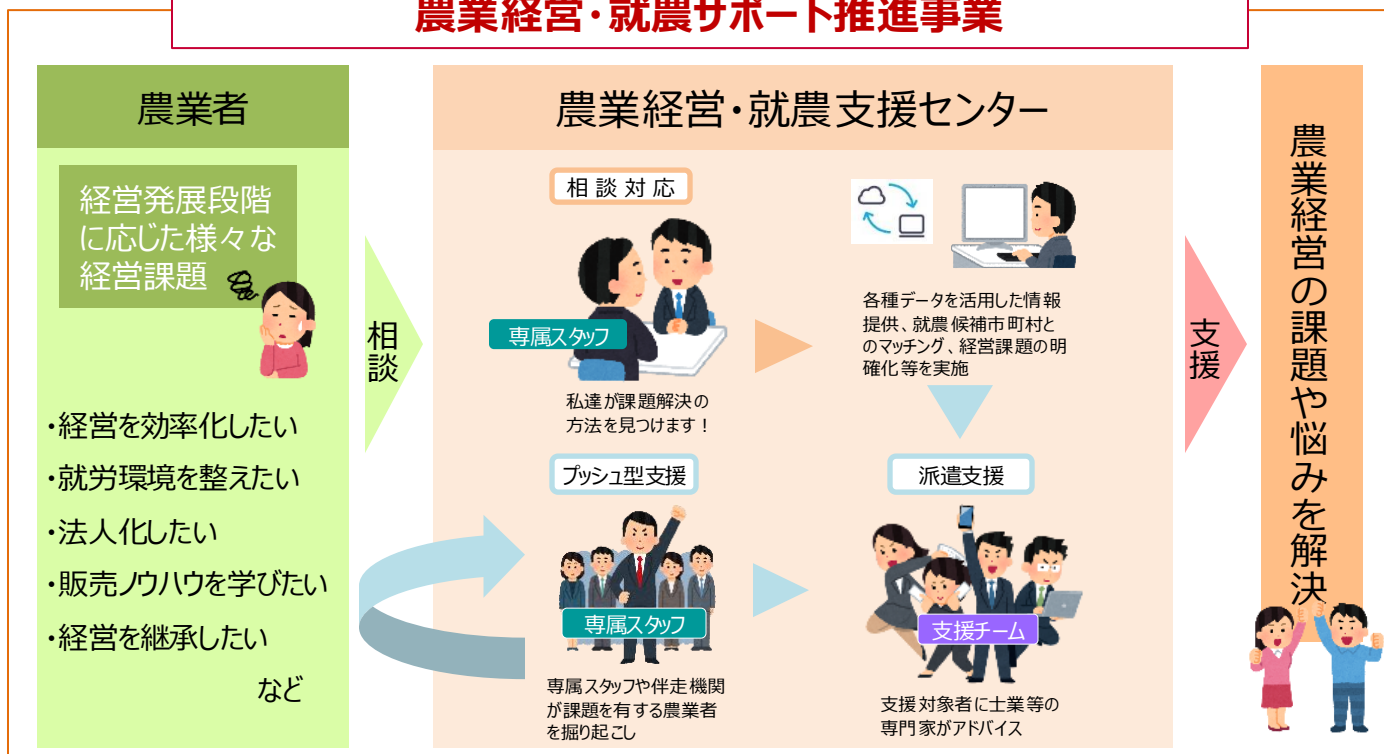
対象となる方

農業者、集落営農組織、農作業の受託等のサービスを提供する者等

支援内容

農業者が抱える農業経営のさまざまな課題や悩みを解決するため、都道府県が整備する農業経営・就農支援センターにおいて、経営改善や法人化、円滑な継承等に関する相談対応や税理士・中小企業診断士などの専門家等による支援チームを編成して、個々の経営に対して伴走型でアドバイス等を行う取組を支援します。（都道府県への補助率：定額）

農業経営・就農サポート推進事業



・お住まいの都道府県（<https://www.maff.go.jp/j/keiei/soudanjyo.html>）

お問い合わせ先

都道府県農業経営・就農支援センターは
上記URL又はこちらの二次元コードから



・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手・法人総合対策室法人育成班
(TEL：03-3502-6441)

25 経営管理能力を高めたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

農業者や農業法人の経営管理能力及び農業者を支援する者の支援能力の向上に向けて、「経営戦略や財務・労務管理等が学べる研修プログラム」、「農業経営の診断、簡単な財務分析・原価計算等ができるシステム」の研究・開発を行っています

【事業名：経営発展・就農促進委託事業】

対象となる方

農業者、農業法人の経営層、農業者を支援する者等

支援内容

農業者や農業法人の経営層の経営管理能力及び農業者を支援する者の支援能力の向上に向けて、「経営戦略や財務・労務管理等が学べる研修プログラム」と「簡単な財務分析・原価計算等ができるシステム」を公開しています。

<農業者・農業法人及び農業者を支援する者向け>

▼研修プログラム

農業経営に必要な基礎的な知識や能力等が学べる「初級コース（1科目）」と農地制度や農業施策、農業経営における労務管理等の各分野を学べる「中級コース（13科目）」、「支援コース（15科目）」の3コース（オンライン）があります。

農業経営人材育成研修プログラムの詳細

https://www.maff.go.jp/j/keiei/ikusei_kyogikai.html#program

農業経営人材育成研修プログラムの利用登録

<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/login>



研修詳細



利用登録

<農業者・農業法人向け>

▼農業経営財務分析システム

財務諸表の数値を入力すると、主な財務指標が計算され、財務状況を可視化できます

農業経営財務分析システムの詳細

<https://agri-analysis.maff.go.jp/>



財務分析

▼農畜産物生産原価概算システム

財務諸表の数値を入力すると、農産物ごとの生産原価を概算できます。

農畜産物生産原価概算システムの詳細

<https://agri-costprice.maff.go.jp/>



原価概算

<農業者を支援する者向け>

▼農業経営診断システム

財務諸表や農業者へのヒアリング等に基づき農業経営を多角的に診断できます。

農業経営診断システムの詳細

<https://agri-diagnosis.maff.go.jp/>



経営診断

▼農業法人化支援システム

農業経営の法人化に関する収支シミュレーションや事業計画書の策定等ができます。

農業法人化支援システムの詳細

<https://agri-incorp.maff.go.jp/>



法人化

お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手・法人総合対策室法人育成班
(TEL：03-3502-6441)

26 取引先からの出資により経営基盤を強化したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

農地所有適格法人が、出資による食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を
発展させるための計画について認定を受けた場合、議決権要件の特例を措置します。
【農業経営発展計画制度】

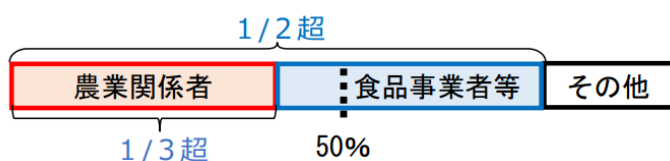
対象となる方

認定農業者として5年以上の実績があること等の要件を満たす農地所有適格法人

特例の内容

農地所有適格法人の議決権要件（農業関係者が株主総会における総議決権の過半を占めること）の特例
として、農業経営発展計画に位置づけた食品事業者等から過半の出資を受けることが可能になります。

- 条件：① 農業関係者が1/3超の議決権を有していること、かつ、
② 農業関係者+食品事業者等が1/2超の議決権を有していること



お問い合わせ先

- ・詳細については、下記URL又はQRコードから
(https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hozin_nouchi.html)
- ・農林水産省担当課：経営局農地政策課農地調整G（03-6744-2153）



27 スマート農業などの新たな技術を学び直したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

就農前の研修や現役農業者に対するリ・スキリングなど教育・研修モデルの創出を支援します。

【事業名：地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業研修教育環境整備事業】

対象となる方

都道府県

支援内容

現役農業者や就農前の方がスマート農業などの新たな技術やこれらの技術を導入する際の基盤となる経営力を強化するための手法等を学び直すことができる教育・研修モデルを創出する取組を支援します。
(補助率：定額)

(支援メニュー)

- ・ 推進会議の開催
- ・ スマート農業機械等の導入（リース・レンタル含む）
- ・ スマート農業技術を導入する農業用ハウスのリノベーション
- ・ スマート農業研修のためのほ場の設置
- ・ スマート農業研修のためのICT環境の整備
- ・ スマート農業研修コンテンツの作成・利用
- ・ スマート農業技術を円滑に導入・活用できるように、相談窓口の設置や交流会の開催、先進地視察 等

【研修の実施イメージ】

先進的な教育・研修モデルの創出等

体系的なスマート農業研修に要する農業機械・設備の導入、カリキュラム開発等に要する経費を支援
(取組例) 耕起から収穫までの一連のスマート農業技術研修



お問い合わせ先

- ・都道府県の農政担当窓口
- ・農林水産省担当課：経営局就農・女性課 農業教育G (TEL：03-6744-2162)

28 集落営農の活性化を図りたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|------------------|----|-------------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|------------------|----|-------------|-----|----|-----|

集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等を支援します。

【事業名：集落営農連携促進等事業】

対象となる方

集落営農、都道府県、市町村 等

支援内容

1 地域の状況に応じた「ビジョンづくり」と「具体的な取組の実行」への支援



集落営農の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の連携・合併に向け、収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、組織体制の強化及び効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援します。

○ビジョンづくりへの支援

連携・合併による集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援します。【定額】

○具体的な取組の実行への支援

- ① 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費【定額】
- ② 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）【定額（100万円上限/年）、最長3年間】
- ③ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費【定額（25万円）】
- ④ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費【1/2以内】

2 関係機関によるサポートの取組を支援

集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営政策推進グループ（TEL：03-6744-0576）

29 中山間地域の所得向上を図りたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

中山間地域において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編（スマートフードチェーンの構築）、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援します。

【事業名：中山間地域所得確保推進事業】

対象となる方

地方公共団体、農業者団体等

なお、中山間地域所得確保計画を作成し、次のいずれかの目標設定が必要。

- (1) 販売額の10%以上の増加 (2) 流通・コストの10%以上の削減

支援内容

中山間地域の農業所得確保に向けた実践的な計画策定と実践を支援

○中山間地域所得確保推進事業（定額助成：最大500万円/地区）

- ① マーケット調査
国内市場、海外市場に関する調査を支援します。
- ② 消費者動向調査
調査に必要な商品の制作、農産物、農産物加工品に関する動向調査を支援します。
- ③ 生産・加工・流通・販売現況調査・分析
地域において、農業生産、農産物加工、それらの流通、販売に関する現況の調査・分析、生産から販売までのネットワークの再構築やスマートフードチェーン構築検討を支援します。
- ④ 生産・販売戦略の検討
これらの調査結果等を踏まえた国内販売や輸出戦略の検討を支援します。
- ⑤ 中山間地域所得確保計画の作成
販売額の増加（10%以上）、流通・コストの削減（10%以上）のいずれかの目標を設定します。
- ⑥ 計画の実践・改定（販路拡大、スマートフードチェーンの構築等）

※①～④は地区の実情に応じて選択して実施し、⑤、⑥は必須



マーケット調査、消費者動向調査



生産・加工・流通・販売現況分析



生産・販売戦略の検討

関連事業による優先枠の設定

事業実施計画に以下の関連事業を位置付けた地域は、優先的に採択・配分されます。

◆ 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

◆ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業) >> 59番 88ページへ

◆ 鳥獣被害防止総合対策交付金 >> 80番 135ページへ

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室中山間対策班（TEL：03-3501-8359）

30 青色申告制度のメリットについて知りたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

青色申告者には税制の特典があります。

【青色申告制度】

対象となる方

- 個人
- 法人

※青色申告を新たに始める方は、原則、個人はその年の3月15日までに、法人は事業年度開始の日の前日までに所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

支援内容

青色申告者の主な特典は、次のようなものがあります。

| | 特 典 | 青色申告 | | 白色申告 |
|------------|-------------------|---|---|-------------------------------|
| 主な所得計算上の特典 | 事業専従者給与 (個人のみ) | 原則として全額必要経費算入 | ⇔ | 1人につき最高86万円を必要経費算入 |
| | 申告控除 (個人のみ) | 最高65万円(※)を所得金額から控除 (※) e-Taxによる申告又は電子帳簿保存の場合 | ⇔ | 控除はない |
| | 各種引当金の繰り入れ | 貸倒引当金などの繰入れが可能 | ⇔ | 引当金の繰入れは不可 |
| | 減価償却の特例等 | 特定設備等の特別償却、税額控除措置 | ⇔ | 通常減価償却のみ |
| | 棚卸し資産の選択(個人のみ) | 低価法の選択が可能 | ⇔ | 低価法の選択は不可 |
| | 純損失の繰越控除 | 3年間の繰越控除が可能(法人は10年間) | ⇔ | 特定の場合のみ(災害による事業用資産の損失)繰越控除が可能 |
| | 純損失の繰戻し | 前年に繰戻して、前年分の所得税額を還付 | ⇔ | 還付不可 |

お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営政策推進グループ（TEL：03-6744-0576）
（特典の詳細い内容については、最寄りの税務署にお問い合わせください。）

31 農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

借入希望者やその事業内容に応じて、制度資金が利用できます。

【事業名：スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農林漁業施設資金、農業近代化資金】

対象となる方

支援内容

| 融資機関 | 資金 | 貸付対象者 | 償還期限 | 貸付限度額 |
|-----------|-------------------------|---|---------------------|--|
| 日本政策金融公庫等 | 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) | 認定農業者(注1) | 25年以内 (据置10年以内) | 個人 3億円 (複数部門経営等は6億円) 法人 10億円 (民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円) |
| | 経営体育成強化資金 | 主業農業者(注2) 集落営農組織等 | 25年以内 (据置3年以内) | 個人 1.5億円 法人、集落営農 5億円 |
| | 農業改良資金 (注3) | 個別法に基づく農業改良資金 融通法の特例適用者(注4) | 12年以内 (据置最長5年以内) | 個人 5,000万円 法人、団体 1.5億円 |
| | 農林漁業施設資金 (6次産業化) | 六次産業化・地産地消法の総合化 事業計画の認定を受けた農林漁業 者団体(注5) | 20年以内 (据置3年以内) | 貸付を受ける者の負担する額 の80%に相当する額 |
| 農協等 | 農業近代化資金 | 認定農業者(注1) | 15年以内 (据置7年以内) | 個人 1,800万円 法人 2億円 |
| | | 主業農業者(注2) 集落営農組織等 | 15年以内 (据置3年以内) | 個人 1,800万円 法人、団体 2億円 |

- (注1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。
- (注2) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては、農業に係る売上高が1,000万円以上)であること等の条件を満たすものです。
- (注3) 農業改良資金を借り受ける場合は、農業改良措置計画(農畜産物の加工事業の開始、新作物や新技術の導入などチャレンジ性のある取組を行い、農業経営の改善を図るための計画)に基づく都道府県知事による貸付資格の認定が必須です。
- (注4) 個別法(略称)は次のとおりです。
農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化・地産地消法、みどりの食料システム法
- (注5) 農林漁業者団体とは、次に掲げる者です。
農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の他、5割法人・団体、農林漁業振興法人
- (注6) 貸付金利は取扱金融機関にお問い合わせください。

◆スーパーL資金、農業近代化資金のクイック融資 [▶▶ 52ページへ](#)
→ 少額の資金について、迅速な融資判断を実施

◆スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置 [▶▶ 52ページへ](#)
→ 貸付当初5年間の金利負担軽減措置等

お問い合わせ先

- ・(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫
- ・最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合
- ・最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ(TEL: 03-6744-2165)

資金の確保

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

【事業名：スーパーL資金、農業近代化資金】

対象となる方

- ・認定農業者（スーパーL資金）
- ・認定農業者及び一定の要件を満たす集落営農組織（農業近代化資金）

支援内容

＜貸付限度額＞ 500万円

※ 融資機関のスコアリングシステム（企業経営診断手法）により経営実績が一定水準以上と判断されることその他一定の要件を満たす必要があります。

特徴

500万円までの資金であれば、無担保・無保証人での融資の可否が最速1週間（クイック融資）で判断されます。

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

目標地図に位置付けられた等の認定農業者が借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担等を軽減します。

【事業名：担い手経営発展支援金融対策事業、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、農業信用保証保険支援総合事業のうち農業近代化資金保証料助成金交付事業】

対象となる方

以下のいずれかの要件を満たす認定農業者

- 農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者
- 農地中間管理機構から農用地等を借り受けた者

※ 担い手経営発展支援金融対策事業は、上記の要件に加え、新たに攻めの経営展開に取り組むこと等が必要となります。

支援内容

貸付当初5年間の金利負担を軽減します。また、農業近代化資金については、貸付当初5年間の金利負担軽減措置の終了後もスーパーL資金の金利水準と同等となるよう金利負担を軽減するとともに、農業信用基金協会の債務保証に係る引受当初5年間の保証料を免除します。

※ 利子助成の対象となる借入金上限は、スーパーL資金で20億円、農業近代化資金で2億円です。（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業にあっては、スーパーL資金で個人は3億円、法人は10億円）

お問い合わせ先

- ・**（株）日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫**
- ・**最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合**
- ・**最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど**
- ・**農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ（TEL：03-6744-2165）**

32 資金繰りのための短期運転資金を借りたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

制度資金としては、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）が利用できます。

【事業名：スーパーS資金】

対象となる方 認定農業者

支援内容 経営改善を図るのに必要な短期運転資金を融通します。

<貸付金利> 変動金利制（最新の金利については、取扱金融機関（農協等）にお問い合わせ下さい。）
 <貸付限度額> 個人：500万円、法人：2,000万円（※畜産・施設園芸については、それぞれ4倍）

お問い合わせ先

- ・最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、銀行、信用金庫、信用組合
- ・最寄りの市町村、都道府県、普及指導センターなど
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課経営・災害金融グループ（TEL：03-6744-2165）

33 農業法人の経営強化の取組に対して資金の出資を受けたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

農業法人が自己資本を充実させたい時には、農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社又は投資事業有限責任組合が出資します。

【事業名：農林漁業法人等投資育成制度】

対象となる方 農業法人

支援内容 農業法人の自己資本の充実支援

特徴

農業経営のために使うのであれば、出資金の用途には制約がありません。
 また、出資を受けることにより、農業法人の純資産額が増え、自己資本が増強されることとなり、対外信用力の向上につながったり、金融機関等からの融資を受けやすくなったりするほか、加工流通業者との安定的な取引が行いやすくなるといったメリットがあります。
 さらに、農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社又は投資事業有限責任組合から経営又は技術についてアドバイスを受けることもできます。

お問い合わせ先

- ・ホームページの「農林水産大臣承認投資育成会社等リスト」記載の投資主体又は農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店若しくは(株)日本政策金融公庫の各支店
- ・農林水産省担当課：経営局金融調整課政策金融グループ（TEL：03-6744-2167）

34 経営改善に必要な農業用機械・施設を導入したい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

地域の中核となって農地を引受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。【事業名：地域農業構造転換支援対策のうち地域農業構造転換支援事業】

| | | | | |
|------------|--------|--------------|----------------------------|--|
| 補助率 | 3/10以内 | 補助上限額 | 個人1,500万円以内 法人3,000万円以内 |  法人の補助上限の引上げ!! 1,500万円→3,000万円 |
|------------|--------|--------------|----------------------------|--|


対象者 **地域計画に位置付けられた担い手※**

※ 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達している農業者
 本事業のほか、認定新規就農者に特化した“新規就農者チャレンジ事業”があります。
 認定新規就農者の方はそちらの事業をぜひご活用ください。

対象となる農業用機械・施設

成果目標の達成に直結する、各種農業用機械・施設が対象です。たとえば・・・


- トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械
- 乾燥調製施設（乾燥機等）、集出荷施設（選果機等）、農畜産物加工施設（加工設備等）などの施設
- ビニールハウス など



成果目標（3年度目の目標）

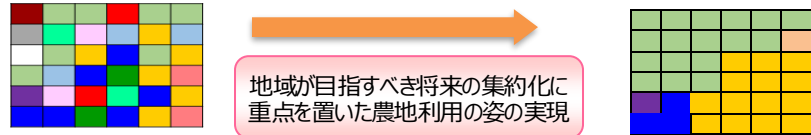
以下のいずれか1つの成果目標を選択して取り組む場合、支援対象になります。

- 経営面積の3割又は4ha以上の拡大
- 付加価値額1割以上の拡大 **NEW**
 (付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費)
- 労働生産性3%以上の向上 **NEW**


 経営面積の拡大以外の目標も選択できるように!!

対象地域

- 地域計画の目標集積率が6割以上（都府県の中山間地域は5割以上）又は
- 現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること **NEW**



地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現

 地域計画のブラッシュアップに取り組む地域等も対象に!!

◆ 地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業
 → 早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者に対し、農業用機械・施設の導入等の取組を支援します。 ➡ 7番 21ページへ

35 産地全体の収益性向上のために必要な機械導入や施設整備等をしてほしい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備、栽培体系の転換等を総合的に支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策】

対象となる方

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）」に参加する農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）等

支援内容

1 整備事業（補助率：1/2以内）

乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備

2 生産支援事業・効果増進事業（補助率：1/2以内等）

- ① コスト削減に向けた高性能な農業機械のリース導入・取得
- ② 雨よけハウス等、高付加価値化に必要な生産資材の導入 等

実施要件

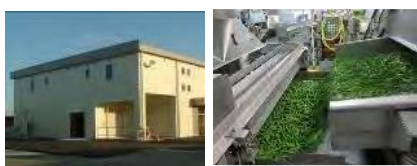
- ・成果目標（生産コストの10%以上の削減、販売額の10%以上の増加、労働生産性の10%以上の向上等）の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・整備事業や農業機械の取得にあたっては費用対効果分析を実施すること（投資効率が1.0以上であること） 等

特徴

以下のような取組に活用できます。

【効率的な施設整備の推進】

- ・集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を通じた集出荷機能の改善、高付加価値化による産地の収益力強化に向けた取組



【省力的・効率的な栽培体系の導入】

- ・農業の体質強化を図るため、省力化機械の導入等により、果樹栽培における省力化・効率化を推進する取組



【施設野菜団地の育成】

- ・パイプハウスや高度環境制御装置の導入等による施設野菜団地の育成により、収益性の高い施設野菜産地を形成する取組



お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地域農業再生協議会
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

36 カントリーエレベーターや選果場など産地基幹施設を整備したい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

集出荷施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

【事業名：強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）、公社等

支援内容

産地収益力の強化、産地合理化の促進（補助率：1/2以内等）

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な施設の整備・再編を支援

実施要件

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・受益者が環境負荷低減に係る取組を実施し、チェックシートの提出・保管を行うこと
- ・産地基幹施設を整備する場合にあっては、原則として、総事業費が5千万円以上であること
- ・費用対効果分析を実施していること（投資効率が1.0以上であること）等

特徴

以下のような施設の整備が可能です。

育苗施設、乾燥調製施設、農畜産物処理加工施設、
集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、家畜飼養管理施設 等



乾燥調製施設
(ライスセンター)



農畜産物処理加工施設



集出荷貯蔵施設
(選果施設)



生産技術高度化施設
(低コスト耐候性ハウス)

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

37 老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化をしたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援します。

【新基本計画実装・農業構造転換支援事業】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）、公社 等

支援内容

共同利用施設の再編集約・合理化（補助率：1/2以内等）

老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援

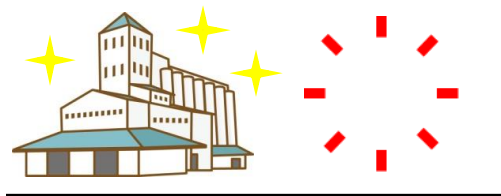
実施要件

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・再編集約・合理化計画を策定していること
- ・修繕・更新に係る積立計画を策定していること
- ・原則として、単年度あたりの総事業費が5千万円以上であること
- ・再編集約・合理化前後で、施設数が減少する又は同数となること 等

特徴

以下のような施設の整備が可能です。

○複数の既存施設の一部を廃止し、残る施設の機能を組み替える



○複数の既存施設のうち全部又は一部を廃止し、機能をまとめる



お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

新市場の獲得に向けた施設整備等の取組を総合的に支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち
新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援】

対象となる方

食料システム構築計画※に位置付けられた**拠点事業者と連携者**（農業者、農業者の組織する団体、民間事業者 等）

※需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地が協働する中で、それぞれの能力を発揮して新たな食料システムを実践・実装するための、生産から流通に至る課題を一体的に解決するための計画。なお、既に承認を受けている協働事業計画を含む。

支援内容

1 推進事業（補助率：定額、1/2以内）

生産安定・効率化機能、供給調整機能、実需者ニーズ対応機能の具備・強化に必要な取組

例）生育予測システムの導入、新たな栽培技術の導入、GAP等の導入、新品種等現地適応性試験の実施、農業機械等の導入及びリース導入、効果増進・検証事業 等

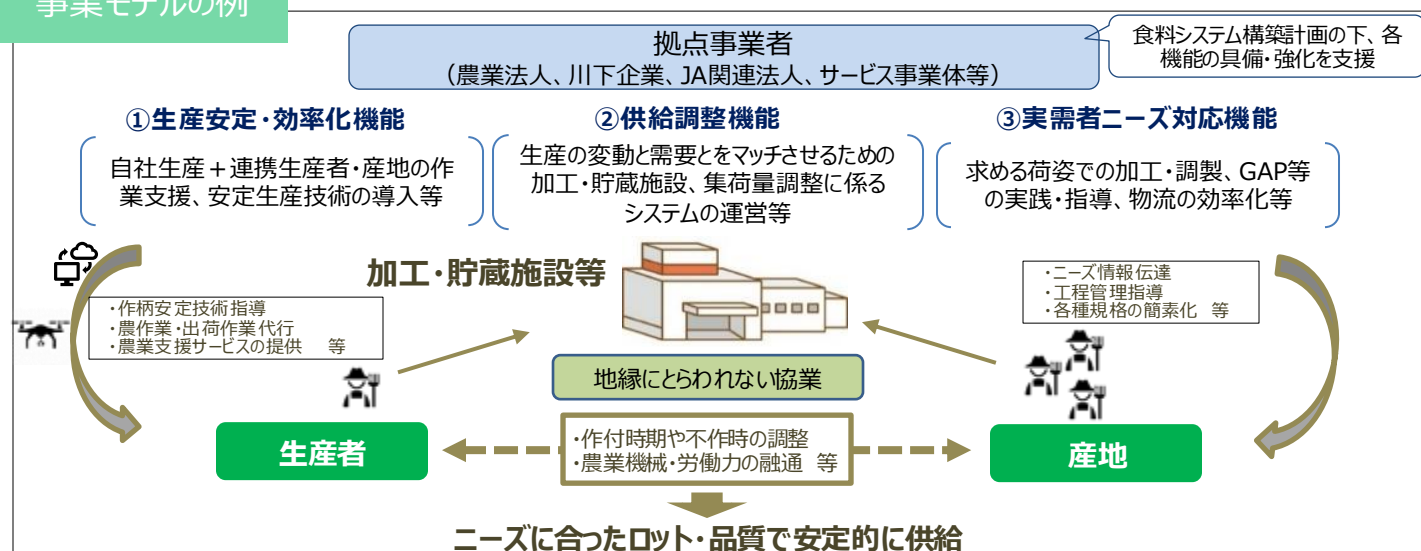
2 整備事業（補助率：1/2以内）

農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備

実施要件

- ・食料システム構築計画の内容が、海外市場や加工・業務用等の新たな市場のロット・品質に対応できる事業者の育成及び連携産地の体制強化が期待される構成となっていること
- ・食料システム構築計画において輸出向け出荷額又は加工業務向け出荷量の増加等の到達目標を掲げていること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・整備事業や農業機械の取得にあたっては費用対効果分析を実施すること（投資効率が1.0以上であること） 等

事業モデルの例



お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

39 安定的な生産・供給の実現に向けた供給調整機能等の強化のため、機械導入や施設整備等をしたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえ、生産から流通に至るまでの諸課題を一体的に支援します。

【事業名：強い農業づくり総合支援交付金のうち食料システム構築支援タイプ】

対象となる方

食料システム構築計画※に位置付けられた**拠点事業者及び連携者**（農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等）

※需要者とのつながりの核となる事業者と農業者・産地が協働する中で、それぞれの能力を発揮して新たな食料システムを実践・実装するための、生産から流通に至る課題を一体的に解決するための計画。なお、既に承認を受けている協働事業計画を含む。

支援内容

1 推進事業（補助率：定額、1/2以内）

生産安定・効率化機能、供給調整機能、実需者ニーズ対応機能の具備・強化に必要な取組

例）生産予測システムの導入、新たな栽培技術の導入、GAP等の導入、新品種等現地適応性試験の実施、農業機械等の導入及びリース導入、効果増進・検証事業 等

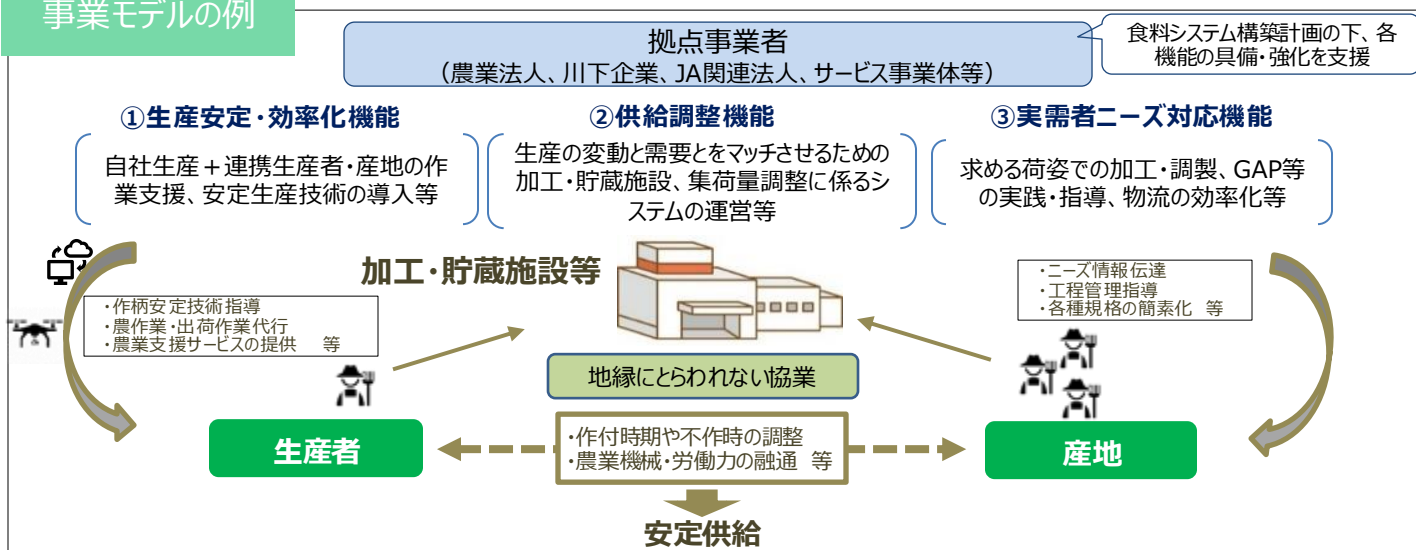
2 整備事業（補助率：1/2以内等）

農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設（低コスト耐候性ハウス等）等の整備

実施要件

- ・食料システム構築計画の内容が、生産事業者としての特徴を明確に有し、かつ、モデル事業として波及性・再現性が期待される構成となっていること
- ・食料システム構築計画において取扱数量、取扱金額又は生産面積の増加等の到達目標を掲げていること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・費用対効果分析を実施していること（投資効率が1.0以上であること） 等

事業モデルの例



お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

40 畜産の収益性、持続性、社会的価値の向上のために必要な機械導入や施設整備をしたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

地域の畜産関係者が有機的に連携・集結し、地域ぐるみで、畜産の収益性や持続性の向上、社会的課題に対応する取組を支援します。

【事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）】

対象となる方 畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体（畜産農家、飼料生産組織）

※ 畜産クラスター：地域の畜産の収益性や持続性の向上の取組を進めるために、畜産農家、畜産関連事業者等が連携した体制
畜産クラスター計画：畜産クラスターが作成する地域の畜産の収益性・持続性向上のための計画

支援内容

1. 施設整備事業（収益性向上タイプ、持続性向上タイプ）（補助率：1/2以内）
畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、畜産・酪農経営の収益性や持続性の向上、社会的課題に対応する取組に必要な補改修を含む施設整備を支援します。
2. 機械導入事業（収益性向上タイプ、持続性向上タイプ）（補助率：1/2以内）
畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、畜産・酪農経営の収益性や持続性の向上、社会的課題に対応する取組に必要な機械の導入を支援します。

特徴

【持続性向上タイプ】（中小規模の生産者、新規就農者、経営の継承者が活用しやすくなります！）

- ① 収益性の向上には直ちに結びつかない様々な取組も支援

持続性向上タイプの成果目標

| 分類 | 主な成果目標 |
|------------|---|
| 1 環境 | ① 国産飼料利用量の5%（3%）増 ※（ ）は都府県 ② 堆肥販売量の5%以上の増加 など |
| 2 地域経済・担い手 | ① 飼養管理のための給与等（人件費）の5%以上の増 ② 新規就農者・経営継承者への支援チームの構築と年3回の支援会議の開催 など |
| 3 AW・家畜衛生等 | ① AW畜産物の販売量と販売単価の5%増 ② 家畜疾病発生率の5%低減 ③ 野生鳥獣による被害面積の5%低減 など |

国産飼料の生産・利用、雇用の創出、**新規就農・経営継承**、アニマルウェルフェア、家畜衛生、野生鳥獣害防止対策といった**様々な取組から選択して**成果目標を設定

- ② 施設の**補改修・中古機械**の導入を推進
施設：収益性向上の成果目標は不要（堆肥舎など非収益施設のための改修も可）
機械：中古機械に限り3者見積もりは不要

- ③ ①の取組の実現に必要な施設・機械を**補助対象に追加**
車両消毒ゲート、野生動物侵入防止柵（補助上限額2千万円）、飼料生産用ドローンなど

- ④ 収益性向上タイプでは必要な**トラクター**の導入に係る**知事特認は不要**

【収益性向上タイプ】

畜産・酪農の収益力の強化を集中的に進めるため、施設整備・機械導入事業を支援するとともに、特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、**中山間地域優先枠、輸出拡大優先枠、飼料増産優先枠、省エネ優先枠、肉用牛・酪農重点化枠、新規就農優先枠**の6つの優先枠を設置。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
・農林水産省担当課：畜産局企画課推進班、地域振興班（TEL：03-3501-1083）

41 スマート農業技術を導入したい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を支援します。

【事業名：スマ転事業】

(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業)

対象となる方

農業者、農業者団体、民間団体 等

事業の詳細は農水省HPへ



支援内容

- 1 農業機械の導入（補助率：1/2以内（さとうきびの場合は6/10以内））
- 2 1に係る人材育成に要する研修受講費、データ通信等に係る契約料、保険料（補助率：定額）
- 3 1の効果を高める栽培体系への転換（畔取り、畔の緩傾斜化、改植等）（補助率：1/2以内）

※補助上限：1、2、3合計で2.5億円（2は1,500万円）

実施要件

- ・品目ごとの技術課題の解決に向け、スマート農業技術とその効果を高める新たな生産方式の導入を一体的に実施すること。
- ・労働生産性向上及び品目ごとの技術課題の解決に係る成果目標が設定されており、基準を満たしていること。
- ・地域協議会等が作成する産地の計画に位置付けられており、かつ、産地単位で面積要件を満たしていること。

特徴

以下のような取組が対象となります。

取組例（赤字がスマート農業技術）

| | 水 稲 | 畑作物 | 野菜 | 果 樹 |
|--------------------|--|--|---|--|
| 技術課題 (例) | 直播栽培の導入 | 大規模化に対応した 機械化体系の導入 | 機械化一貫体系の 導入 | 自動化農機の導入 |
| 導入機械 (例) |  自動操舵での播種 |  大型ロボトラ |  キャベツ収穫機 |  自動追従運搬車 |
| 新たな 生産方式 (例) |  直播栽培の 導入面積拡大 (作期分散) |  情報管理システムから得 られるデータの共有・分 析に基づく生産管理 |  出荷予測システムから得 られるデータの共有・分 析に基づく一斉収穫 |  省力樹形の導入 |

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等、都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局技術普及課（03-6744-2107）

42 賃金を上げる場合に活用できる補助金について知りたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援します。

【業務改善助成金】

対象となる方

中小企業・小規模事業者（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）

※事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未滿かつ解雇、賃金引下げなどの不交付事由がないこと

支援内容

業務改善助成金

| | | | | | |
|--|--|---------|-----------------------------------|---------------|----------------|
| 概要 | 業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。 | | | | |
| 基本要件 | <ul style="list-style-type: none"> 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと） 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未滿であること 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業所ごとに申請いただきます。 | | | | |
| 申請期限・賃金引上げの期間 | 申請期間 | | 賃金引上げ期間 | | |
| | 令和8年9月1日～申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日 | | 令和8年9月1日～申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日 | | |
| 助成上限額 | コース区分 | | 50円コース | 70円コース | 90円コース |
| | 引き上げる労働者数 | 1人 | 30万円（40万円）※2 | 40万円（50万円）※2 | 90万円（100万円）※2 |
| | | 2～3人 | 40万円（70万円）※2 | 50万円（100万円）※2 | 150万円（240万円）※2 |
| | | 4～5人 | 70万円 | 130万円 | 270万円 |
| | | 6～7人 | 90万円 | 180万円 | 360万円 |
| | | 8人以上 | 110万円 | 230万円 | 450万円 |
| | | 10人以上※1 | 130万円 | 300万円 | 600万円 |
| ※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用 ※2 「引上げ額」欄の()は事業場規模30人未滿 | | | | | |
| 助成率 | 事業場内最低賃金1,050円未滿 | | 事業場内最低賃金1,050円以上 | | |
| | 4 / 5 | | 3 / 4 | | |

業務改善助成金の詳細についてはHPをご覧ください。

業務改善助成金

検索



お問い合わせ先

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

43 機械設備やシステムを導入する場合に活用できる補助金について知りたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

技術革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援します。
【新事業進出・ものづくり商業サービス補助金】

対象となる方

中小企業者、小規模事業者等

※農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

支援内容

| | 革新的新製品・サービス枠 | | 新事業進出枠 | | グローバル枠 |
|---|---|----------------------|---------------------|----------------------|------------------------------|
| 基本要件 | 以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 ① 付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率+3.5%以上増加 ③ 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表及び職場環境改善に向けて追加的な取組を行うこと 等 ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。 ※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。 ※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。 | | | | |
| 概要 | 技術的革新性のある製品・サービスの開発 | | 企業の成長・拡大に向けた新事業への挑戦 | | 自発的な海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化 |
| 補助上限額 <small>※従業員数により異なります。</small> | 5人以下 | 750万円 (850万円) | 20人以下 | 2,500万円 (3,000万円) | (3,000万円) |
| | 6人～20人 | 1,000万円 (1,250万円) | 21人～50人 | 4,000万円 (5,000万円) | (5,000万円) |
| | 21人～50人 | 1,500万円 (2,500万円) | 51人～100人 | 5,500万円 (7,000万円) | (7,000万円) |
| | 51人以上 | 2,500万円 (3,500万円) | 101人以上 | 7,000万円 (9,000万円) | (9,000万円) |
| (特例措置) | 大幅賃上げ特例 (補助上限額を100～2,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。各申請枠の上限額に達していない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。) ① 1人あたり給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 ② 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 | | | | |
| 補助率 | 中小企業1/2、 小規模企業・小規模事業者及び再生事業者2/3 | | 中小企業1/2 | | 中小企業2/3 |
| (特例措置) | 最低賃金引上げ特例 (補助率を2/3に引上げ。小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。) ・指定する一定期間において、3か月以上改定後の地域別最低賃金未達で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること。 | | | | — |
| 補助対象経費 | <共通> 機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝、知的財産権等関連経費 <新事業進出枠及びグローバル枠のみ> 建物費、構築物費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費 | | | | |

お問い合わせ先

・新事業進出・ものづくり商業サービス補助金事務局

※決まり次第、独立行政法人中小企業基盤整備機構ホームページでお知らせします

・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手・法人総合対策室担い手・法人企画班（TEL：03-6744-2143）

44 ITツールを導入する場合に活用できる補助金について知りたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

業務効率化やDX等に向けたITツールの導入を支援します。

【デジタル化・AI導入補助金】

対象となる方

資本金3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下となる法人等または個人
※ 農事組合法人、農業協同組合も対象となります。

支援内容

【通常枠】：生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を原則1/2の補助率で支援します。

【インボイス枠】

インボイス対応類型：インボイス制度に対応した会計、受発注、決済ソフトの導入を行う際には、1/2～4/5の補助率で支援を受けることができ、PC・タブレット、レジ等の導入も対象となります。

電子取引類型：取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス制度に対応した受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

【複数者連携デジタル化・AI導入枠】：10者以上が連携して会計、受発注、決済ソフトの導入を行う際には、1/2～4/5の

補助率での支援を受けることができ、PC・タブレット、レジ等の導入も対象となります。連携のための事務費、専門家費も対象となります。

【セキュリティ対策推進枠】：サイバーインシデントにより事業継続困難となる事態を回避するために、生産性向上を阻害するリスクを低減するための支援をします。

| | 通常枠 | インボイス枠 | | | | 複数者連携デジタル化・AI導入枠 | セキュリティ対策推進枠 |
|------|--------------------------------|------------------------------|---|--------------------------|-----------------------|---|------------------------------|
| | | 電子取引類型 | インボイス対応類型 | | | | |
| 補助額 | 5万円～450万円 | インボイス制度に対応した受発注ソフト ～350万円 | インボイス制度に対応した会計、受発注、決済ソフト ～50万円以下 | PC・タブレット等 50万円超～350万円 | レジ等 ～10万円 ～20万円 | (1)インボイス対応類型の対象経費(左記同様) (2)消費動向等分析経費(※1)(上記(1)以外の経費)50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円 | 5万円～150万円 |
| 補助率 | 2/3、1/2(※2) | 2/3、1/2(※3) | 4/5、3/4(※4) | 2/3(※5) | 1/2 | (1)インボイス対応類型と同様 (2)・(3) 2/3以内 | 2/3、1/2(※6) |
| 対象経費 | ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費 | クラウド利用料(最大2年分) | ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、ハードウェア購入費、導入関連費(ソフトウェアの更新等保守サポート費含む) | | | | サイバーセキュリティサービス利用料(最大2年分)(※7) |

(※1) 消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象

(※2) 3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者については2/3

(※3) 中小企業等については補助率は2/3、大企業等については補助率は1/2

(※4) 小規模事業者については補助率は4/5、中小企業については補助率は3/4

(※5) 補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4(小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3

(※6) 小規模事業者については補助率は2/3、中小企業については補助率は1/2

(※7) (独)情報処理推進機構(IPA)「サイバーセキュリティお助け隊(セーフティ)」に掲載されたサービス

デジタル化・AI導入補助金の詳細については以下をご覧ください。

<https://it-shien.smrj.go.jp/> 「デジタル化・AI導入補助金」 (事務局HP)



お問い合わせ先

・中小企業デジタル化・AI導入支援事業 コールセンター (TEL: 0570-666-376)
・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手・法人総合対策室担い手・法人企画班 (TEL: 03-6744-2143)

45 省力化設備等を導入する場合に活用できる補助金について知りたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

人手不足に悩む中小企業等に対して個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を支援します。

【省力化補助金 一般型】

対象となる方

中小企業者、小規模事業者等

※農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

支援内容

| | | | | | | | | | | | |
|---|--|------|---------------|--------|----------------|---------|----------------|----------|----------------|--------|-------------|
| 基本要件 | <p>以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 労働生産性の年平均成長率が+4.0%以上増加 ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率+3.5%以上増加 ③ 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④ 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を公表及び職場環境改善に向けて追加的な取組を行うこと等 <p>※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。 ※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。 ※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。</p> | | | | | | | | | | |
| 補助上限額 <small>※従業員数により異なります。</small> | <table border="0"> <tr> <td>5人以下</td> <td>750万円（1000万円）</td> </tr> <tr> <td>6人～20人</td> <td>1500万円（2000万円）</td> </tr> <tr> <td>21人～50人</td> <td>3000万円（4000万円）</td> </tr> <tr> <td>51人～100人</td> <td>5000万円（6500万円）</td> </tr> <tr> <td>101人以上</td> <td>8000万円（1億円）</td> </tr> </table> <p>※ カッコ内は特例適用時の上限。</p> | 5人以下 | 750万円（1000万円） | 6人～20人 | 1500万円（2000万円） | 21人～50人 | 3000万円（4000万円） | 51人～100人 | 5000万円（6500万円） | 101人以上 | 8000万円（1億円） |
| 5人以下 | 750万円（1000万円） | | | | | | | | | | |
| 6人～20人 | 1500万円（2000万円） | | | | | | | | | | |
| 21人～50人 | 3000万円（4000万円） | | | | | | | | | | |
| 51人～100人 | 5000万円（6500万円） | | | | | | | | | | |
| 101人以上 | 8000万円（1億円） | | | | | | | | | | |
| (特例措置) | <p>大幅賃上げ特例 (補助上限額を上段カッコ内の金額に引上げ。最低賃金引き上げに係る事業者、補助金額の上限額に達しない場合、再生事業者、常勤従業員がいない場合は、引き上げ不可。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 1人あたり給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加 ② 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 | | | | | | | | | | |
| 補助率 | <p>中小企業1/2、 小規模企業・小規模事業者及び再生事業者2/3</p> | | | | | | | | | | |
| (特例措置) | <p>最低賃金引上げ特例 (補助率を2/3に引上げ。小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除く。)</p> <p>・2024年10月から2025年9月までの間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。</p> | | | | | | | | | | |
| 補助対象経費 | <p>機械装置・システム構築費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費</p> | | | | | | | | | | |

中小企業省力化投資補助金（一般型）の詳細については以下をご覧ください。

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

お問い合わせ先

- ・中小企業省力化投資補助事業 コールセンター（TEL：0570-099-660）
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手・法人総合対策室担い手・法人企画班（TEL：03-6744-2143）

46 機械や施設を取得する場合に活用できる税制について知りたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

新たに機械や設備を取得（設備投資）する場合、税制特例で支援します。

【中小企業経営強化税制、先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置、中小企業投資促進税制】

対象となる方

青色申告をしている中小企業等（資本金または出資金の額が1億円以下の法人、または常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人等）
※ 中小企業投資促進税制以外については、農事組合法人、農業協同組合は対象外となります。

支援内容

機械や設備等の取得に際し、以下の要件を満たす場合に税制の特例を受けることができます。（中古品の取得は対象外）

| 税制 | 要件・対象者 | 対象となる設備 | 特例内容 |
|--|--|---|---|
| 中小企業 経営強化 税制(※1) | 青色申告をしている中小企業等 （農業者（個人・法人含む）） ※農協、農事組合法人は対象外 【要件（A類型の場合）】 ① 認定申請に際してメーカー等を通じて工 業会等発行の証明書を手にする。 ② 地方農政局等において「経営力向上 計画」の認定を受ける。 | ・160万円以上の機械装置 ・30万円以上の器具備品・工具 ・60万円以上の建物付属設備 ・70万円以上のソフトウェア ・1,000万円以上の建物及びその附属設備 （生産性向上に資する設備の導入に伴って 新增設される建物及びその附属設備に限 る） （注）選択する類型によって対象となる設備の要件は 異なります。 | 機械装置、ソフトウェア、器具備品・工具に ついて： 法人税又は所得税について、即時償却又 は取得価額の10%の税制控除（資本 金3,000万円超の法人は7%）を選択適 用 建物及びその附属設備について： 売上高100億円超の達成に向けたロード マップ作成等を要件を満たす場合、その年 度末の雇用者給与支給総額が前年度末 と比較して ・2.5%以上増加した場合、特別償却 15%又は税額控除1% ・5.0%以上増加した場合、特別償却 25%又は税額控除2%を適用 2027年3月末までに取得した設備が対象です。 |
| 先端設備 等導入計 画に係る 固定資産 税の特例 措置(※1) | 中小企業等 （農業者（個人・法人含む）） ※農協、農事組合法人は対象外 【要件】 ① 認定経営革新等支援機関（税理士、 商工会等）において、設備導入により、 労働生産性が年率3%以上向上する 見込みがあること、当該設備の導入に係 る投資計画の投資利益率が年平均 5%以上となる見込みがあることの確認 を受け、それぞれ確認書を手にする。 ② 市町村において「先端設備等導入計 画」の認定を受けた後、設備を取得。 | 年平均の投資利益率が5%以上となること が見込まれる投資計画に位置付けられた以 下の設備 ・160万円以上の機械装置 ・30万円以上の工具 ・30万円以上の器具備品 ・60万円以上の建物付属設備 （注1）固定資産税の特例措置を受けられるのは、 『導入促進基本計画』を策定した市町村に限定されま す。 （注2）また、対象となる設備は、市町村によって異 なりますので、詳細は市町村までお問い合わせ下さい。 | 固定資産税について、 ①先端設備等導入計画中に1.5%以上 の賃上げ表明※に関する記載あり →3年間、課税標準を1/2に軽減 ②先端設備等導入計画中に3%以上の 賃上げ表明※に関する記載あり →5年間、課税標準を1/4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従 業員に表明するもの |
| 中小企業 投資促進 税制(※1) | 青色申告をしている中小企業等 （農業者（個人・法人含む）） ※農協、農事組合法人も対象 | ・160万円以上の機械装置 ・3.5トン以上のトラック等 ・120万円以上の測定工具、検査工具 ・70万円以上のソフトウェア | 法人税・所得税について30%の特別償却 または7%の税額控除(※2)。 2027年3月末までに取得した設備が対象です。 |

(※1) 農業経営基盤強化準備金制度は、中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制とは併用不可、先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置とは併用可

(※2) 税額控除は個人及び資本金3,000万円以下の法人が選択可能

中小企業経営強化税制の適用を受ける場合の手続き等については以下をご覧ください。

農水省HP：https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/keieiryoku_koujou.html

中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例の詳細については以下をご覧ください。

中小企業庁HP：https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tokurei/kotei_shisan.html

中小企業投資促進税制の詳細については以下をご覧ください。

中小企業庁HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.html>



お問い合わせ先

・税制の適用に当たり、固定資産税は市町村、法人税・所得税は管轄の税務署にご相談ください。
・農林水産省担当課：経営局経営政策課担い手・法人総合対策室担い手・法人企画班

(TEL：03-6744-2143)

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の機械・施設等の取得）を図る取組を税制面で支援します。

【農業経営基盤強化準備金制度】

対象となる方

青色申告により確定申告を行う認定農業者（個人・農地所有適格法人）又は認定新規就農者（個人）であって、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する地域計画において農業を担う者として位置づけられている農業者※集落営農においても法人化することによって制度を活用できます。

対象となる資産

○農用地

- ・積立時：地域計画の区域内で準備金活用者が将来取得予定である農用地が対象。
- ・取得時：地域計画に準備金活用者が利用するものとして定められている農用地が対象。

○農業用の機械・施設等（取得価額が30万円以上の資産に限ります。）

- ・機械及び装置 ・器具及び備品
- ・建物及びその附属設備（農振法の農業用施設用地に建設又は設置されるもの）
- ・構築物 ・ソフトウェア

（例）田、畑、樹園地、採草放牧地、トラクター、ロータリ、あぜ塗機、ブルドーザー、パワーショベル、農業用ドローン、播種プラント、田植機、移植機、乗用管理機、かん水装置、コンバイン、乾燥機、選果機、選別機、運搬機、鳥獣害防止用威嚇機、ビニールハウス、低温貯蔵庫、集出荷施設、農機具収納施設、温室、用水路、農作業管理ソフト など

【注意！】

トラックやフォークリフトなどの「車両及び運搬具」に該当するものや中古品は対象になりません。

支援内容

認定農業者等が農業経営改善計画等に従って経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

さらに、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の機械・施設等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。



お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局・農政事務所・県拠点
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営政策推進グループ（TEL：03-6744-0576）

47 米、麦、大豆などを安定的に生産したい

- 認定農業者
- 認定新規
- 個人
- 法人
- サービス事業者
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

米、麦、大豆等の作物を生産される農家の皆さんの経営安定を支援します。

【事業名：経営所得安定対策】

対象となる方

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）

支援内容

○畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

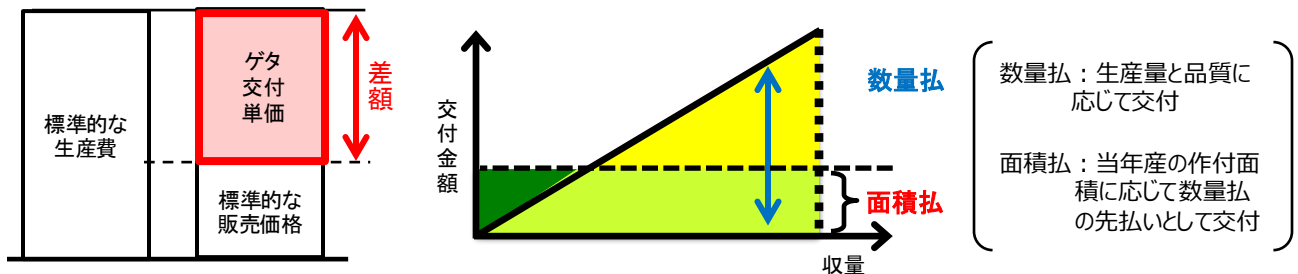
諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金（標準的な生産費と標準的な販売価格の差額）を直接交付します。

○米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

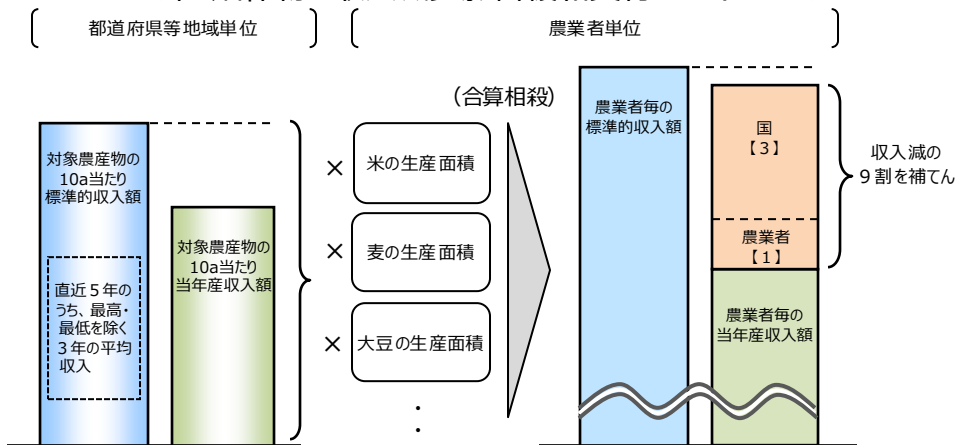
収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填します。補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

特徴

<畑作物の直接支払交付金のイメージ>



<米・畑作物の収入減少影響緩和交付金のイメージ>



お問い合わせ先

- ・最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
- ・農林水産省担当課：農産局穀物課経営安定対策室（TEL：03-3502-5601）

安定した農畜産物の生産

| | | | | | | | | | | |
|-------|------|----|----|---------|------|----|------|-----|----|-----|
| 認定農業者 | 認定新規 | 個人 | 法人 | サービス事業者 | 集落営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-------|------|----|----|---------|------|----|------|-----|----|-----|

水田を活用した戦略作物（麦、大豆、米粉用米等）等の生産に対して交付金を交付します。

【事業名：水田活用の直接支払交付金】

対象となる方

販売目的で、対象作物を水田で生産（耕作）する販売農家・集落営農

支援内容

(1) 戦略作物助成

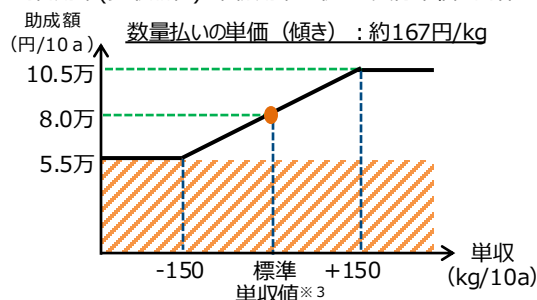
- 水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、加工用米、WCS用稲、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

| 対象作物 | 交付単価 |
|-----------|--|
| 麦、大豆、飼料作物 | 3.5万円/10a ^{※1} |
| 加工用米 | 2.0万円/10a |
| WCS用稲 | 8.0万円/10a |
| 飼料用米、米粉用米 | 収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a ^{※2} |

※1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

※2：飼料用米の一般品種について、標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）

＜飼料用米(多収品種)・米粉用米の収量と交付単価の関係＞



※3：地域農業再生協議会ごとに設定

(2) 産地交付金

- 「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な**産地づくりに向けた取組を支援**します。
- 国から都道府県に対して配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容（対象作物・単価等）を設定できます（一定割合以上は都道府県段階で助成内容を決定）。
- また、当年産の以下の取組に応じて、都道府県に対して資金枠を追加配分します。

| 取組内容 | 配分単価 |
|---|-----------|
| そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ） | 2.0万円/10a |
| 新市場開拓用米の複数年契約 ^{※4} （3年以上の新規契約を対象に令和8年度に配分） | 1.0万円/10a |

※4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

(3) 都道府県連携型助成

- **都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

(4) 畑地化促進助成（令和7年度補正予算と併せて実施）

- **水田を畑として利用し、畑作物の本作化**に取り組む農業者に対して、**生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）**を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、**関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援**します。

① **畑地化支援**^{※5}：7万円/10a

② **定着促進支援**^{※5}（①とセット）：2万円（3万円^{※6}）/10a×5年間
または10万円（15万円^{※6}）/10a（一括）

③ **産地づくり体制構築等支援**

④ **子実用とうもろこし支援**（1.0万円/10a）

※5：対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等

※6：加工・業務用野菜等の場合

＜参考：交付対象水田について＞

・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。

・5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稲を作付け可能な田について、**連作障害を回避する取組**を行った場合、水張りなくても交付対象とする。

＜注＞**連作障害を回避する取組**→ 土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組。（経営所得安定対策実施要綱）

お問い合わせ先

- ・最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
- ・農林水産省担当課：農産局企画課（TEL：03-3597-0191）

安定した農畜産物の 生産

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

水田を畑として利用し、畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

【事業名：畑地化促進事業】

対象となる方

販売農家・集落営農（メニュー3は農業再生協議会等が対象）

支援内容

（1）畑地化支援

水田を畑として利用し、**畑作物**（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等）の**本作化に取り組む農業者を支援**します。

（2）定着促進支援

水田を畑として利用して、畑作物の定着等に取り組む農業者を**5年間、継続的に支援**します。

| | （1）畑地化支援 （令和8年産単価） | （2）定着促進支援 （令和8年産単価） |
|---|-----------------------|---|
| 畑作物 （麦、大豆、飼料作物（牧草等）、 子実用とうもろこし、そば、野菜、 果樹、花き等） | 7万円/10a | ・ <u>2.0（3.0※）万円/10a × 5年間</u> または ・ <u>10.0（15.0※）万円/10a（一括）</u> 【※ 加工・業務用野菜等の場合】 |

（3）産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

① 産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※）に要する経費を支援（定額（1協議会当たり上限300万円））

※ **借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要**。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援

令和8年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（ただし上限25万円/10a））

お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
農産局企画課（03-3597-0191）

安定した農畜産物の生産

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

実需者との結び付きの下で、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの生産性向上等に取り組む農業者を支援します。

【事業名：畑作物産地形成促進事業】

対象となる方

販売農家、集落営農

支援内容

産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための畑作物の導入・定着に向けた取組や生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援します。

- ① **対象作物**：令和8年産の麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ② **交付単価**：4万円/10a
- ③ **採択基準**：地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、**予算の範囲内で採択**

<留意事項>

- ※1 令和8年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有している必要があります。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。
- ※5 予算額のうち、40百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。

支援イメージ

【産地・実需協働プラン】

- ✓ 産地と実需者が連携し、麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしについて、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画

畑作物の導入・定着に向けた取組



[例] 排水対策（暗渠）



土層改良（客土）



傾斜均平

実需者ニーズに応えるための生産性向上等の技術導入



[例] スマート農業機器の活用



大豆300A技術
（不耕起播種栽培など）



土壌診断に基づく土づくり

お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
農産局企画課（03-3597-0191）

安定した農畜産物の生産

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。

【事業名：コメ新市場開拓等促進事業】

対象となる方

販売農家、集落営農

支援内容

産地・実需協働プランに参画する農業者が、実需者ニーズに対応するための**生産性向上等の技術導入を行う場合に、その取組面積に応じて支援**します。

① **対象作物**：令和8年産の新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米

② **交付単価**：**新市場開拓用米** 4万円/10a
加工用米 3万円/10a
米粉用米 9万円/10a
酒造好適米 取組年数に応じて最大3万円/10a※5

③ **採択基準**：取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、地域協議会単位で、**予算の範囲内で採択**

＜留意事項＞

- ※1 令和8年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本支援の対象となった面積は、令和8年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米：2万円/10a）の対象面積から除きます。
- ※4 予算額のうち、50百万円を農業再生協議会等の事務費として計上しています。
- ※5 酒造好適米は、生産性向上等の取組年数に応じて「1年あたり1万円/10a×最大3年間」を令和8年度に一括で支援します。
- ※6 都道府県が多収品種と判断する品種を作付けする場合、0.5万円/10aを加算します。（新市場開拓用米、加工用米、米粉用米が対象）

支援イメージ

【産地・実需協働プラン】
 ✓ 産地と実需者が連携し、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米、酒造好適米について、需要拡大のために必要な生産対策や需要の創出・拡大に係る取組内容、目標等を盛り込んだ計画



実需者ニーズに応えるための生産性向上等の技術導入



[例] スマート農業機器の活用



直播栽培



土壌診断に基づく施肥

酒造好適米への支援

（品種の例）

- ・山田錦
- ・五百万石
- ・美山錦
- ・雄町 等



山田錦



（参考）コシヒカリ

（要件1）

- ① 農業者が酒蔵と直接取引を行うこと、または、
- ② 集荷業者を挟む場合には、
 - ・一定のまとまりを持ったほ場において生産されること、もしくは、
 - ・酒米協議会等の安定的な生産に向けた体制が整っていること

（要件2）

3年間の長期契約に取り組む場合には、農業者側と酒蔵側との間で、「価格決定の考え方」を予め設定すること

お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局（無料相談 TEL：0120-38-3786）
 農産局企画課（03-3597-0191）

安定した農畜産物の 生産

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

産地と実需が連携して行う麦・大豆の国産化を推進するため、麦の生産性向上を目指す産地に対し、施肥・防除体系の構築等を支援するとともに、国産麦・大豆の安定供給に向けたストックセンター等の再編集約・合理化等を支援します。

【事業名：小麦・大豆の国産化の推進】

対象となる方

農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、都道府県・市町村等

主な支援内容

麦類生産技術向上事業

麦の生産性向上を目指す産地に対し、施肥・防除体系の構築等を支援。

- ・施肥・防除体系の構築（定額（2,000円/10a以内））
- ・施肥・防除体系の構築の推進（定額）

新基本計画実装・農業構造転換支援事業のうち

麦・大豆ストックセンターの再編集約・合理化

国産麦・大豆の安定供給を後押しするため、ストックセンター等の再編集約・合理化を支援。

特徴

事業内容のイメージ

生産対策



麦の施肥・防除体系の構築
（定額（2,000円/10a以内））



生産性向上の推進（定額）

流通対策



- ・ストックセンター等の整備（1/2以内）
- ・一定期間の保管等（定額、1/2以内）
- ・新たなモデルの実証（定額、1/2以内）

消費対策



- ・新商品の開発等（定額、1/2以内）

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農産局穀物課（TEL：03-6744-2108）

安定した農畜産物の 生産

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

担い手の大幅な減少が見込まれる中で、農業者の所得確保及び稲作農業の体質強化を図るためには、生産コストの低減に対する意識を醸成した上で、多収品種の導入、スマート農業技術の導入や、革新的な技術の検証等が急務となることから、米の超低コスト生産の実現に向けた取組・新技術の検証や、大規模化等に伴う労働力不足への対応策ともなる水稻直播栽培への挑戦を支援します。

【事業名：米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業のうち生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業】

対象となる方

1. (1) 農業者を含むコンソーシアム
(2) 民間団体等
2. 農業者等

支援内容

1. 稲作の超低コスト生産確立事業

(1) 地域広がり支援タイプ

稲作の大幅なコスト低減を目指すため、産地全体で取り組む経営分析・技術実証等の取組を支援。

- ① 農業者協働実証型（上限1,000万円/実施主体）
地域の関係者と連携する農業者が、大幅なコスト低減を目指して行うコスト分析や技術実証等の取組を支援。
- ② 地域モデル構築型（上限3,000万円/実施主体）
大幅なコスト低減を目指す産地に対して、地域計画等の単位で行うコスト分析や技術実証等の取組を支援。

(2) 新技術現地検証タイプ

農業者の革新的な技術の検証、結果の経営・技術分析や、情報交換会の開催等の取組を支援。

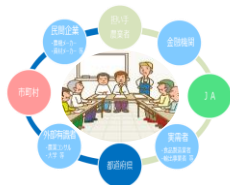
2. 水稻直播栽培導入促進事業

1 経営体の作付面積の増加が見込まれる中で、春作業を大幅に省力化できるものの、取組が限定的となっている直播への挑戦を支援するため、専用機器を導入することなく、試験的に播種作業等を外部委託するために必要な経費を支援。

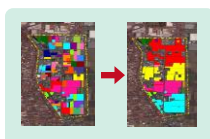
事業のイメージ

【1. 稲作の超低コスト生産確立事業】

(1) 地域広がり支援タイプ



- ① 農業者協働実証型
地域の関係者と連携する農業者による大幅なコスト低減に向けた経営分析・技術実証を支援



- ② 地域モデル構築型
今後の超低コスト産地形成に向けた、低コスト技術の地域計画単位での経営分析・技術実証を支援

(2) 新技術現地検証タイプ



革新的な技術の検証・効果分析を支援

【2. 水稻直播栽培導入促進事業】



今後の規模拡大等に向けて、農業者の直播の試験的な取組を支援

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農産局穀物課（TEL：03-6744-2010）

48 水田で高収益作物や子実用とうもろこしを生産したい

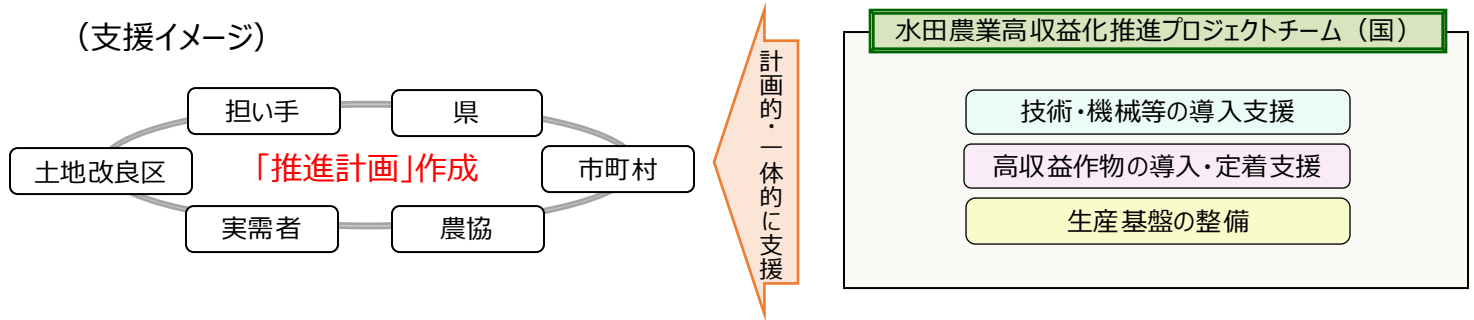
認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

高収益作物や子実用とうもろこしの導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づく取組を計画的かつ一体的に推進します。

【事業名：水田農業の高収益化の推進】

支援内容

(支援イメージ)



1. 技術・機械等の導入支援

「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を優先採択で支援します。

→ 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入等

- ◆ 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援 50番 77ページへ
- ◆ 飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業のうち国産濃厚飼料生産の推進 66番 108ページへ

→ 産地の収益力強化等のための農業用機械・施設の導入

- ◆ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ 36番 56ページへ
- ◆ 地域農業構造転換支援事業 34番 54ページへ

→ 水田への果樹の新植や、産地の構造の転換に向けた省力樹形・作業機械等の導入による生産供給モデルの実証等

- ◆ 果樹農業生産力増強総合対策 55~58番 83~87ページへ

2. 高収益作物の導入・定着支援

→ 「推進計画」に位置付けられた産地における高収益作物や子実用とうもろこしの導入・定着を図る取組等を支援します。

- ① 高収益作物による畑地化 (7万円/10a)
- ② 高収益作物の導入・定着 (2万円 (3万円※) /10a×5年間又は、10万円 (15万円※) /10a (一括))
- ③ 子実用とうもろこしの作付け (1万円/10a) ※ 加工・業務用野菜等の場合

- ◆ 水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成 47番 69ページへ
- ◆ 畑地化促進事業 47番 70ページへ

3. 生産基盤の整備

基盤整備事業において、「推進計画」に位置付けられた地区における高収益作物の導入・定着に向けた汎用化・畑地化等を支援します。

→ 「推進計画」に位置付けられた地区を優先採択・優先配分

→ 一定割合以上の高収益作物等の導入を行う場合、農業者の費用負担を軽減

- ◆ 農業農村整備事業 3番 11ページへ
- ◆ 農地耕作条件改善事業 等の基盤整備事業

お問い合わせ先

農林水産省担当課： 畜産局飼料課 (03-6744-2399) (1のうち子実用とうもろこしに関する事業)
 農産局園芸作物課 (03-3501-4096) (1のうち園芸作物に関する事業)
 経営局経営政策課 (03-6744-2148) (1のうち担い手に関する事業)
 農産局果樹・茶グループ (03-3502-5957) (1のうち果樹に関する事業)
 農産局企画課※ (03-3597-0191) (2の事業)※プロジェクトの窓口を担当
 農村振興局設計課 (03-3502-8695) (3の事業)

49 野菜を安定的に生産したい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

指定野菜の価格が低落した時に、補填が受けられます。

【事業名：野菜価格安定対策事業（指定野菜価格安定対策事業）】

対象となる方

指定産地内で指定野菜を生産し、

- ①共同出荷組織※1を通じて出荷を行う生産者
- ②直接出荷を行う一定規模以上※2の生産者※1

※1 (独)農畜産業振興機構への登録が必要
※2 概ね2ha以上

支援内容

卸売市場に出荷する指定野菜の平均販売価額が保証基準額を下回った場合に、その差額※3の一部を補填します。

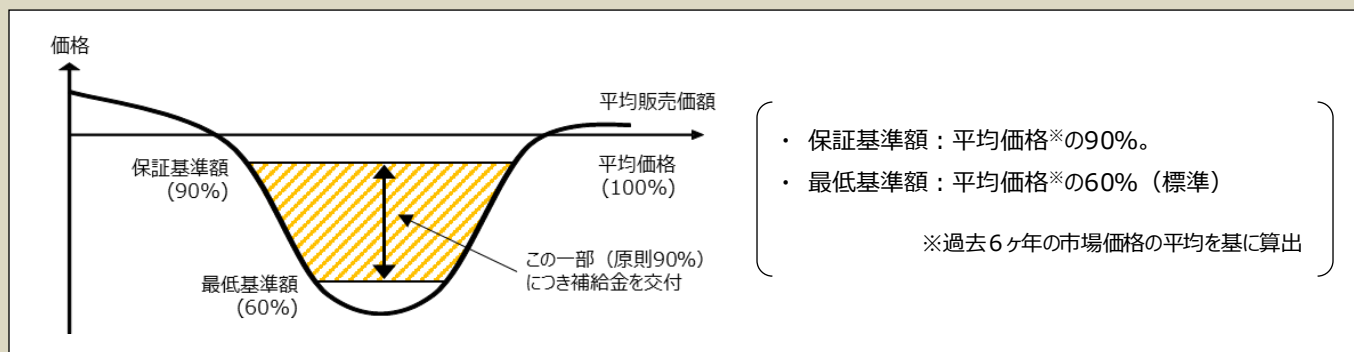
※3 平均販売価額が最低基準額を下回る場合は、保証基準額と最低基準額との差額

<指定野菜（15品目）>

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、ブロッコリー、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

★ブロッコリーは令和8年度事業から指定野菜に追加（令和7年度までは特定野菜）

○基本的な仕組み



○拋出割合

国：都道府県：生産者 = 3 : 1 : 1（予め（独）農畜産業振興機構に資金を積立て）

契約取引を行う際のリスクを軽減します。

【事業名：野菜価格安定対策事業（契約指定野菜安定供給事業）】

対象となる方

指定産地内で指定野菜を生産し、

- ①共同出荷組織※1を通じて出荷を行う生産者
- ②直接出荷を行う一定規模以上※2の生産者※1

※1 (独)農畜産業振興機構への登録が必要
※2 概ね2ha以上

支援内容

実需者との契約取引に取り組む生産者が、不作による供給量不足が生じた際に、実需者との契約数量を確保するために不足分を市場等から調達した場合に要する経費の一部等を補填します。

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地方農政局
- ・(独)農畜産業振興機構 (TEL : 03-3583-9449)
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課価格班 (TEL : 03-3502-5961)

50 新しく園芸産地をつくりたい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

加工・業務用野菜の国産シェア奪還に向け、生産者、中間事業者、実需者等が連携して行う、生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等、実需者ニーズに対応した国内産地による周年安定供給を確立するための取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援】

対象となる方

国産野菜周年安定供給強化事業：民間団体等 ➡➡ 申込みは (独)農畜産業振興機構へ

支援内容

国産野菜周年安定供給強化事業

本事業は加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜について、輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要に応えきれていない品目や作型の作付拡大等を推進するため、新たに実需者との契約栽培に取り組み取組主体に対し、事業対象面積に応じて一定の助成単価を機構が補助する事業です。

加工・業務用向けの契約栽培に必要な、新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援。

主な支援対象



生産流通体系の構築



作柄安定技術の導入

助成単価

定額
(3年間の取組
に対して
15万円/10a)

対象品目

(加工・業務用)
たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、
ブロッコリー、ごぼう、トマト(8~10月出荷)、
セルリー(6~12月出荷)、にんにく、しょうが、さといも、
えんどう(1~7月又は11~12月出荷)、
キャベツ(11月又は1~5月出荷)、レタス(11~3月出荷)、
かぼちゃ(11~6月出荷)、だいこん(4~7月又は10月出荷)、
いちご(11~5月出荷)

(生食用) かぼちゃ(11~6月出荷)、トマト(9~10月出荷)

(輸出用) いちご、メロン

お問い合わせ先

- ・(独)農畜産業振興機構 (TEL:03-3583-9797)
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課 園芸流通加工第1班 (TEL:03-3501-4096)

51 野菜等の施設栽培の生産性を高めたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

データを活用して生産の向上や農産物の高付加価値化を図るICTやロボット技術等のスマート技術を導入した経営に取りくむための施設・内部設備の導入を支援します。

【事業名：強い農業づくり総合支援交付金うち重点政策推進枠（スマート農業の推進）】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

支援内容

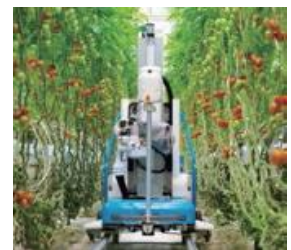
データを活用して生産性の向上や農産物の高付加価値化を図るICT、ロボット技術等のスマート技術の導入だけでなく地域エネルギー利用、省エネ化に関する設備施設、雇用型生産管理技術に関する設備装置、スマート技術の導入に必要な施設等の整備（低コスト耐候性ハウス等の整備、高度環境制御やロボットの導入等）を一体的に支援します。



1 ha以上の大規模施設



高度複合環境制御装置



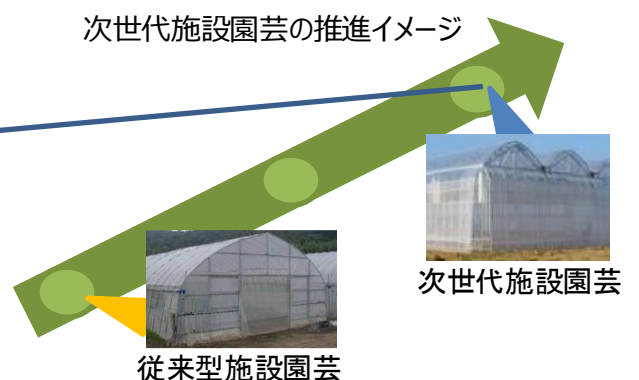
収穫ロボット

特徴

スマート農業実践施設等の導入

スマート技術と大規模な園芸施設の導入により、生産性の向上や農産物の高付加価値化を図る

次世代施設園芸の推進イメージ



お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課施設園芸対策班（TEL：03-3593-6496）

52 茶の改植や茶の有機栽培、輸出向けの茶の生産等に取り組みたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

茶の改植・新植、有機栽培や輸出向け栽培体系への転換、てん茶生産への転換等の取組に対し支援します。

あわせて、国産茶の需要創出に向けた消費者・実需者ニーズの把握や商品開発、製造・加工技術の確立、茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成等を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進】

対象となる方

農業者団体 等

支援内容①

持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、産地の戦略に基づく改植・新植、有機栽培や輸出向け栽培体系への転換、簡易な園地整備、コスト低減に資する生産・加工機械等のリース導入、需要創出に向けた取組等に対し支援します。

【茶の改植、有機栽培への転換等支援】

- 新植：12万円/10a
- 改植、移動改植：15.2万円/10a
- 改植・新植に伴う未収益期間の支援：14.1万円/10a（他品種への改植等は18.1万円/10a）
- 棚栽培への転換（未収益支援）：4万円/10a
- 棚栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a
- 台切りに伴う未収益支援：7万円/10a
- 有機栽培への転換に伴う資材費：10万円/10a
- てん茶生産向け直接被覆栽培への転換に必要な資材費：10万円/10a
- 茶園整理（伐根）：5万円/10a（酸度矯正等を実施する場合は8万円/10a）
- 輸出向け栽培体系への転換：5万円/10a
- 中山間地域等での有機栽培・てん茶への転換に必要な改植と合わせた簡易な園地整備：1/2以内（市町村ごとに上限100万円）

【農業機械等のリース導入への支援】

- 生産性向上や省エネルギーコスト削減に資する生産・加工機械等のリース導入（補助率：1/2以内）

【茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成への支援】

- 茶生産の担い手・茶工場・実需者が一体となり、生産性向上、労働力確保、茶工場の省エネ化等の課題に対応する、新たな大規模茶産地モデルを形成する取組（補助率：1/2以内）



茶の改植等



省エネ型粗揉機



簡易な園地整備

支援内容②

新商品の開発に係る国内外における市場調査や加工機械等の導入、茶の健康機能性の調査、観光業者等との連携による体験ツアーの開発などの取組に対して助成（※）します。

（※）補助率：

- ・ソフト事業にあつては定額
- ・機械等リース事業にあつては1/2以内



新商品開発に向けた試飲・検討会の実施



低温除湿萎凋（15℃16時間）
萎凋処理による香りを発現させる加工技術



茶の健康機能性の調査・PR

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ茶業班（TEL：03-6744-2194）

安定した農畜産物の 生産

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

茶の改植・新植、改植に伴う未収益期間の幼木管理、有機栽培や輸出向け栽培体系への転換、棚栽培への転換、災害対応設備の導入、茶関連産業等と連携した新形態の大規模茶産地モデル形成支援等の取組に対し支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち茶）】

対象となる方

農業者団体 等

支援内容

需要の変化に対応した茶の優良品種への改植・新植、改植に伴う未収益期間の幼木管理、有機栽培への転換、棚栽培への転換、輸出向け栽培体系への転換等に対し支援します。
また、防霜ファン等の災害対応設備の導入に対し支援します。

新市場獲得対策

<園芸作物等の先導的取組支援（うち茶）> 【茶の改植、有機栽培への転換等支援】

- 新植：（補助率：1/2以内）
- 改植、移動改植：（補助率：1/2以内）
- 改植に伴う未収益期間の支援：14.1万円/10a
（他品種への改植等は18.1万円/10a）
- 棚栽培への転換（未収益支援）：4万円/10a
- 棚栽培への転換に必要な資材費：（補助率：1/2以内）
- 台切りに伴う未収益支援：7万円/10a
- 有機栽培への転換に伴う資材費：（補助率：1/2以内）
- てん茶生産向け直接被覆栽培への
転換に必要な資材費：（補助率：1/2以内）
- 輸出向け栽培体系への転換：（補助率：1/2以内）
- 中山間地域等での有機転換に必要な改植と合わせた
簡易な園地整備（補助率：1/2以内）



茶の植栽等



農薬飛散防止ネットの
導入



棚栽培への転換に必要な
資材の導入



直接被覆栽培への転換に
必要な資材の導入

【災害対応設備の導入支援】

- 防霜ファン等の災害対応設備の導入：（補助率：1/2以内）
※防霜ファン等の設置費を含む
※事業実施主体の推進事務費は定額



防霜ファンの導入

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ茶業班（TEL：03-6744-2194）

53 花き生産や流通の効率化に取り組みたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

花きの需要に合わせた安定生産・安定供給に向け、高温障害を回避・軽減する技術、高温耐性・病害虫抵抗性品種への転換に係る実証や普及活動の取組、花き業界関係者の情報連携に向けた取組、新たな需要開拓・利用拡大の取組等、地域や全国で生じている課題解決に資する取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進】

対象となる方

【花き業界関係者が組織する協議会】

- ・都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により構成されている地域推進協議会
- ・複数の都道府県を活動の範囲とし、都道府県、花き産業関係者等により構成されている広域推進協議会
- ・全国を活動の範囲とし、農業関係団体、民間企業、民間団体、生産者、学識経験者等の専門家等により構成されている全国推進協議会

支援内容

【地域公募事業、全国公募事業（補助率：定額）】

1 花きの安定供給に向けた取組

- 高温障害を回避・軽減する遮光・遮熱資材、細霧冷房等の技術、高温耐性・病害虫抵抗性品種への転換等に必要な検討会の開催、実証、普及活動等
- 需要のある品目・品種への転換等に必要な転換先品目の需要調査、栽培実証、栽培マニュアルの作成等

2 花きの流通効率化に向けた取組

- 卸売市場・小売業者の有する販売データを基にした国内外の需要動向を花き業界関係者で共有する仕組みづくりや花き流通標準化ガイドラインに即した物品・情報の流通の効率化等に必要な検討会の開催、実証、普及活動等

3 花きの需要増進に向けた取組

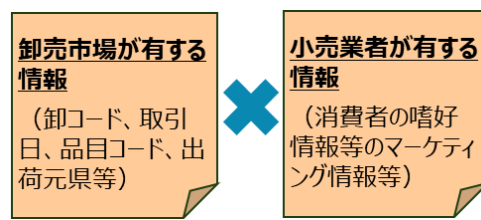
- 需要拡大が見込まれるホームユース向けに適した利用スタイルの提案、需要喚起のためのPR活動や新規購買層の獲得に向けた販路開拓、花き利用の拡大に資する体験活動等



■ 花きの安定供給に向けた取組



■ 花きの需要増進に向けた取組



生産者へフィードバック

消費データの還流により、生産者が需要に基づく生産が可能に



■ 花きの流通効率化に向けた取組

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：
農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室（TEL：03-3502-8504）

54 施設園芸及び茶について燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換に取り組み、経営の安定を図りたい

- 認定農業者
- 認定新規
- 個人
- 法人
- サービス事業者
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

燃料価格の高騰に備えて、計画的に省エネ等に取り組む施設園芸等産地に対して、セーフティネットの構築を支援します。

【事業名：施設園芸等燃料価格高騰対策】

対象となる方

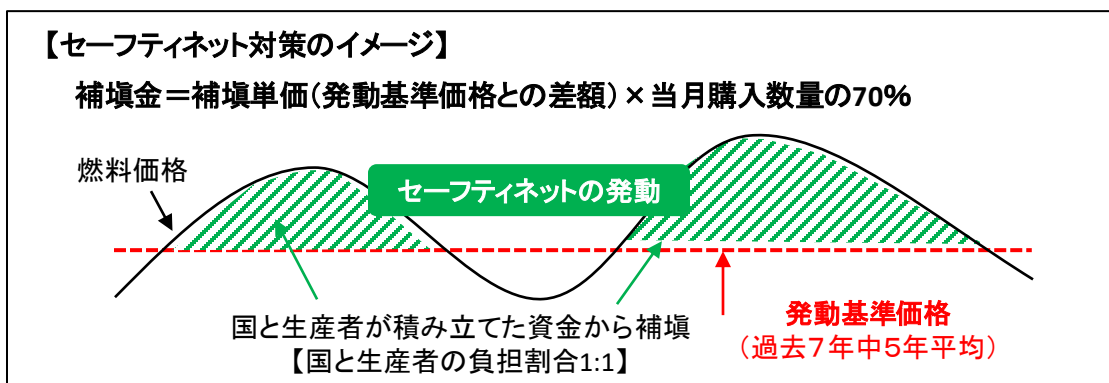
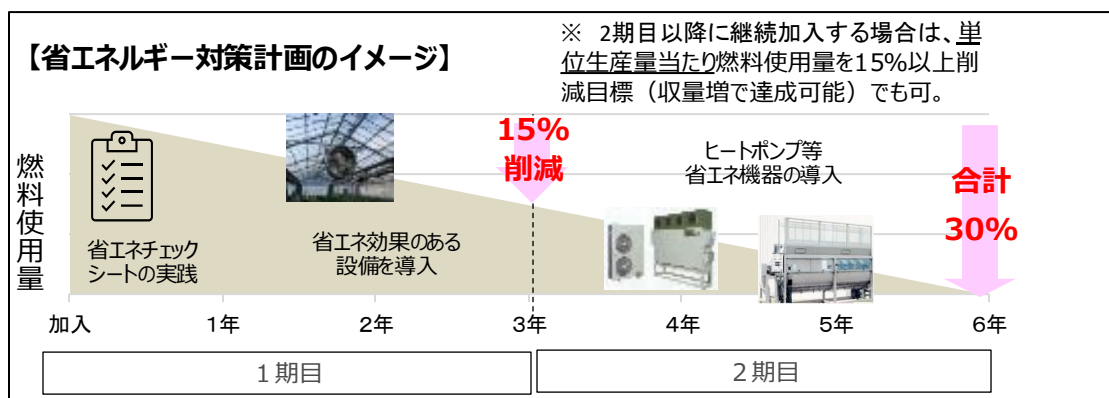
支援の対象者は、計画的に省エネルギー化等に取り組む施設園芸農家（野菜、果樹、花き）または茶農家3戸以上又は農業従事者5名以上で構成する農業者団体等です。

支援内容

- 施設園芸セーフティネット構築事業（補助率1/2）
 - （1）対象燃料：A重油、灯油、LPガス、LNG
 - （2）対象期間：10月～翌6月
- 茶セーフティネット構築事業（補助率1/2）
 - （1）対象燃料：A重油、LPガス、LNG
 - （2）対象期間：3月～11月

特徴

【施設園芸等燃料価格高騰対策の基本的な仕組み】



燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換

お問い合わせ先

施設園芸

- ・一般社団法人日本施設園芸協会（TEL：03-3667-1631）
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課（TEL：03-3593-6496）

茶

- ・全国茶生産団体連合会（TEL：03-5259-5671）
- ・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ（TEL：03-6744-2194）

55 果樹の省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備、防風ネット等の設備、高温障害発生低減資機材の導入をしたい

| | | | | | | | | | | |
|-------|------|----|----|---------|------|----|------|-----|----|-----|
| 認定農業者 | 認定新規 | 個人 | 法人 | サービス事業者 | 集落営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-------|------|----|----|---------|------|----|------|-----|----|-----|

省力樹形や優良品目・品種の導入、小規模な園地整備等の取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

対象となる方

果樹産地構造改革計画（以下、産地計画という。）において担い手と定められた者、農地中間管理機構 等

支援内容

1 果樹経営支援対策事業

I 整備事業

- (1) 改植・新植支援（補助率：定額、1/2以内）** ※改植・新植支援においては地域計画の目標地図に位置付けられることが確実な者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることが要件
産地計画に位置付けられた優良品目・品種への改植・新植を支援します。
特に、**労働生産性の高い省力樹形等への改植・新植を推進**します。
面積要件：改植・新植面積が地続きで概ね2a以上

(省力樹形の例)



りんごの超高密植（トールスピンドル）栽培

<10a当たり改植（新植）支援単価・補助率>

| | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| ① 慣行樹形等 | ② 省力樹形 |
| みかん等のかんきつ類 23 (21) 万円 | 超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご） 73 (71) 万円 |
| りんご等の主要果樹（※） 17 (15) 万円 | 高密植低樹高（新しい化）栽培（りんご） 53 (52) 万円 |
| りんごのわい化栽培、 | 根域制限栽培（みかん等のかんきつ類） 111 (108) 万円 |
| ぶどう（加工用）の垣根栽培 33 (32) 万円 | 根域制限栽培（ぶどう、なし、もも等） 100 (99) 万円 |
| 上記のいずれにも該当しない改植・新植 定率（1/2以内） | ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等） 33 (32) 万円 |
| | V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも等） 73 (71) 万円 |
| | 朝日ロンバス方式（りんご） 33 (32) 万円 |
| | 上記のいずれにも該当しない改植・新植 定率（1/2以内） |

(※) 主要果樹：りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、ひわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじく

(2) 小規模園地整備・設備導入支援（補助率：1/2以内）

園内道の整備、傾斜の緩和、土壌・土層改良、排水路の整備、用水・かん水設備、防風ネット（多目的防災網含む）、防霜ファン、モノレール等の設置を支援。
面積要件：地続きで概ね10a以上（土壌・土層改良は地続きで概ね2a以上）



巣箱の設置



繭洗浄

(3) 高温障害発生低減に向けた技術的対策の導入支援（補助率：1/2以内）

- ① 遮光ネット、土壌被覆資材、細霧冷房等の高温対策資機材の導入を支援
② マメコバチ増殖のための巣箱設置や繭洗浄等にかかる経費を支援
面積要件：地続きで概ね10a以上

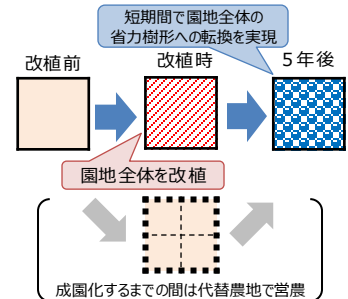
II 推進事業

(1) 省力的樹園地への一斉改植支援

まとまった面積での自園地の一斉改植を行うため、成園までの間、離農園地等の代替園地において営農を継続するための掛かり増し経費を支援します。

支援単価：56万円/10a（＝11.2万円/10a×成園までの5年分。初年度に一括交付）

※代替園地における営農面積が支援対象



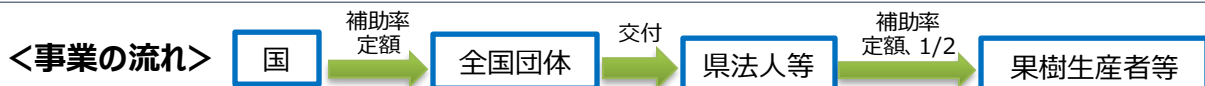
(2) 技術的サポート支援（補助率：定額）

地域計画の目標地図と連動した省力樹形等への転換を推進するため、先進地や研究機関からの指導者派遣や産地内での省力樹形等の導入に向けた研修会の開催等に掛かる経費を支援します。

2 果樹未収益期間支援事業

1のIの(1)の取組とセットで、改植・新植後の幼木管理経費を支援します。

支援単価：22万円/10a（＝5.5万円/10a×改植・新植実施年の翌年から4年分。初年度に一括交付）



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

安定した農畜産物の生産

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

省力樹形や優良品目・品種の導入のほか、高温障害の発生低減に向けた資機材の導入、小規模な園地整備等の取組を支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（うち果樹）】

対象となる方

果樹産地構造改革計画（以下、産地計画という。）において担い手と定められた者、農地中間管理機構等

支援内容

新市場獲得対策

※改植・新植支援においては地域計画の目標地図に位置付けられることが
確実な者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることが要件

<園芸作物等の先導的取組支援（うち果樹）>

(1) 果樹の改植・新植・未収益期間の幼木管理支援（補助率：定額、1/2以内）

優良品目・品種、省力樹形の導入を支援
（改植・新植と一体的に行う果樹棚等の設置も対象）

未収益期間の幼木管理経費を支援
（支援単価：22万円/10a（＝5.5万円/10a×4年分））

※面積要件：地続きで概ね2a以上

(2) 一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組支援（補助率：定額）

まとまった面積での自園地の一斉改植を行うため、成園までの間、
離農園地等の代替園地において営農を継続するための掛かり増し経費を支援
（支援単価：56万円/10a（＝11.2万円/10a×成園までの5年分））

※代替園地における営農面積が支援対象

(3) 小規模園地整備等（補助率：1/2以内）

園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良、用水・かん水施設の設置、
排水路の整備、多目的防災網、防霜ファン、モノレール等の設置等を支援

※面積要件：地続きで概ね10a以上
（土壌土層改良は概ね2a以上）

(4) 改植・新植に伴う雨よけ設備の設置（補助率：1/2以内）

病害の低減に効果が認められる雨よけ設備の設置を支援

※面積要件：地続きで概ね10a以上
※補助金上限額：160万円/10a

(5) 高温対策資機材の導入（補助率：1/2以内）

支持設備等と一体的に導入する遮光ネットや、点滴かん水設備と一体的に導入する
マルチシート、樹体や果実の冷却のための細霧冷房といった高温障害の発生低減
に向けた資機材の導入を支援

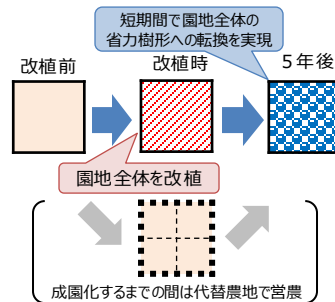
※面積要件：地続きで概ね10a以上

※遮光ネット、マルチシートについて、既に導入済の設備がある場合は単品での
導入も支援対象

（省力樹形の例）



りんごの超高密植
（トールスピンドル）栽培



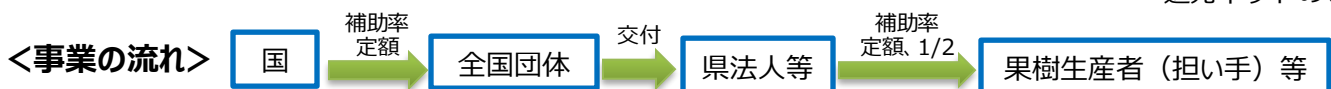
多目的防災網の設置



簡易雨よけ設備の設置



遮光ネットの導入



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

56 果樹の大幅な省力化等に向けた実証に取り組みたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

販売供給の出口を見据えた作業の合理化、省力栽培技術・品種の導入、労働力の確保等を図り、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造転換に向けた実証等の取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

対象となる方

都道府県、生産者、生産出荷団体、実需者、農業支援サービスを提供する事業者などにより構成されたコンソーシアム（生産者と実需者は必須。）

支援内容

果樹農業構造転換支援事業 （生産供給体制モデル実証）

【事業メニュー】

事業実施主体は、次のうち成果目標の達成に必要なメニューを選択して取り組みます。

- ア 省力樹形や省力的な植栽方法の導入
- イ スマート農業技術を活用した生産・出荷・流通や労務管理の合理化
- ウ 加工・業務用等新たなマーケットの開発・拡大に向けた省力栽培技術や品種の導入
- エ サービス事業者等を活用した人材確保
- オ 流通事業者や地域内外の他事業と連携した労働力の相互融通
- カ 経営の多角化による通年雇用



【成果目標】

これまでの生産供給体制を刷新した生産供給体制モデルを構築し、事業実施前と比較して労働生産性（農業従事者一人当たりの年間の利益額）を向上させることが必要です。

※労働生産性＝粗利益（販売額（売上高）－経費（原価））／農業従事者数

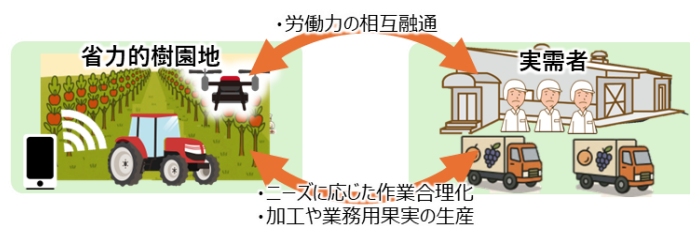
【補助対象及び補助率】

下記補助対象経費及び補助率のうち、上記で選択した事業メニューの実施に必要な取組を支援します。

- (1) 検討会の開催等（補助率：定額）
- (2) 調査・分析（補助率：定額）
- (3) テストマーケティング（補助率：定額）
- (4) 技術研修（補助率：定額）
- (5) 展示ほの設置（補助率：定額）
- (6) システム導入（補助率：1/2以内）
- (7) 小規模園地整備（補助率：1/2以内）
- (8) 省力樹形や省力的植栽等への転換（補助率：1/2以内）
- (9) 機械・設備のリース導入（補助率：1/2以内）

※（1）及び（5）の実施は必須

（8）の幼木管理に必要な経費については、定額（22万円/10a（＝5.5万円/10a×4年分）以内）



<事業の流れ>



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

57 果樹の気候変動対策として、栽培体系や品目・品種の転換に向けた実証に取り組みたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

高温に対応した栽培体系への転換など、産地ごとの課題に応じた気候変動対応モデルを構築する取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

対象となる方

都道府県（試験研究機関、普及組織を含む）、生産者、生産出荷団体、実需者などにより構成されたコンソーシアム（生産者と都道府県は必須。）

支援内容

果樹農業構造転換支援事業 （気候変動対応モデル実証）

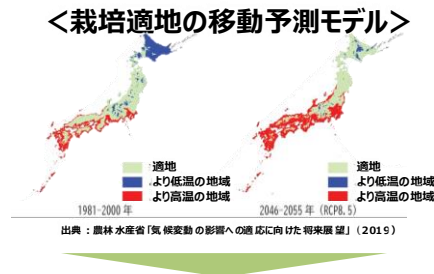
【事業メニュー】

事業実施主体は、産地ごとの課題に応じた気候変動対応モデルを構築するための実証として、高温に適応した栽培体系への転換、高温適応性を有する品目・品種の導入等に取り組みます。



【成果目標】

産地ごとの課題に応じた気候変動対応モデルを構築すること及び実証に取り組む栽培方法や品目・品種等の当該産地における栽培マニュアル等を作成し、公表することが必要です。



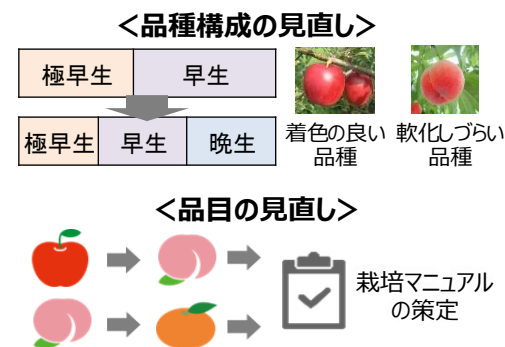
【補助対象及び補助率】

下記補助対象経費及び補助率のうち、上記で選択した事業メニューの実施に必要な取組を支援します。

- (1) 検討会の開催等（補助率：定額）
- (2) 調査・分析（補助率：定額）
- (3) 技術研修（補助率：定額）
- (4) 展示ほの設置（補助率：定額）
- (5) 小規模園地整備（補助率：1/2以内）
- (6) 品目・品種転換（補助率：1/2以内）
- (7) 機械・設備のリース導入（補助率：1/2以内）

※（1）及び（4）の実施は必須

（6）の幼木管理に必要な経費については、定額（22万円/10a（=5.5万円/10a×4年分）以内）



＜事業の流れ＞



お問い合わせ先

・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

58 果樹の新たな担い手を確保するための園地整備をしたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

果樹産地において新たな担い手の受入や研修等に必要となる園地の整備等の取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策】

対象となる方 新たな担い手の新規参入を推進する、都道府県、市町村、JA、法人化した経営体、民間企業などの団体

支援内容 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業

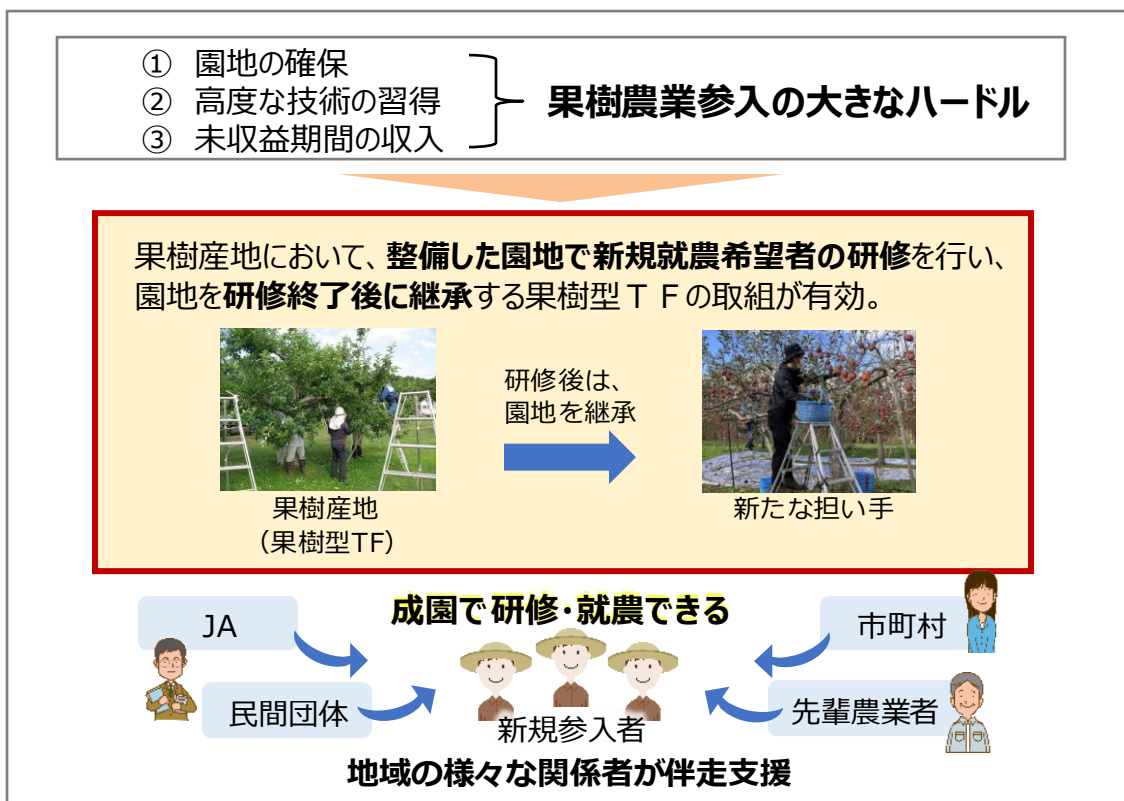
1 整備事業

果樹型トレーニングファーム（以下、「果樹型TF」）の整備のための以下の取組を支援します。

- (1) **小規模園地整備等**（補助率：1/2以内）
排水路の整備、土壌・土層改良、園内道の整備、傾斜の緩和、用水・かん水設備、多目的防災網、防霜ファン、モノレールの整備等
- (2) **部分改植**（補助率：定額（面積当たり1/2相当）、1/2以内）
優良品目・品種や省力樹形への改植等
- (3) **改植後の未収益期間の幼木管理**（補助率：定額（22万円/10a））
- (4) **省力技術研修**（補助率：定額（3万円/10a以内））

2 推進事業（補助率：定額）

果樹型TFの運営に必要な技術指導・管理委託に要する経費を支援します。



お問い合わせ先 ・農林水産省担当課：農産局果樹・茶グループ果樹振興班（TEL：03-3502-5957）

59 畜産・酪農の収益力を高めたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

地域の畜産関係者が有機的に連携・集結し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を支援します。

【事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）】

対象となる方

- 1 及び 2 の事業：畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体（畜産農家、飼料生産組織）
3 の事業：畜産クラスター協議会

※ 畜産クラスター：地域の畜産の収益性や持続性の向上の取組を進めるために、畜産農家、畜産関連事業者等が連携した体制
畜産クラスター計画：畜産クラスターが作成する地域の畜産の収益性・持続性向上のための計画

支援内容

1. 施設整備事業（補助率：1/2以内）

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入を支援します。

2. 機械導入事業（補助率：1/2以内）

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、収益力の強化等に必要な機械の導入を支援します。

3. 調査・実証・推進事業（補助率：定額）

収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析を支援します。

また、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。

特徴

畜産・酪農の収益力の強化を集中的に進めるため、上記の1～3の事業を支援するとともに、特に、重点的に進めるべき課題に対応するため5つの優先枠を設けています。

《中山間地域優先枠》

- 中山間地域での収益力強化に向けた取組に必要な施設整備について、優先的に採択

《輸出拡大優先枠》

- 協議会の構成員に輸出拡大に取り組む事業者が含まれ、輸出拡大に係る具体的な計画を有している取組及び、輸出に取り組むコンソーシアムと連携した生産地帯の取組に必要な施設整備について、優先的に採択

《飼料増産優先枠》

- 飼料自給率の向上を図るため、飼料増産の取組に必要な機械導入や施設整備について、優先的に採択

《省エネ優先枠》

- 生産コスト抑制に資する省エネルギー化を推進するため、電力使用量の削減等に資する省エネ機器の導入について、優先的に採択

《肉用牛・酪農重点化枠》

- 地域的な規模拡大や分業体制の構築等、重点的に推進すべき取組に対して、実証調査、施設整備、機械導入等を一体的に支援
- 併せて、効果の早期発現、普及を図るため、重点化枠に限った支援（研修施設の整備等）を実施

《新規就農優先枠》

- 新たに畜産経営を開始する者の施設整備や、家畜導入等について、優先的に採択
- 併せて、新規就農に伴う初期投資の負担軽減を図るため、本優先枠に限った支援（内部設備等の撤去費用や登記手続きに係る経費等）を実施

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：畜産局企画課推進班、地域振興班（TEL：03-3501-1083）

安定した農畜産物の 生産

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

畜産クラスター計画に基づく、高齢の繁殖雌牛から若い繁殖雌牛への更新に奨励金を交付します。

【事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）のうち優良繁殖雌牛更新加速化事業】

対象となる方

畜産クラスター協議会の構成員である農業者等

支援内容

畜産クラスター計画に基づき、成長が良く肉質に優れた肉用子牛の生産を推進するため、高齢の繁殖雌牛から若い繁殖雌牛への更新に奨励金を交付します。

| | | |
|--------|---------|----------------|
| | 優良な繁殖雌牛 | 希少な父牛に由来する繁殖雌牛 |
| 奨励金の単価 | 10万円/頭 | 15万円/頭 |

お問い合わせ先

- ・事業実施主体：一般財団法人 全国肉用牛振興基金協会（TEL：03-5801-0772）
- ・農林水産省担当課：畜産局畜産振興課技術第1班（TEL：03-6744-2587）

安定した農畜産物の 生産

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（貸付当初5年間は無利子）の一括借換資金を措置します。

【事業名：畜産経営体質強化支援資金融通事業】

対象となる方

畜産クラスター計画における中心的な経営体、
畜産ICT化応援計画に定める労働負担軽減経営体 又は
認定農業者のうち酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

支援内容

既往負債の一括借換を行う新たな長期・低利（貸付当初5年間は無利子）資金を措置します。

貸付条件

償還期限：酪農及び肉用牛25年以内（うち据置期間5年以内）
養豚15年以内（うち据置期間5年以内）

借入金利：2.50%以内（貸付当初5年間は無利子） ※金利はR8.3.18現在

お問い合わせ先

- ・最寄りの金融機関（農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合）
- ・（公社）中央畜産会、各地方農政局、各都道府県など
- ・農林水産省担当課：畜産局企画課金融・税制班（TEL：03-3502-5981）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

乳用雌牛や肉用繁殖雌牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金を借り入れる際の保証料を免除します。

【事業名：乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業】

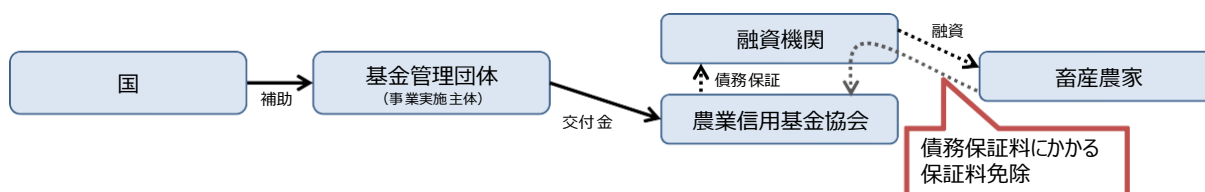
対象となる方

乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の計画的な増頭を行う酪農又は肉用牛経営を営む者

支援内容

乳用雌牛や肉用繁殖雌牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入や育成資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除します。

事業の仕組



お問い合わせ先

- ・最寄りの金融機関（農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合）
- ・農林水産省担当課：畜産局企画課金融・税制班（TEL：03-3502-5981）

60 畜産・酪農経営に安定して取り組みたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

畜産経営の安定に関する法律に基づき、生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳について生産者補給金等を交付します。

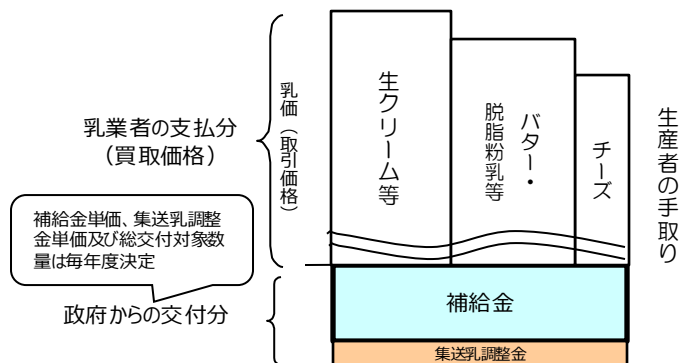
【事業名：加工原料乳生産者補給金】

対象となる方

- ・生乳を販売又は委託販売する酪農家
- ・乳製品を加工販売する酪農家

支援内容

加工原料乳生産者補給金等（補助率：定額）
令和8年度総交付対象数量325万トン、関連対策25万トン
合計350万トン
生産者補給金単価9.11円/kg、
集送乳調整金単価2.83円/kg、関連対策0.09円/kg
合計12.03円/kg



特徴

関連対策であるバター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業と合わせて、加工原料乳について生産者補給金を交付。集送乳が確実にいけるよう、指定事業者を通じて出荷する場合には集送乳調整金を併せて交付。

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県
- ・農林水産省担当課：畜産局牛乳乳製品課補給金企画班（TEL：03-3502-5988）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

加工原料乳の取引価格が補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者に補填金（低落分の8割）を交付する事業を実施します。

【事業名：加工原料乳生産者経営安定対策事業】

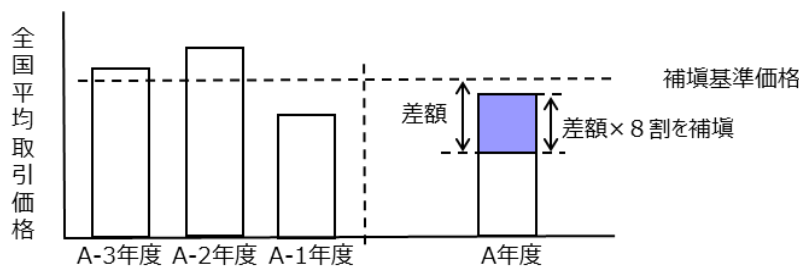
対象となる方

- ・生乳を販売又は委託販売する酪農家
- ・乳製品を加工販売する酪農家

支援内容

加工原料乳価格が下落した場合の経営への影響緩和（補助率：定額）

特徴



加工原料乳価格が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出（生産者：国＝1：3）して補填。

お問い合わせ先

- ・（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8196）
- ・農林水産省担当課：畜産局牛乳乳製品課補給金企画班（TEL：03-3502-5988）

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

生乳流通事業者等が行うバター・脱脂粉乳の需給の不均衡改善や集送乳経費の合理化に対する取組を支援します。

【事業名：バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業】

対象となる方

生産者団体等

支援内容

1 バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業

①バター・脱脂粉乳需給の不均衡を改善するための取組を行う生乳流通事業者に対し、1.8万トンを限度として、対象数量に応じた奨励金を交付します。

②物流問題へ対応するため、農協等と連携して、実態把握や改善策の策定等、集送乳経費の合理化に取り組む指定生乳生産者団体に対し、3.43万トンを限度として、対象数量に応じた奨励金を交付します。

2 バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急特別対策事業

バター・脱脂粉乳の需給の不均衡改善及び集送乳経費の合理化に取り組む生乳流通事業者に対し、7万トンを限度として、対象数量に応じた奨励金を交付します。

特徴

加工原料乳生産者補給金制度の関連対策。生乳需給の不安定化の一因となっているバター・脱脂粉乳需給の不均衡拡大と、物流問題により見込まれる集送乳経費の上昇という課題に、早急に対処するための事業。

お問い合わせ先

・(独) 農畜産業振興機構 (TEL : 03-3583-8196)

・農林水産省担当課：畜産局牛乳乳製品課補給金班 (TEL : 03-3502-5988)

安定した農畜産物の 生産

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

酪農生産基盤維持強化のための取組を支援します。

【事業名：酪農経営支援総合対策事業】

対象となる方 都道府県団体、民間団体、生産者集団、生産者等



支援内容

生産者団体が行う酪農生産基盤を維持・強化する以下の取組を支援します。

1 酪農経営等生産基盤・飼養環境改善

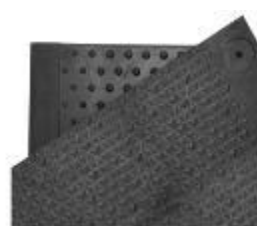
- ①後継牛確保のための環境整備として、機器導入（カーフハッチ、分娩カメラ、パステライザー等）、つなぎ牛舎の改良、育成牛の事故率低減（ワクチン1千円/頭）、供用期間の延長支援（肢蹄保護、乳房炎防止、1千円/頭）、暑熱等により不足する国産飼料の確保、冠水等により生育不良となった永年草地への追播等を支援します。
- ②労働負担軽減に資する機械装置等の導入と一体的な施設の整備を支援します。



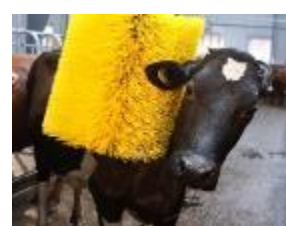
カーフハッチ



つなぎ牛舎の改良



牛床マット



カウブラシ

2 地域の生産体制の強化

生産基盤が脆弱な地域において持続的な生乳生産体制を確保するため、①経営離脱農家の資産の有効活用や新規就農者の確保、②将来にわたって持続可能な経営体の創出、③後継牛育成のための広域預託を推進する取組や家畜輸送の体制整備等を支援します。

3 酪農ヘルパーの利用拡大

- ①酪農ヘルパーの職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、人材コンサルタントの活用、ヘルパー研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、ヘルパーを育成する酪農家への研修協力金の交付
- ②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度
- ③広域利用調整、専任ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援します。

4 生乳流通体制の合理化の推進

生乳流通コストの生産者負担を軽減するため、生乳生産者団体等が行う「生乳流通合理化計画」等の検討・作成、生乳流通関係機器のリース導入、貯乳施設の減容化・需給調整機能を持たせるために必要な補改修、乳代精算方法の効率化等の取組を支援します。

お問い合わせ先

・(独) 農畜産業振興機構 (TEL : 03-3583-8196)

・農林水産省担当課

1①、4の事業

畜産局牛乳製品課生乳班 (TEL : 03-3502-5988)

1①の不足する国産飼料の確保や永年草地への追播 飼料課飼料生産計画班 (TEL : 03-3502-5993)

2の①②、3の事業

企画課経営企画班 (TEL : 03-3502-0874)

1②、2の③の事業

畜産振興課家畜改良推進班 (TEL : 03-6744-2587)

安定した農畜産物の 生産

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

生乳需給及び酪農経営の安定のための酪農家の暑熱対策の取組を支援します。

【事業名：国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業のうち生乳暑熱対応推進緊急対策】

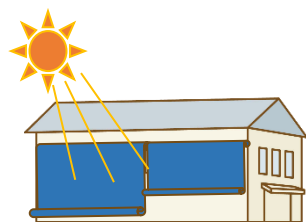
対象となる方 生産者集団、生産者等

支援内容

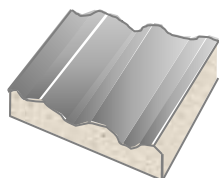
生産者団体が行う暑熱対策に資する以下の取組を支援します。

1 暑熱対策資材・機器の導入

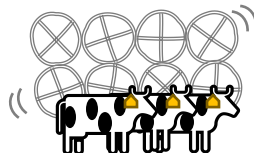
暑熱の影響による個体乳量や受胎率の低下を防止するため、乳用牛の飼養環境の改善に必要な暑熱対策用資材・機器（日よけ、屋根断熱、壁型換気扇、ソーカーシステム等）の導入を支援します。



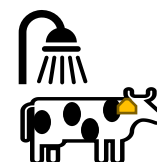
日よけ



屋根の断熱材



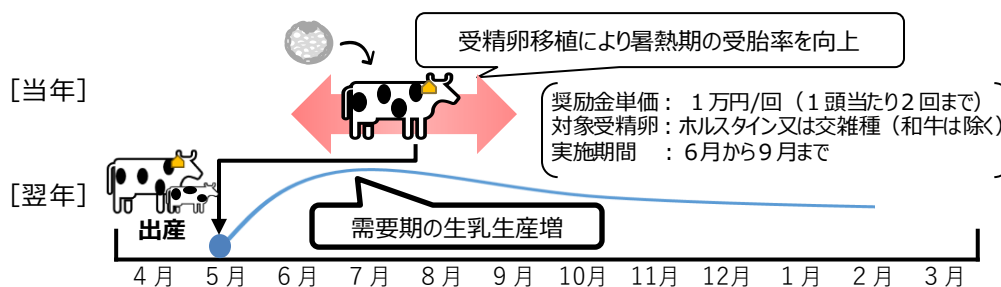
壁型換気扇



散水装置

2 夏季受精卵移植への奨励金の交付

暑熱により受胎率が低下しやすい人工授精から比較的高い受胎率が確保できる受精卵移植（和牛は除く）に転換する取組に奨励金（1万円/回）を交付します。



お問い合わせ先

- ・(独) 農畜産業振興機構 (TEL : 03-3583-8196)
- ・農林水産省担当課
畜産局牛乳乳製品課生乳班 (TEL : 03-3502-5988)

安定した農畜産物の 生産

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

肉用牛（繁殖・肥育）の経営安定を支援します。

【事業名：肉用子牛生産者補給金、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）】

対象となる方

【繁殖】肉用子牛の生産者（損益が帰属する者）

【肥育】肥育牛の生産者（肉用牛の肥育を業として行う者）

※資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超える会社を除く。

支援内容

【繁殖】

肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛価格（全国平均）が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付します（**肉用子牛生産者補給金**）。

【肥育】

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付（交付金の1/4に相当する額は、生産者の積立による積立金から交付します）（**肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）**）。

お問い合わせ先

・（独）農畜産業振興機構（TEL:03-3583-8196）

・農林水産省担当課

【繁殖】畜産局食肉鶏卵課素畜価格流通班（TEL：03-3502-8473）

【肥育】 企画課経営安定班（TEL：03-3502-0874）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の確保、子牛生産の効率化、担い手の育成等を支援することにより、生産基盤の強化を図ります。

【事業名：肉用牛経営安定対策補完事業】

対象となる方

肉用牛を飼養する生産者・肉用牛を飼養する生産者が構成する集団等

支援内容

- 1 **遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入支援**
導入奨励金：多様性 6万円／頭、9万円／頭（希少性の高い牛）
- 2 **繁殖経営の生産性向上に必要な簡易牛舎（育成牛舎含む）の整備や機器資材の導入等に対する支援**（補助率：1／2以内）
- 3 **肉用牛ヘルパーの利用に対する支援**（補助率：1／2以内）

お問い合わせ先

・（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8196）

・農林水産省担当課

1の事業：畜産局畜産振興課技術第1班（TEL：03-6744-2587）

2, 3の事業： 企画課経営安定班（TEL：03-3502-0874）

安定した農畜産物の 生産

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

養豚農家の経営安定を支援します。

【事業名：肉豚経営安定交付金（豚マルキン）】

対象となる方

肉豚生産者（肉豚の肥育を業として行う者）（損益が帰属する者）
※資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、
かつ常時使用する従業員の数が300人を超える会社を除く。

支援内容

畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付（交付金の1/4に相当する額は、生産者の積立による積立金から交付します）。

お問い合わせ先

- ・（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8196）
- ・農林水産省担当課：畜産局企画課経営支援班（TEL：03-3502-0874）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

純粋種豚、家畜人工授精用精液、一代雑種雌豚又は特色ある肉豚生産のための種豚の導入等を支援します。

【事業名：養豚経営安定対策補完事業】

対象となる方

民間団体

支援内容

- 1 集団的肉豚能力向上支援（補助率：定額、1/2以内、1/3以内）
産子数や飼料効率の向上などによる生産コストの低減を図るために必要となる純粋種豚等の導入を支援します。
【補助上限】純粋種豚導入：10万円/頭、広域的な共同利用のための海外種豚：40万円/頭、
精液導入：1万円/本、一代雑種雌豚導入：2万円/頭、
特色ある肉豚生産のための種豚：3万円/頭
- 2 生産性向上支援
 - ①飼養管理技術の向上を図るための研修会の開催、先進的な経営改善の取組の普及活動（補助率：定額）
 - ②飼養管理技術に関する生産性向上に資する取組の効果検証を行い、得られた知見・成果を地域に還元することで地域全体の生産性を向上させる取組（補助率：定額、1/2以内）を支援します。

お問い合わせ先

- ・（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8196）
- ・農林水産省担当課：畜産局 畜産振興課中小家畜振興推進班（TEL：03-3591-3656）

安定した農畜産物の 生産

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

鶏卵生産者の経営を支援します。

【事業名：鶏卵生産者経営安定対策事業】

対象となる方

採卵用成鶏めすを常時100羽以上飼養し、鶏卵を販売する鶏卵生産者

※ 鶏卵生産者経営安定対策事業に参加するためには、事業実施主体（一般社団法人日本養鶏協会）と「価格差補填契約」を締結していただく必要があります。

支援内容

鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限）の9割を補填します。また、さらに鶏卵価格が低落し、日々の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、鶏舎を長期に空けて需給改善を図る取組に対して、奨励金を交付します。

【令和8年度】
※補填基準価格 240円/kg
※安定基準価格 218円/kg

お問い合わせ先

農林水産省担当課：畜産局食肉鶏卵課鶏卵食鳥班（TEL：03-3502-5990）

61 国産チーズの競争力を強化したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

酪農家によるチーズ向け生乳の高品質化、チーズ工房等による生産性向上と品質向上・ブランド化等を支援します。

【事業名：国産牛乳乳製品需要拡大・競争力強化対策事業】

対象となる方

- 1の事業：チーズ工房等事業者（ただし、大企業（中小企業法における中小企業に該当しない者をいう。）及び大企業による出資割合が総議決権の1/2以上の者を除く。）
- 2の事業：生産者団体→生産者
- 3の事業：民間団体



支援内容

1 チーズ工房等の生産性向上支援（補助率：1/2以内）

チーズ工房、中小乳業等におけるチーズ製造施設・設備の整備に係る費用の一部を支援します。

2 国産チーズ生産奨励事業（補助率：生乳1kg当たり6円）

チーズ向け生乳の品質向上に資する取組を行った上で一定の乳質基準をクリアした酪農家に対し、奨励金を交付します。

3 国産チーズ品質向上・ブランド化支援、消費拡大支援（補助率：定額等）

国産チーズを製造するために必要な技術研修会の開催や海外研修への参加、ブランド化のための国内コンテストの開催、国際コンテストへの参加、地域の特色を活かしたチーズ生産拡大への取組等を支援するとともに、チーズを日本の食文化に取り入れるための活動や、チーズの価値のPR、展示によるチーズの普及活動の強化等を支援します。

特徴

- 1の事業については、農林水産省が直接事業実施主体を公募で決定します。
- 2、3の事業については、（独）農畜産業振興機構が事業実施主体を公募で決定します。

- 1の事業 チーズの製造コストを10%以上低減すること又は販売額を10%以上増加させることが求められます。
- 2の事業 以下の場合、奨励金に加算が受けられます。
 - ・特色あるチーズ生産のための取組で+5円
 - ・輸出に関する取組で+4円
 - ・販売拡大で+20円
- 3の事業 コンテスト等へ参加する方は、事業実施主体経由による補助を受けられます。

お問い合わせ先

- ・1の事業：最寄りの地方農政局等
- ・2,3の事業：（独）農畜産業振興機構（TEL：03-3583-8169）
- ・農林水産省担当課：畜産局牛乳乳製品課乳業班（TEL：03-6744-2128）
補給金企画班（TEL：03-3502-5988）

62 養蜂を振興したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

蜜源植物の確保や植栽状況の実態把握、蜜蜂の飼養衛生管理技術の普及、花粉交配用昆虫の安定確保・利用及び在来種マルハナバチの利用拡大に向けた取組を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち養蜂等振興強化推進】

対象となる方 協議会、JA、民間団体 等

支援内容

養蜂家の取組への支援

- 蜂群配置調整適正化支援（補助率：定額）
 - 蜂群配置調整の適正化に向けた環境整備のため、樹木を中心とした蜜源植物の植栽・管理の取組、耕蜂連携による蜜源植物の定着化に向けた実証を支援します。
 - 適正な蜂群配置調整の参考となる蜜源植物の位置や植物の種別、蜂群の位置情報等の関連データを蓄積・活用するための検討会の開催や地図データの作成を支援します。また、飼育届に付帯する蜜源・採蜜成績等をデジタルデータ化、蜂群数、気象等との相関を分析する取組を支援します。
- 養蜂家による花粉交配用蜜蜂群の供給体制を強化するための蜂群の低温管理技術の導入や冬期間の管理技術の実証などの取組を支援します。
- 飼養衛生管理技術向上支援（補助率：定額）
ダニの防除手法を中心とした飼養衛生管理、暑熱ストレスや労働負担を軽減する新たな巣箱の開発実証、蜜蜂の飼養管理の高度化のための技術の普及などの取組を支援します。



園芸農家の取組への支援

- 花粉交配用昆虫の安定確保支援（補助率：定額）
 - 花粉交配用昆虫の安定確保支援事業
蜜蜂が利用される施設いちご等の花粉交配について、園芸農家や養蜂家、花粉交配用昆虫（マルハナバチ、ヒロズキンバエ等）メーカー等が連携して、花粉交配用昆虫を安定的に確保・利用するアクションプランの作成や蜜蜂の適切な管理技術、蜜蜂以外の昆虫による授粉技術の実証等を支援します。
 - 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業
マルハナバチが利用される施設トマト等の花粉交配について、特定外来生物であるセイヨウオオマルハナバチから在来種マルハナバチへの転換実証を支援します。



蜜蜂の適切な管理技術例
(生物農薬の利用) (恒温カバーの利用)



クロマルハナバチ



ビーフライ
(ヒロズキンバエ)



特定外来生物
セイヨウオオマルハナバチ



在来種
クロマルハナバチ

詳細はこちら ▶



<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gijutu/mitubati/index.html>

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：（1、3の事業）畜産局畜産振興課（TEL：03-3591-3656）
（2の事業）農産局園芸作物課（TEL：03-3593-6496）

63 持続的な畜産物生産に取り組みたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して良質な飼料の生産を最大化する取組等を支援します。

【事業名：持続的生産強化対策事業のうち飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援】

対象となる方

酪農・肉用牛経営者で構成される地域協議会・生産者団体

※酪農・肉用牛経営者は、北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上の飼料作付面積を有することが必要

支援内容

- 1 高栄養の草種の導入や適切な草地更新等、地域で作付けする飼料の栄養収量を増加させる飼料生産計画（5か年）を作成、実施する取組を支援します。
- 2 有機飼料の生産を支援します。

【交付対象】

1の事業：15,000円/ha以内

2の事業：青刈とうもろこし等 45,000円/ha以内

牧草 15,000円/ha以内

※1と2の事業の重複は不可

1の主な取組内容

- 1) 栄養収量の高い草種等への変更
- 2) 早晚品種の組合せ・マルチ栽培
- 3) マメ科等の混播・追播
- 4) 二毛作又は二期作の導入
- 5) 良質な二番草・三番草の生産
- 6) 適切な草地更新による地力の改善
- 7) 集約放牧による牧草生産性向上

注）取組や畜種に応じて、交付金の上限設定等あり



お問い合わせ先

・地方農政局、都道府県協議会等

・農林水産省担当課：畜産局企画課経営企画班（TEL：03-3502-0874）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

畜産農家における家畜排せつ物の適切な処理と利活用の推進、食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入をリース方式で支援します。

【事業名：畜産高度化支援リース事業】

対象となる方

畜産農家、食肉処理・加工・販売事業者生産者団体、生乳販売業者等

支援内容

- 1 畜産整備リース事業
畜産農家等に対して、畜産経営の健全な発展を図るために必要な飼養管理施設等の貸付を行います。
- 2 食肉販売等合理化施設整備リース事業
食肉処理・加工・販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等を図るために必要な施設等の貸付を行います。
- 3 生乳流通効率化支援リース事業
生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化を図るために必要な施設等の貸付を行います。

お問い合わせ先

・事業実施主体：一般財団法人 畜産環境整備機構（TEL：03-3459-6300）

・農林水産省担当課

1の事業：畜産局畜産振興課環境保全班（TEL：03-6744-7189）

2の事業：食肉鶏卵課食肉流通班（TEL：03-3502-5991）

3の事業：牛乳乳製品課生乳班（TEL：03-3502-5988）

安定した農畜産物の 生産

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

酪農・肉用牛経営の省力化に資するロボット・AI・IoT等の先端技術の導入の取組等を支援します。

〔 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）のうち ICT化等機械装置等導入事業 〕

対象となる方

民間団体、協議会

支援内容

発情発見
(人工授精)

分娩監視

飼養管理(搾乳、給餌等)



畜産農家の省力化を図るため、搾乳ロボット・発情発見装置等のICT関連機械の導入等を支援します。また、スマート農業技術活用促進法に基づく計画認定を受けた場合、一体的な施設の補改修も支援します。

お問い合わせ先

- ・事業実施主体：公益社団法人 中央畜産会（TEL：03-6206-0840）
- ・農林水産省担当課
畜産局畜産振興課家畜改良推進班（TEL：03-6744-2587）

安定した農畜産物の 生産

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

肉用牛・乳牛・豚・鶏の改良を推進するとともに、肉用牛の肥育期間の短縮・出荷月齢の早期化に対する取組を支援します。

【事業名：畜産生産力・生産体制強化対策事業】

対象となる方 農業者団体、民間団体

支援内容

- 1 家畜能力等向上強化推進（補助率：定額、1 / 2以内）
遺伝的解析情報等を活用した新たな評価手法や始原生殖細胞（PGCs）保存技術等により、生涯生産性の向上、多様性を確保した家畜・家禽の系統・品種の活用促進、肉質・繁殖能力の改良の加速化、肉用牛の出荷時期の早期化等を推進する取組を支援します。
- 2 肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進（補助率：定額）
肉用牛の生産に伴う環境負荷の軽減、飼料給与量の削減等に効果が期待できる短期肥育・早期出荷の普及を図るため、黒毛和種・交雑種を対象に、意欲ある産地が、繁殖農家、肥育農家、食肉流通業者等からなるコンソーシアムを設立し、先行地調査や早期出荷の実証を行う取組を支援します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：

| | |
|--------------------|--------------------|
| 1の事業：畜産局畜産振興課技術第1班 | (TEL：03-6744-2587) |
| 家畜改良推進班 | (TEL：03-6744-2587) |
| 中小家畜振興推進班 | (TEL：03-3591-3656) |
| 技術第2班 | (TEL：03-3591-3656) |
| 2の事業：技術第1班 | (TEL：03-6744-2587) |

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

長命連産性に重きを置いた強健な乳用牛へ、牛群構成の転換や適切な飼養管理の普及促進を図る取組を支援します。

【事業名：乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業】

対象となる方 酪農経営体等

支援内容

- 1 長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換を図るため、長命連産性の能力の高い乳用種牛の精液又は受精卵等を利用する取組に対し、奨励金を交付します。

| 対象 | 奨励金単価 |
|-----------------------|----------|
| 長命連産性能力の高い種雄牛由来の精液等 | 6,000円／回 |
| 特に長命連産性能力の高い種雄牛由来の精液等 | 9,000円／回 |

※人工授精等を行う乳用牛1頭につき、対象精液等の利用は2回まで

- 2 長命連産性の向上に資する飼養管理技術の普及促進に向け、有識者による検討委員会の開催、パンフレット等の作成・配布及び研修会の開催等の理解醸成を図る取組を支援します。
- 3 長命連産性に優れた乳用雌牛を効率的に生産するため、高機能な性選別精液製造機器の導入等の取組を支援します。

お問い合わせ先

・事業実施主体：一般社団法人 中央酪農会議（TEL：03-6688-9841）
・農林水産省担当課：畜産局畜産振興課（TEL：03-6744-2587）

安定した農畜産物の生産

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

畜産農家等の堆肥の高品化やペレット化による広域流通の推進に必要な施設等の整備又は補改修を支援します。また、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策の推進に必要な施設等の整備又は補改修を支援します。

【事業名：国内肥料資源利用拡大対策事業のうち畜産環境対策総合支援事業】

対象となる方

畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会

支援内容

- 1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業
畜産農家等が行う堆肥の高品質化やペレット化等に必要な機械導入や、堆肥ニーズの把握や広域流通の検討のための取組等を支援します。
- 2 畜産・土づくり施設等導入支援事業
畜産農家等が堆肥の高品質化やペレット化等に必要な施設整備又は補改修する取組を支援します。
- 3 畜産環境関連施設等導入支援事業
畜産農家等が行う高度な畜産環境対策を実施するために必要な施設等の整備又は補改修、併せて実施する臭気の測定や排水の水質検査の取組を支援します。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：畜産局畜産振興課環境保全班（TEL：03-6744-7189）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

持続可能な畜産経営体制の構築に向けて、家畜排せつ物管理に由来する温室効果ガスの排出削減を推進するため、温室効果ガス排出量の少ない家畜排せつ物の管理方法へ変更するために必要な施設整備等を支援します。

【事業名：国内肥料資源利用拡大対策事業のうち家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業】

対象となる方

畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会

支援内容

- 1 施設整備等への支援
温室効果ガスの排出が少ない家畜排せつ物処理施設の整備・補改修や一体的に整備する堆肥化处理に必要な機械等の導入に必要な経費を支援します。

（※）強制発酵処理等に切り替えることによりメタン（CH₄）や一酸化二窒素（N₂O）の発生量を低減

実施前

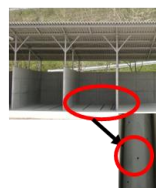


○堆積+切り返し



○貯留

実施後（※）



○プロウアーの整備による
堆積+通気



○攪拌機の整備による
堆積+攪拌



○コンポストの整備による
攪拌

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：畜産局畜産振興課環境保全班（TEL：03-6744-7189）

安定した農畜産物の 生産

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

地域の畜産関係者が有機的に連携・集結し、地域ぐるみで畜産の持続性を向上させる取組を支援します。

【事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）】【再掲】

対象となる方

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体（畜産農家、飼料生産組織）

※ 畜産クラスター：地域の畜産の収益性や持続性の向上の取組を進めるために、畜産農家、畜産関連事業者等が連携した体制
畜産クラスター計画：畜産クラスターが作成する地域の畜産の収益性・持続性向上のための計画

支援内容

1. 施設整備事業（持続性向上タイプ）（補助率：1/2以内）

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、畜産・酪農経営の持続性の向上、社会的課題に対応する取組に必要な補改修を含む施設整備を支援します。

2. 機械導入事業（持続性向上タイプ）（補助率：1/2以内）

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、畜産・酪農経営の持続性の向上、社会的課題に対応する取組に必要な機械の導入を支援します。

特徴

中小規模の生産者、新規就農者、経営の継承者が活用しやすくなります！

① 収益性の向上には直ちに結びつかない 様々な取組も支援

国産飼料の生産・利用、雇用の創出、**新規就農・経営継承**、アニマルウェルフェア、家畜衛生、野生鳥獣害防止対策といった**様々な取組から選択して**成果目標を設定

持続性向上タイプの成果目標

| 分類 | 主な成果目標 |
|------------|--|
| 1 環境 | ① 国産飼料利用量の5%（3%）増 ※（ ）は都府県 |
| | ② 堆肥販売量の5%以上の増加 など |
| 2 地域経済・担い手 | ① 飼養管理のための給与等（人件費）の5%以上の増 |
| | ② 新規就農者・経営継承者への支援チームの構築と年3回の支援会議の開催 など |
| 3 AW・家畜衛生等 | ① AW畜産物の販売量と販売単価の5%増 |
| | ② 家畜疾病発生率の5%低減 |
| | ③ 野生鳥獣による被害面積の5%低減 など |

② 施設の**補改修・中古機械**の導入を推進

施設：収益性向上の成果目標は不要（堆肥舎など非収益施設のみの改修も可）

機械：中古機械に限り3者見積もりは不要

③ ①の取組の実現に必要な施設・機械を**補助対象に追加**

車両消毒ゲート、野生動物侵入防止柵、飼料生産用ドローンなど

④ 収益性向上タイプでは必要な**トラクター**の導入に係る**知事特認は不要**

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
・農林水産省担当課：畜産局企画課推進班、地域振興班（TEL：03-3501-1083）

64 国内資源を活用した肥料を生産・活用したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

肥料原料供給者、肥料製造事業者、肥料利用者が連携して国内資源を活用した肥料の利用拡大を図るに当たって、必要な施設整備や肥料の試作、効果検証に係る取組を支援します。

【事業名：国内肥料資源利用拡大対策事業のうち国内肥料資源活用総合支援事業】

対象となる方

- ・下水汚泥資源、家畜ふん尿、牛肉骨粉、食品残さ等の国内肥料資源の原料供給者
- ・国内資源を活用した肥料（国内資源由来肥料）の製造事業者
- ・国内資源由来肥料を利用する農業者団体 等

支援内容

- ・国内資源由来肥料の製造のための供給施設、肥料製造施設、肥料流通保管施設の整備
- ・国内資源由来肥料の試作や栽培実証、分析（肥料、土壌等）
- ・国内資源由来肥料及び原料の収集、運搬、加工（焼却含む。）、散布等に必要の機械及び堆肥や土壌の分析に必要な分析機器等の導入
- ・事業の効率的な取組に必要な調査や、取組拡大のための情報発信

お問い合わせ先

- ・都道府県協議会、地方農政局
- ・農林水産省担当課：農産局技術普及課国内資源ユニット（TEL：03-6744-2107）
農業環境対策課土壌班（TEL：03-3593-6495）



| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

畜産農家等の堆肥の高品化やペレット化による広域流通の推進に必要な施設等の整備又は補改修を支援します。また、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策の推進に必要な施設等の整備又は補改修を支援します。

【事業名：国内肥料資源利用拡大対策事業のうち畜産環境対策総合支援事業】
【再掲】

対象となる方

畜産を営む者に加え、地方公共団体、外部支援組織、農業者の組織する団体、耕種農家、肥料業者などのうち、2者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会

支援内容

- 1 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業
畜産農家等が行う堆肥の高品質化やペレット化等に必要の機械導入や、堆肥ニーズの把握や広域流通の検討のための取組等を支援します。
- 2 畜産・土づくり施設等導入支援事業
畜産農家等が堆肥の高品質化やペレット化等に必要の施設整備又は補改修する取組を支援します。
- 3 畜産環境関連施設等導入支援事業
畜産農家等が行う高度な畜産環境対策を実施するために必要の施設等の整備又は補改修、併せて実施する臭気の測定や排水の水質検査の取組を支援します。

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：畜産局畜産振興課環境保全班（TEL：03-6744-7189）

65 堆肥を実証的に活用する土づくりに取り組みたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥等を実証的に活用する取組を支援します。

【事業名：産地生産基盤パワーアップ事業のうち生産基盤強化対策（全国的な土づくりの展開）】

対象となる方

都道府県再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている農業者、農業者の組織する団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体）等

支援内容

地力の向上を目的として堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組を支援します。（基金事業）

- 対象となる資材
 - ・堆肥（ペレット堆肥、混合肥料含む）
 - ・土壤改良資材
 - ・緑肥
 - ・バイオ炭
- 補助対象
 - ・堆肥等の購入、運搬、保管
 - ・堆肥等の散布
（散布機械等のリース・レンタルを含む）
 - ・土壤分析
- 補助率
 - ・定額（上限3万円/10a※）
 - ・1/2以内（散布機械等のリース導入）


※ペレット堆肥の場合は3.5万円/10a

対象となる資材

堆肥※5



土壤改良資材※6



緑肥



※5 肥料の品質の確保等に関する法律（肥料法）に基づき届出されたもの。また、肥料法に基づき届出された堆肥入り指定混合肥料や、肥料法に基づき登録された混合堆肥複合肥料も可。
 ※6 地力増進法の政令に基づき適切な品質表示がされた土壤改良資材。また、肥料法に基づき届出された土壤改良資材入り指定混合肥料も可。

補助対象となる取組

土壤分析※1



堆肥等の購入・運搬・保管・散布※2



実証に必要な調査・指導



※1 土づくりの効果の確認のため、実証は場毎に実証前後の土壤分析は必須。なお、実証後の土壤分析は原則農作物の栽培後としますが、土づくり効果が適切に比較できるのであれば、土壤分析のタイミングについては問いません。また、クロロラリドによる生育障害の可能性がある場合、散布前に堆肥の生物検定又は残留農薬分析を実施いただけます。
 ※2 実証ほ場における慣行の栽培条件と比較して、同種且つ同量の資材を施用する取組は対象外。

<留意事項>

本事業活用の際には、以下の点に関して留意してください。

- ・原則、堆肥等の施用による土づくりを実施していないほ場や、地力の改善のため堆肥等の追加的な施用が有効と認められるほ場を2年を上限に支援対象としています。
- ・堆肥等の施用による土づくりの効果の確認のため、実証前後の土壤分析は必須の取組となります。
- ・堆肥散布機械等のリース導入に係る費用については、補助率は1/2以内となります。

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
 ・農林水産省担当課：農産局農業環境対策課土壌班（TEL：03-3593-6495）

66 国産飼料の生産・利用を拡大したい

認定農業者 | 認定新規 | 個人 | 法人 | サービス事業者 | 集落営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他

国産飼料に立脚した畜産への転換を推進するため、国産飼料生産・利用の拡大に向けた取組を支援します。【事業名：国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業】

対象となる方 農業者集団、民間団体等

支援内容

1 国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業

(補助率：定額、1/2以内)



① 生産性の高い持続可能な飼料産地形成支援

飼料生産組織を核とする青刈りとうもろこし等の飼料作物の生産・利用の連携体制（地域モデル）の構築・強化を図るの総合的な実証を支援します。（補助率：定額、1/2以内）

② 飼料生産組織の運営強化支援

・ 飼料生産組織（※）等の規模拡大・省力化に必要な機械の導入等を支援します。（補助率：1/2以内）

（※）地域計画に位置付けられている又は地域計画に位置付けられる見込みのある者

・ 飼料生産組織が、畜産農家等と長期契約を結び、飼料の生産作業受託、生産販売等の規模拡大を行う取組を支援します（拡大分面積払い）。（補助率） 1年目：12,000円/10a以内、2年目：5,000円/10a以内

③ 飼料作物の生産性向上対策

・ 雑草の侵入状況等を評価する草地診断の実施、高品質かつ高収量な草地や飼料畑に改良する難防除雑草駆除技術等の現地実証を支援します。（補助率） 草地診断：定額、現地実証：1/2以内（上限：2.1万円/10a）

・ 中山間地域における「飼料増産活性化計画」の作成、放牧や飼料作物の共同生産などの飼料増産活動、これらの活動に必要な機械導入を支援します。（補助率） 飼料増産活動：1/2以内（上限：2.5万円/10a）、機械導入：1/2以内

④ 耕畜連携及び供給拡大の促進対策

・ 3年以上の利用供給契約を締結した上で、耕種農家が品質表示を行いつつ、国産飼料を供給拡大し、畜産農家が給与情報等を提供する取組を支援します（基準年からの拡大分数量払い）。

【交付単価】（基準年を最大3年固定。単価は1年目100%、2年目80%、3年目50%）

| | 耕種農家 | 畜産農家 |
|-------------------|-------------|-------------|
| 青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草 | 8,300円/t以内 | 7,800円/t以内 |
| 子実用とうもろこし | 12,200円/t以内 | 12,000円/t以内 |

・ 飼料生産者が品質表示とともに国産飼料の販売を拡大する取組を支援します（前年度からの拡大分数量払い）。

【交付単価】 青刈りとうもろこし、ソルゴー、牧草：8,300円/t以内
子実用とうもろこし：12,200円/t以内

⑤ 国産飼料の流通推進・利用拡大対策

・ 国産粗飼料取扱業者が、畜産農家と複数年の販売契約を締結して、国産粗飼料の流通定着化を行う取組を輸送距離に応じて支援します（拡大分数量払い）。

【交付単価】

| 輸送距離 | 50km～ | 100km～ | 500km～ | 1,000km～※ | 1,500km～※ |
|------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 補助単価 | 2,000円/t以内 | 5,000円/t以内 | 10,000円/t以内 | 15,000円/t以内 | 20,000円/t以内 |

※ 1,000km以上の2区分については、効率的な輸送に係る要件を満たす必要あり。

・ 利便性が高く、輸送や保管の効率が高い国産粗飼料の生産に資する実証・調査を支援します。（補助率：1/2以内）

・ 新飼料資源に係る調査・分析、新飼料資源を利用した飼料の生産・利用拡大に必要な機械の導入を支援します。（補助率：1/2以内）

・ 国産飼料の販売拡大を図る者が国産飼料の流通拠点を整備するために行う飼料の保管施設、成形・加工施設等の整備を支援します。（補助率：1/2以内）

お問い合わせ先

・最寄りの地方農政局等畜産担当課
・農林水産省担当課：畜産局飼料課（TEL：03-6744-7192）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

国産飼料に立脚した畜産への転換を推進するため、国産飼料生産・利用の拡大に向けた取組を支援します。

事業名：飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業
 草地畜産基盤整備事業<公共>
 強い農業づくり総合支援交付金
 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)
 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援

対象となる方 農業者集団、民間団体等

支援内容

2 飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業

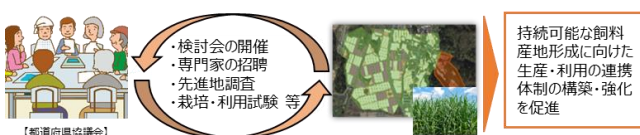
- ① 飼料生産組織の人材確保・育成等支援（補助率：定額）
 オペレーター確保のための募集活動や、大型特殊免許や必要な技術資格等の取得、人材育成のための研修、飼料生産組織の持続性を高める取組事例の調査を支援します。
 【交付対象】 人材確保：募集 30万円以内/人、研修 60万円以内/人
 免許取得：20万円以内/人（大型、大型特殊、けん引等）



- ② 国産濃厚飼料生産の推進（補助率：定額、1/2以内）
 子実用とうもろこしや未利用資源等の国産濃厚飼料の生産技術実証・普及を行う際に必要な検討会の開催や専門家による現地指導、必要な資材費等を支援します。



- ③ 生産性の高い持続可能な飼料産地形成促進（補助率：定額）
 生産性の高い持続可能な飼料産地を形成するため、都道府県を範囲とする飼料生産・利用の連携体制の構築・強化に向けて、必要な検討会の開催等の取組を支援します



3 草地畜産基盤整備事業<公共>（補助率：1/2等）

大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、傾斜の緩和や排水不良の改善等の草地整備を実施します。

4 強い農業づくり総合支援交付金（補助率：1/2以内）【再掲】

TMRセンターや国産飼料の保管・調製施設の整備等を支援します。

5 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)（補助率：1/2以内）【再掲】

畜産地域の畜産関係者が連携して国産飼料の生産・利用拡大に取り組むために必要な、施設整備・機械導入を支援します。特に持続性向上タイプでは、バンカーサイロの補改修も対象となります。

6 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援（補助率：定額）【再掲】

地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して良質な飼料の生産を最大化する取組等を支援します。

【交付対象】 良質な飼料生産を最大化する取組：15,000円/ha ※
 飼料の有機栽培の取組：青刈りとうもろこし等 45,000円/ha以内、牧草 15,000円/ha以内 ※

お問い合わせ先

・最寄りの地方農政局等畜産担当課
 ・農林水産省担当課：畜産局飼料課（TEL：03-6744-7192）（2～4の事業）
 ：畜産局企画課（TEL：03-3502-5979）（5～6の事業）

67 GAPに取り組みたい、GAP認証を取得したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業体

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

GAPの取組及び認証取得の拡大を図っていくために必要な取組を支援します。

事業名：グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち
有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業（令和7年度補正）
持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業（令和8年度当初）

対象となる方

農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合、その他農業者の組織する団体、農畜産物の生産を行う事業者、これらの者を含む協議会

支援内容

1 グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち

有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業(令和7年度補正)

補助率：1/2以内（認証取得）、定額（商談）【農産物】

事業実施主体を通じて、輸出に向けたGLOBAL G.A.P.、JGAP等の認証取得や商談等の取組を行う農業者を支援します。

※取組目標として、

- ・令和9年度末までに新たにGAP認証農産物の輸出を行うこと
 - ・令和9年度中における農産物の輸出額又は輸出数量を令和6年度と比較して105%以上とすること
 - ・事業実施期間中にGFP輸出診断を受け、かつGAP認証農産物（認証取得予定農産物を含む）を展示商談会に1回以上出展すること。
- また、事業実施期間中に、輸出に向けた具体的な計画を作成すること。
のいずれかを設定することとしています。

2 持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化事業(令和8年度当初)

(1) 国際水準GAP普及推進（都道府県向け）（補助率：定額）【農産物】

GAP指導員による農業者等へのGAP指導活動、実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体向け認証取得等を支援します。

(2) 持続可能性配慮型畜産地域推進（都道府県向け）（補助率：定額、1/2以内）【畜産物】

生産者等を対象としたAWの理解醸成のための研修会の開催、生産者集団によるAWに配慮した簡易な環境整備、畜産GAP指導員の育成及び重点地域等の畜産GAP認証取得など都道府県の取組を支援します。

お問い合わせ先

1：株式会社マイファーム export-organic-gap@myfarm.co.jp

2の(1)及び(2)：最寄りの都道府県

農林水産省担当課：農産局農業環境対策課GAP推進グループ 03-6744-7188

畜産局畜産振興課アニマルウェルフェア推進班、畜産生産工程管理班
03-6744-2276

68 農林水産物等を活用し、付加価値を創出するために必要となる 加工・販売施設等を整備したい

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

①農林漁業者等が、農林水産物等の多様な地域資源を活用しつつ、6次産業化等の取組により所得の向上及び雇用の増大を図るために必要な加工・販売施設等の整備を支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち産業支援型）】

対象となる方

農林漁業者の組織する団体、農林漁業者やその団体と連携して取り組む中小企業者

支援内容

地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

（交付率：3/10等、交付金上限額：原則1億円）

六次産業化・地産地消法（※1）に基づく総合化事業計画の認定、農商工等連携促進法（※2）に基づく農商工等連携事業計画の認定又は都道府県若しくは市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定を受けた上記対象者が、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化等に取り組む場合に必要となる加工・販売施設等の整備に対して支援します。



※1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

※2 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

交付率：

中山間地農業ルネサンス事業に基づく取組、市町村の6次産業化等戦略に基づく取組、障害者等を雇用する取組については交付率が1/2以内となります。

交付金上限額：

業務用需要に対応したBtoB（事業者向けビジネス）の取組のうち、取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準に対応するための施設等の整備については交付金上限額が2億円以内となります。

関連する事業

◆ 制度資金の活用

➡➡ 31番 51ページへ

→ 借入希望者やその事業内容に応じて、制度資金が利用できます

お問い合わせ先

・最寄りの農政局、都道府県

・農林水産省担当課：農村振興局都市農村交流課地域資源活用推進班
(TEL:03-6744-2497)

高付加価値化・輸出 の取組

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業体 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

②農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るための活性化計画の実現に向けて、加工・販売施設等の整備を支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち定住促進・交流対策型）】

対象となる方

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、PFI事業者、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等

支援内容

地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

（交付率：1/2等、交付金上限額：4億円）

農山漁村活性化法（※1）に基づき、都道府県や市町村が計画主体（※2）となり、農山漁村における定住促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のための目標等を定めた活性化計画を策定。

活性化計画に定めた目標の達成に向け、農林水産物等の加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を交付金により支援します。

① 定住促進対策事業

地域産物の販売額の増加、雇用者数の増加などを目標として、農山漁村の定住促進を図る目的で実施するもの。

② 交流対策事業

交流人口の増加、滞在者数の増加などを目標として、農山漁村と都市との交流を図る目的で実施するもの。

※1 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律

※2 活性化計画は地方公共団体が作成する必要がありますが、事業実施主体として民間団体等も実施可能です。地方公共団体以外が事業実施主体となる場合、地方公共団体の費用負担は必須ではありません。

お問い合わせ先

・最寄りの農政局

・農林水産省担当課：農村振興局地域整備課活性化支援班（TEL:03-3501-0814）

69 多様な地域資源を活用した新商品・サービスを開発したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用した新商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発等の取組を支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち創出支援型）】

対象となる方

農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人 等

支援内容

地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）
のうち地域資源活用・地域連携推進支援事業

地域資源を活用した付加価値の創出に必要な新商品開発・販路開拓、経営戦略策定・ビジネスアイデア創出、研究開発・実証事業等の取組を支援します。

（支援対象の取組）

- ① 多様な地域資源を活用した新商品開発・販路開拓の取組
- ② 料理講習会等のイベントの実施など直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ③ 地域資源の掘り起こし、ワークショップを通じてビジネスアイデアを創出する取組
- ④ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

○事業期間：上限2年間

○交付率：1/2（上限500万円/事業期間）

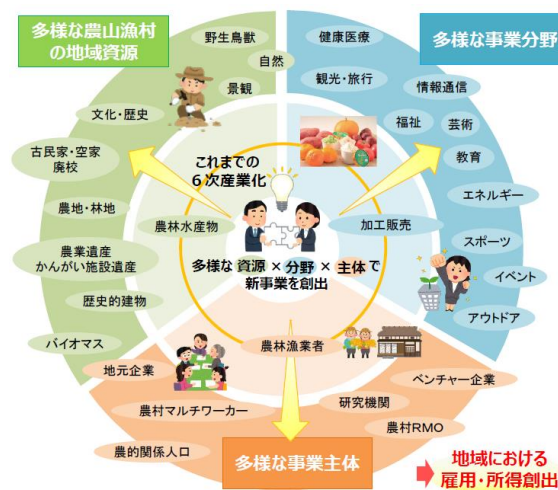
（※④の取組を行う場合にあっては、交付率は定額）

【留意事項】

事業の実施にあたって、①～④の取組を複数組み合わせる事も可能（ただし、交付額の上限は500万円）

地域資源活用価値創出イメージ

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



地域の農林水産物で新商品を開発



竹林の景観を活かした
キャンプ事業の創出



成分分析による新商品開発

お問い合わせ先

- ・最寄りの農政局、都道府県
- ・農林水産省担当課：農村振興局都市農村交流課地域資源活用推進班
(TEL：03-6744-2497)

70 農林水産物・食品を輸出したい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

①輸出拡大に向け、輸出にチャレンジする事業者の取組を支援します。

【事業名：グローバル産地づくり推進事業のうち コミュニティ形成等支援事業】

対象となる方

農林水産物・食品を輸出しようとする国内全ての農林漁業者、食品メーカー、民間事業者（商社、物流業者、民間団体等）

支援内容

GFPとは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品輸出プロジェクトです。

2018年に農林水産物・食品の輸出に意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等の連携を図る「GFPコミュニティサイト」を立ち上げ、GFP会員に登録（無料）した者を対象に輸出サポートを行っています。GFP登録者は、無料で次の支援を受けられます。

1. 輸出診断

農林水産省がJETRO、輸出の専門家とともに、オンライン（Web）でお話を伺いながら、輸出の可能性を無料で診断します。

2. ビジネスパートナーマッチング

生産者・メーカーの方を対象に、輸出商社とのマッチング支援や、新たな輸出ビジネスの創出に向けて共に取り組んでいけるGFPビジネスパートナーを紹介します。

3. 個別支援

輸出産地づくりの計画策定を支援するほか、各種支援メニュー（輸出レベルアップコース、輸出専門人材の紹介等）を通じてサポートします。

4. 交流会の開催

テーマ別（各地域・品目・業種等）に、セミナーや商談会・交流会などのイベントを開催し、様々な事業者間の交流のきっかけを創出します。

5. 情報発信

輸出に関する情報（規制情報、輸出優良事例、補助事業等）について、コミュニティサイトや会員限定のメルマガ配信、SNS等を通じてGFP関連の情報発信を随時行っています。

ご利用方法

あなたを、生産者の日本代表にしたい。

四季の豊かなこの国で、豊かさを届けたい一心で
取り組む生産者のみなさんへ。
海外からのニーズが大きくなっていく今、
みなさんと輸出の成功事例をつかっていきたい。
このコミュニティに参加して
輸出への第一歩を踏み出してみませんか。
農林水産省が全力でサポートします。

GFP輸出サービスマップ

生産品/生産者を探す

現時点のGFP会員数
11,180名

SHARE ON
X
Facebook



<https://www.gfp1.maff.go.jp/>

お問い合わせ先

ご不明な点は下記にお問い合わせください。
・農林水産省輸出・国際局輸出支援課（TEL：03-6738-7897）

高付加価値化・輸出 の取組

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

② 海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を支援します。

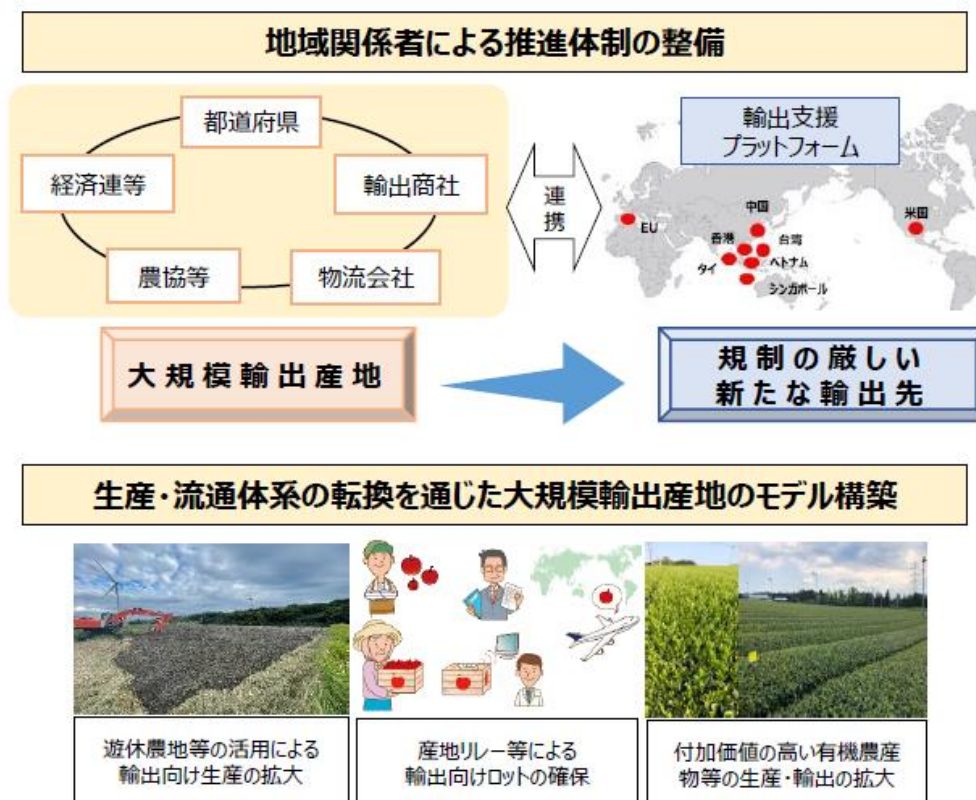
【事業名：グローバル産地づくり推進事業のうち 大規模輸出産地モデル形成等支援事業】

対象となる方

- ① 都道府県
- ② 都道府県、市町村、農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者、輸出事業者、農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、金融機関等により構成された協議会

支援内容

地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応したグローバルに通用する持続的な生産への転換や流通体系の転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を支援します。



お問い合わせ先

詳細については、下記にお問い合わせください。
 ・農林水産省輸出・国際局輸出支援課（TEL:03-6744-7172）
 又は 最寄りの地方農政局経営・事業支援部輸出促進課等

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

③JETRO（ジェトロ）が提供するサポートを受けられます。

【事業名：戦略的輸出拡大サポート事業の戦略的輸出拡大サポート支援事業のうち、ジェトロによる事業者サポート】

支援内容

- ①主要な海外見本市にJETROが設置する「ジャパンパビリオン」に出展することができます。見本市の主催者との手続等はJETROがまとめて行うため、出展者の手間が省略できます。ブース装飾費、広報費、出品料の一部等をJETROが負担するため、費用を抑えることができます（一部条件あり）。
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html
- ②JETROが開催する国内・海外での商談会（オンラインを含む）に無料で参加できます。ただし、交通費やサンプル輸送費用等は参加者の負担となります。
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html
- ③海外市場の動向や輸出先国の規制等の情報をJETROポータルサイトで調べることができます。
<https://www.jetro.go.jp/agriportal.html>
- ④輸出先国の規制への対応や手続き等について、JETROの「農林水産物・食品輸出相談窓口」にて、メール、電話、対面で専門家に相談することができます。
http://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/
- ⑤JETROが開催する各種セミナー（オンラインを含む）に参加し、ノウハウを得ることができます。
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html

①および②のうち、海外での商談会について

・JETRO 農林水産食品部 事業推進課（電話：03-3582-5546）

②のうち、国内での商談会について

・JETRO 農林水産食品部 事業推進課（電話：03-3582-8356）

③について

・JETRO 農林水産食品部 市場開拓課（電話：03-3582-5649）

④について

・JETRO 農林水産物・食品輸出相談窓口（電話：03-3582-5646）

⑤について

・JETRO 農林水産食品部（電話：03-3582-4966）

お問い合わせ先

高付加価値化・輸出 の取組

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

④日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO ジェイフードー）が海外現地で実施する、様々な品目のプロモーションに参加できます。

【事業名：戦略的輸出拡大サポート事業の戦略的輸出拡大サポート支援事業のうち、JFOODOによる戦略的プロモーション】

支援内容

- ・2026年度の対象品目及び国・地域が決まりましたら、ホームページに掲載します。
<https://www.jetro.go.jp/jfoodo/>
- ・JFOODOが実施するプロモーションに参加すると、各種媒体を活用した現地での広告やSNS・ウェブサイトでの情報発信を行うことができます。また、現地取り扱い事業者やインフルエンサーを対象としたイベント等での商品紹介等を行うことができます。一部品目では、販路拡大に使える販促ツールが提供されます。
- ・参加条件と申し込み期限は、こちらからご覧ください。参加登録は無料です。
<https://www.jetro.go.jp/jfoodo/project/>

お問い合わせ先

・日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）
（電話:03-3582-8344、Mail:JFA@jetro.go.jp）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

⑤コメ、青果物、茶の輸出を進めていくに当たり、我が国及び主要輸出先国・地域等の残留農薬基準値を取りまとめ、公表しています。

【事業名：輸出環境整備推進事業のうち輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集等事業（残留農薬基準値等調査事業）】

支援内容

我が国におけるコメ、青果物、茶で使用可能な農薬成分の残留基準値が輸出先国・地域と日本とで異なることから、日本の残留農薬基準値を満たしていても輸出先国・地域の残留農薬基準値を満たせずに輸出できない場合があります。

輸出促進を図る参考として、輸出先国・地域の残留農薬基準値を取りまとめ、公表しています。

ご利用方法

農林水産省ウェブページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

その他、ご不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局規制対策グループ（TEL:03-3501-4079）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

⑥輸出先国から求められる認証取得、輸出前検査、適合宣言書作成、査察や合同輸出検査などについて支援します。

【事業名：輸出環境整備推進事業のうち輸出先国規制対応支援事業】

支援内容

日本産食品等の輸出において障壁となる認証や検査、適合宣言書作成など以下の取組について支援します。

① 国際的に通用する認証等の新規取得支援

輸出先国の政府等が求める宗教上の条件に係る認証（ハラール、コーシャ等）、輸出先国の小売業者等が求める食品安全等に係る認証（ISO22000、FSSC22000等）、輸出先国の市場において差別化が図られる認証（環境配慮に係る認証等）等の新規取得に係る取組を行うために必要な経費を支援します。

② 輸出先国の規制導入、改正等への対応支援

輸出先国の法令等の新規策定、改正等により令和8年度から過去3年以内に導入・改正された又は今後3年以内に導入・改正される農林水産物、食品、食品接触材並びにそれらの容器包装等に対する規制への対応について、必要な経費を支援します。

③ 輸出先国の法令等に基づく検査支援

インドネシア、フィリピン等の輸出先国の法令等において、輸出する農林水産物・食品中の残留農薬等について輸出前に検査を実施すること又は輸出前に検査を実施することで輸出先国が実施する検査が省略されることが規定されている場合、当該検査に係る分析費用を支援します。

④ 輸出先国が求める食品接触材、容器包装等に必要な対応支援

欧州連合（以下「EU」という。）並びに英国、ノルウェー、スイス及びリヒテンシュタイン等に輸出する食品に必要な食品接触材、容器包装等に求められる、EU規則に基づく適合性評価、表示切替、宣言書類作成等を行うために必要な経費を支援します。

⑤ 輸出先国から求められる施設、製品等登録支援

米国等が求める輸出する農林水産物・食品及びその製造施設に係る登録を行うために必要な経費を支援します。

⑥ 輸出先国の要件に適合する施設の認定等支援

輸出先国の法令等に基づき求められる施設の認定等において必要となる認定費用や施設内研修などの経費について支援します。

⑦ 査察や合同輸出検査等に係る輸出先国検査官の招へい支援

輸出先国の検査官を招へいして行う、青果物の生産園地、選果こん包施設、食肉処理施設等の査察・確認、輸出先国の検査官と我が国の検査官との合同輸出検査に必要な経費を支援します。

より詳細な情報は、農林水産省ウェブページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_support/koubo.html

その他、ご不明なことがあれば、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局規制対策グループ（TEL:03-3501-4079）

高付加価値化・輸出 の取組

- 認定農業者
- 認定新規
- 個人
- 法人
- サービス事業者
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

⑦原発事故に伴う輸出証明書を発行する場合は、農林水産省のホームページをご確認の上、証明書申請窓口にお問い合わせください。

対象となる方

輸出証明書の提出が必要な国・地域に農林水産物・食品を輸出しようとする農林漁業者、民間事業者等

支援内容

東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、諸外国・地域が実施している輸入規制に対応して、日本から食品等を輸出する際に必要な証明書の発行を行うとともに関係する情報を農林水産省ホームページで提供しています。

政府が発行する輸出証明書（放射性物質検査証明書、産地証明書等）を農林水産省の各農政局等で発行しており、インターネットによる申請となっています（利用にあたっては、GビズIDの取得が必要となります。）。

証明書の発行申請については、下記にお問い合わせ下さい。

ご利用方法

農林水産省ホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html

その他、ご不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

⇒ 各地方農政局等の連絡先（輸出証明書、適合施設の認定）

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/250327.html>



農林水産省

English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す Google 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 輸出・国際 > 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う諸外国・地域の輸入規制への対応 > 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品等に係る諸外国・地域への輸出に関する証明書発行等について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品等に係る諸外国・地域への輸出に関する証明書発行等について

日本から輸出される食品等（※）に対し、諸外国・地域により講じられている放射性物質に関する規制措置についての情報を掲載しています。

※酒類（国税庁HP）については、それぞれの所管省庁のホームページをご覧ください。

実際に輸出する際には、輸出国・地域の運用について輸入業者等を通じて現地の通関組織等にご確認ください。なお、現在、何らかの規制が残っている国・地域は以下のとおりです。

輸入規制が残る国・地域への輸出に必要な手続き 諸外国・地域による輸入規制Q&A 輸出証明書のインターネット申請

輸入規制の状況についてはこちら

輸出証明書の発行についてはこちら

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局輸出支援課（TEL:03-6744-7185）

高付加価値化・輸出 の取組

認定
農業者

認定
新規

個人

法人

サービス
事業者

集落
営農

地域

補助金等

出融資

税制

その他

⑧食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した施設の新設及び改修、機器の整備等を支援します。

【事業名：食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業】

対象となる方

輸出を行う計画をもつ食品製造業者、食品流通事業者、中間加工業者など。
（例：肉製品、水産加工品、農産加工品、菓子や卵製品などあらゆる食品の製造・加工業者）

※応募には、輸出事業計画及び事業実施計画書の作成が必要となります。
また、応募にはHACCPチームの編成等の一定の要件があります。

支援内容

輸出向けHACCP認定の取得等に必要な施設の新設及び改修、機器の整備支援
（交付率：1/2以内、【当初】上限額：1億円、【補正】上限額：6億円、下限額250万円）

① 施設等整備事業

輸出向けHACCP等の認定・認証取得に向けた対応や検疫等の輸出先国の規制への対応に必要な施設・設備の整備（新設・増築（掛かり増し分）、改修）及び機器の整備を支援。

【対象施設・機器の例】

施設の衛生管理の強化に向けた排水溝・床・壁等の改修、エアーシャワー・殺菌機等の衛生管理設備の導入、温度管理を要する装置・設備の導入、等

② 効果促進事業

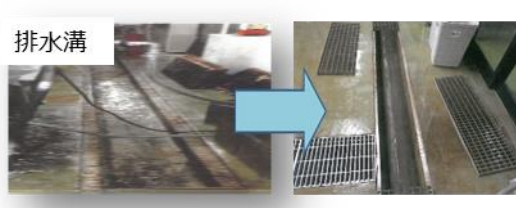
認証取得に向けたコンサルティング費や認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る研修費等、上記①の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な費用を支援。
（①の事業費の20%以内）

特徴

以下のような施設の整備が可能です。



空気を経由した汚染の防止設備
（パーティション）の導入



施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修



温度管理を要する装置・
設備の導入

お問い合わせ先

・農林水産省輸出・国際局輸出支援課（TEL:03-6744-2375）

高付加価値化・輸出 の取組

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

⑨重要市場（輸出拡大実行戦略で品目別輸出額目標を定める国・地域）における輸出商流の維持・拡大に向けて、事業者が日本製品の競争力強化を図るために行う取組（プロモーション、商談会、商品の高付加価値化、コスト削減等）を支援します。

【事業名：品目団体等輸出力強化緊急対策のうち、重要市場の商流維持・拡大緊急対策（R7補正）
品目団体等輸出力強化支援事業のうち、重要市場の商流維持・拡大対策事業（R8当初）】

対象となる方

以下の要件を満たす、
農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者又は当該者を構成員に含む団体

【主な要件】

- ① 重要市場における農林水産物・食品の輸出拡大を図る取組であること
- ② 取り組む国・地域において、直近2年以上の輸出実績があること
- ③ 認定品目団体の会員による取組又は当該会員と連携した取組であること

支援内容

販路拡大



- 現地日系外食チェーン、小売店、EC等でのプロモーション、フェアの実施
- 現地バイヤーや卸と連携した商談会への参加や主催等

高付加価値化



- 輸出先ニーズを踏まえた新商品の開発
- テストマーケティング
- 小売等の独自基準認証の取得

コスト削減



- 省人化のための機器導入
- 共同物流構築等

備考

本事業の詳細については、以下のWebページをご覧ください
[重要市場の商流維持・拡大対策（補助事業）について](#)

お問い合わせ先

・農林水産省 輸出・国際局 輸出企画課（TEL:03-6744-0481）

71 みどり認定を受けたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

農林漁業者が環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、都道府県の認定を受けることで、各種の支援を受けられます！

【施策名：みどりの食料システム法に基づく生産者認定制度】

認定までの流れ



○認定は、グループ申請がおすすめです！

- ・ 構成員ごとの取組面積などを**一覧表に整理**し、計画書に添付することで**構成員の申請書作成の負担を軽減**できます。
- ・ 組織単位で**認定状況を管理**しやすくなり、**更新漏れを防止**できます。

生産部会

化学肥料・化学農薬を削減した栽培歴



支援内容

- ◆ 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！
青色申告を行う農業者の方が、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、税制の優遇措置を受けられます。 ➡ みどり投資促進税制 76番 130ページへ
- ◆ 様々な国庫補助金の採択で優遇されます！
みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金など、国庫補助事業の採択審査においてポイント加算があります。 ➡ みどりの食料システム戦略推進交付金 73番 123ページ
75番 129ページ
76番 130ページ
- ◆ 融資の特例があります！
認定者は、取組内容に応じて、認定計画の実施に必要な資金の貸付けを受けることができます。*
・ 農業改良資金 ・ 林業・木材産業改善資金 ・ 沿岸漁業改善資金
・ 畜産経営環境調和推進資金 ・ 食品等持続的供給促進資金
※ 日本政策金融公庫等による審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。

お問い合わせ先

- ・ 最寄りの都道府県庁
- ・ 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（TEL:03-6744-7186）

72 未利用資源等を有効活用してバイオ燃料を製造したい

- 認定農業者
- 認定新規
- 個人
- 法人
- サービス事業者
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

地域資源（バイオマス）を活用したバイオ燃料の製造について、製造施設の固定資産税の減免措置や融資の償還期間延長等を受けることができます。

【事業名：生産製造連携事業】

対象となる方

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、地方公共団体 等

支援内容

※以下の支援を受けるには、計画の認定を受けた後、それぞれ別途申請や審査が必要になります。

| | |
|---------------------------|---|
| 固定資産税の減免 (税制) | バイオ燃料の製造設備に掛かる固定資産税の課税標準額が、3年間、()内の率を掛けた額に軽減されます。 【対象となるバイオ燃料】 木質固形燃料（5/6）、エタノール（2/3）、バイオディーゼル（3/4）、 ガス（メタン、木質等）（1/2） （計画認定後、R10年3月31日までに取得した設備が対象です。木質固形燃料およびバイオディーゼル燃料については、適用対象が中小事業者等に限定されます。） |
| 融資の償還期間延長 (融資) | 公的融資*の償還期間が最長12年間に延長されます。（無利子、据置期間3年以内） * 農業改良資金（日本政策金融公庫）、林業・木材産業改良資金、沿岸漁業改良資金（都道府県） |
| 債務保証 (その他) | バイオ燃料の製造施設整備*に必要な資金が、産業廃棄物処理事業振興財団の債務保証の対象になります。 * 産業廃棄物を処理する施設に限ります。 |
| 株式の引受け (その他) | 中小企業者が特定バイオ燃料製造のために設備投資する場合に、中小企業投資育成株式会社からの投資対象になります。 |

申請方法

生産製造連携事業計画

農林漁業者とバイオ燃料製造業者が共同で、目標、事業内容、資金計画等の計画を作成

主務大臣に申請

審査

認定

認定事例

（農業者）

フリーストール牛舎導入により、家畜ふん尿の水分過多で堆肥化が困難に。また、未熟なまま圃場へ散布し、臭気の問題が発生。



（農業者とバイオ燃料製造業者による安定的な取引関係を構築）

農業者が家畜ふん尿をバイオ燃料製造業者へ供給。燃料製造業者がメタン発酵処理を行い、発電用バイオガスやバイオ液肥を製造。



（バイオ燃料製造業者）

製造したメタンガスで発電し、施設内利用や余剰分を売電。バイオ液肥を牧草地や圃場へ散布。

【制度の詳細、これまでの認定事例はこちら】「バイオ燃料法関連情報」<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/bio/nenryoho/index.html>

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課 [\(TEL:03-6738-6478\)](tel:03-6738-6478)

73 環境にやさしい農業や有機農業に取り組みたい

認定農業者 | 認定新規 | 個人 | 法人 | サービス事業者 | 集落営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他

化学肥料・化学農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援します。

【事業名：環境保全型農業直接支払交付金】

対象となる方

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

以下の要件を満たしていただきます。

- 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- 「『みどりチェック』チェックシート」による自己点検に取り組むこと
- 環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動等)に取り組むこと

支援内容

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援します。

1. 支援対象となる取組

- ▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

有機農業

国際水準の有機農業を実施していること ※ 有機JAS認証取得を求めものではありません。

堆肥の施用

緑肥の施用

総合防除

炭の投入

- ▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

2. 交付単価

| 全国共通取組 | | 交付単価 (円/10a) | 地域特認取組 |
|---------------------|---|-----------------|--|
| 有機農業 | そば等雑穀、飼料作物以外 | 14,000円 | 交付単価は、都道府県が設定します。 |
| | 炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合※ ¹ に限り、2,000円を加算。 | | |
| | そば等雑穀、飼料作物 | 3,000円 | |
| 堆肥の施用※ ² | | 3,600円 | 取組拡大加算 (有機農業の栽培指導等によって増加した新規取組面積あたり) 交付単価 4,000円/10a |
| 緑肥の施用※ ² | | 5,000円 | |
| 総合防除※ ² | そば等雑穀、飼料作物以外 | 4,000円 | |
| | そば等雑穀、飼料作物 | 2,000円 | |
| 炭の投入 | | 5,000円 | |

※ 1 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施していただきます。

※ 2 主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みであり、交付金が減額されることがあります。

※ 支援の詳細については、農林水産省HP内の環境保全型農業のページでご案内しています。
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html



お問い合わせ先

・取組を行う農地が所在する市町村、都道府県、地方農政局等
 ・農林水産省担当課：農産局農業環境対策課環境直接支払班 (TEL：03-6744-0499)

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

農業者が有機農業に新規参入しやすい環境の整備や有機農産物等の輸出拡大に向けた有機JAS認証取得等を支援します。

- 事業名： 1 みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機農業推進総合対策事業のうち有機農業新規参入促進事業（令和8年度当初）
2 グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策事業のうち有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（令和7年度補正）

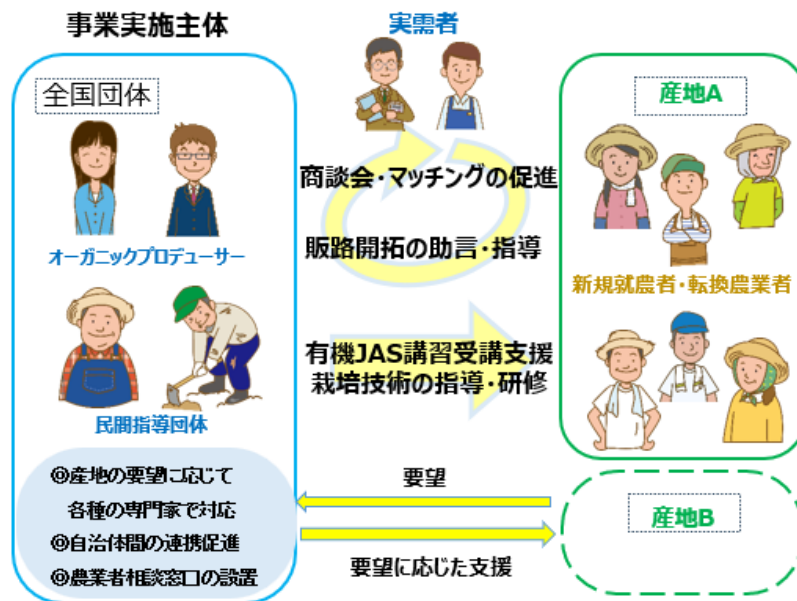
対象となる方

- 1の事業：民間団体等
2の事業：農業者等、食品製造事業者、流通・販売事業者、協議会（農業者等及び食品製造事業者又は流通・販売事業者等のいずれかを含む）

支援内容

1. 有機農業推進総合対策事業（令和8年度当初）のうち 有機農業新規参入促進事業（補助率：定額）

産地の有機農業の取組に関して有する課題や要望の把握を行ったうえで、オーガニックプロデューサーによる産地販売戦略の企画・助言や有機JASに関する講習受講・初回のは場実地検査を受講・受検する取組や有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等の指導活動等を支援します。



2. 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（令和7年度補正）のうち 有機JAS認証取得等支援（補助率：定額、1/2以内^{*1}）

有機農畜産物・加工食品の輸出拡大に向け、農業者や食品事業者等が行う有機JAS認証の取得や、輸出向け商談の実施、商品開発、有機加工食品の開発等のために必要な機械リース等の取組を支援します。

- *1 商談の実施及び商品開発については定額支援、有機JAS認証の取得及び機械リースについては1/2以内で支援。
- *2 成果目標として、次の①～③から1つ選択すること。
 - ①令和9年度末までに、新たに有機農畜産物等の輸出を行う
 - ②令和9年度中における農畜産物・加工食品の輸出量を令和6年度比105%以上とする
 - ③事業実施期間中に、GFP輸出診断^{*3}の受診、有機農畜産物等の商談会への出展及び輸出に向けた具体的な計画の策定
- *3 農林水産物・食品輸出促進プロジェクト（GFP）→ <http://www.gfp1.maff.go.jp/>

お問い合わせ先

- ・農林水産省担当課：
（1について）農産局農業環境対策課有機農業調整班（TEL：03-6744-2114）
（2について）農産局農業環境対策課有機農業推進班（TEL：03-6744-2494）

環境への取組

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

生産から消費まで一貫して有機農業を推進する拠点（オーガニックビレッジ）の創出を支援します。また、新たに有機農業への転換等を行う農業者を支援します。

- 事業名： 1 みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち 有機農業拠点創出・拡大加速化事業
2 みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち 有機転換推進事業

対象となる方

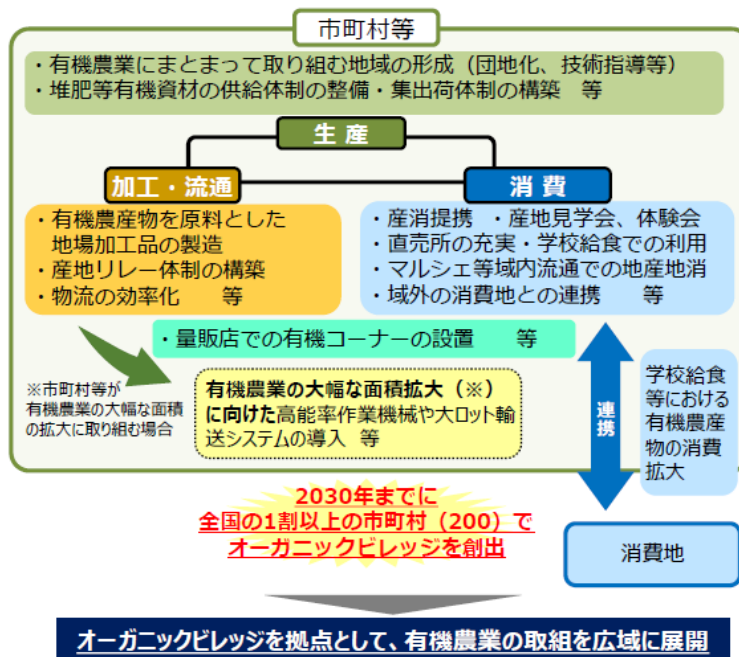
- 1の事業：①市町村、協議会（市町村を含む） 等
2の事業：有機農業に取り組む新規就農者（就農後3年以内）又は慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者であり、みどり認定を受けている又は受ける予定である者

支援内容

1. みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機農業拠点創出・拡大加速化事業

（補助率：定額/機械の導入は1/2以内）

地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりに加え、産地と消費地が連携した取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。



2. みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機転換推進事業

（交付単価：10aあたり2万円以内）

新たに有機農業への転換等に取り組む農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援します。

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農産局農業環境対策課有機農業調整班（TEL：03-6744-2114）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

化石燃料の使用量低減技術を活用した持続可能な施設園芸への転換を促進するため、化石燃料の使用量低減と生産性を両立する栽培体系への転換に向けた実証や産地内への普及の取組を支援します。

- 〔 事業名： 1 みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち、省エネルギー型ハウス転換事業
2 産地生産基盤パワーアップ事業のうち施設園芸エネルギー転換枠（令和7年度補正） 〕

対象となる方

- 1の事業：協議会、都道府県、市町村、農業協同組合
※農業者と普及組織（都道府県、市町村、農業協同組合のいずれか）が参画すること。
- 2の事業：地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）」に参加する農業者、農業者団体（農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、その他の農業法人、その他農業者が組織する団体）等

支援内容

1. みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち、省エネルギー型ハウス転換事業

（補助率：定額、②「省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組」のうち③「農業機械等の導入等」は1/2以内）

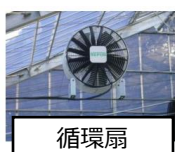
- ① 温泉熱等の地域エネルギーの賦存量調査及び賦存量マップの作成
- ② 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた取組

| | | |
|--|-----------|---|
| | 必須 | ① 検討会の開催 本事業を活用して実施する実証内容等について意見交換を行う会議の開催、先進地調査 |
| | 必須 | ② 省エネルギー型ハウスへの転換に向けた実証 省エネルギー技術について、実証地域での効果的使用方法や組合せ等の実証 また、省エネルギー技術の実証と併せて行う場合、収量・品質等の生産性の維持・向上技術の実証も可 |
| | 選択 | ③ 農業機械等の導入等 ②の実証に必要な農業機械・設備や自家消費用発電システムの導入、既存ハウスの改良を実施可 |
| | 必須 | ④ 環境影響評価の実施 化石燃料の使用量削減（CO ₂ の削減効果）等を確認 |
| | 必須 | ⑤ マニュアル等の作成、情報発信環境影響評価の実施 マニュアルの作成や技術講習会等の情報発信を実施 |

2. 産地生産基盤パワーアップ事業（令和7年度補正）のうち施設園芸エネルギー転換枠

（補助率：1/2以内）

施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の省エネ機器や循環扇等の内部設備のリース導入等を支援します。



エネルギー効率の高いヒートポンプと燃油暖房機のハイブリッド運転等により、省エネ型施設に転換

詳細はこちら



<https://www.maff.go.jp/j/seisan/nyutu/engei/sisetsu/midori.html>

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農産局園芸作物課施設園芸対策班（TEL：03-3593-6496）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れるなど、グリーンな生産体系への転換を加速化するため、農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

【事業名：グリーンな生産体系加速化事業（みどりの食料システム戦略推進交付金）】

対象となる方

協議会、都道府県、市町村、農業協同組合

※農業者に加えて、都道府県（普及組織）又は農業協同組合（営農指導事業担当）が事業に参加すること

支援内容

各産地のグリーンな生産体系への転換に向けた取組を支援

1. グリーンな栽培体系加速化事業

■ 環境にやさしい栽培技術※¹や気候変動適応技術※²とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系を検証すること

※1 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術又は複数の産地が連携して実施する環境にやさしい栽培技術

※2 高温等の影響を回避・軽減する栽培管理等の技術



2. グリーンな飼養体系加速化事業

■ 環境にやさしい飼養技術※³を取り入れたグリーンな飼養体系を検証すること

※3 アミノ酸バランス改善飼料、ゲップ抑制に資する飼料添加物、バイパスアミノ酸によるGHG削減技術



- ① グリーンな生産体系の検証
- ② ①に必要なスマート農業機械等の導入（1の事業のみ）
- ③ グリーンな生産体系の実践に向けたマニュアルの作成

交付率

交付単価 ①、③：定額（交付上限：1地区当たり300万円又は360万円※）

②：1/2以内（交付上限：1地区当たり1,000万円）

※①有機農業、②複数の環境負荷低減技術の検証、③環境負荷低減技術と気候変動適応技術を併せて検証、のいずれかに取り組む場合は360万円（1の事業）

※スマート農業技術活用促進法に規定する生産方式革新実施計画の達成に資する検証に併せて取り組む場合は交付上限を100万円引上げ（1の事業）

農産はコチラ



畜産はコチラ



お問い合わせ先

- ・1の事業：農産局技術普及課みどりユニット（TEL：03-6744-2107）
- ・2の事業：畜産局総務課畜産総合推進室（TEL:03-6744-0568）

74 再生可能エネルギーに取り組みたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

農山漁村の地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入・普及を推進する取組について、農林漁業者や市町村等からの問合せを受け付け、専門家による相談対応や、セミナー等の情報発信等により支援します。

【事業名：地域資源活用展開支援事業】

対象となる方

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、地方公共団体 等

支援内容

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入・普及を推進する取組をサポートします！

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入・普及に向け、農林漁業者や市町村等からの相談への対応とともに、セミナー等の情報発信により農山漁村再生可能エネルギー法の活用等による地域との共生や地産地消に向けた取組を支援する。



お問い合わせ先

- ・（一社）全国ご当地エネルギー協会（TEL：03-3355-2212）
- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課 TEL:03-6744-1508

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

営農型太陽光発電の取組事例や必要な手続、取組を支援するための制度等をご紹介します。

【営農型太陽光発電取組支援ガイドブック】

内容

営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組です。

「営農型太陽光発電取組支援ガイドブック」では、全国各地の事例や、取組フロー、国・自治体・金融機関の支援メニューをご紹介します。



「営農型太陽光発電取組支援ガイドブック」のほか、参考情報をご紹介します。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/einou.html>



お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課 TEL:03-6744-1507

75 農作物残渣等を活用してエネルギーを製造したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けた調査・設計・実証・施設整備を支援します。

【事業名：みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちバイオマスの地産地消】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者、農業者団体 等

支援内容

1 地産地消型バイオマスプラント等の導入（補助率：1/2以内、定額）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、実証、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。

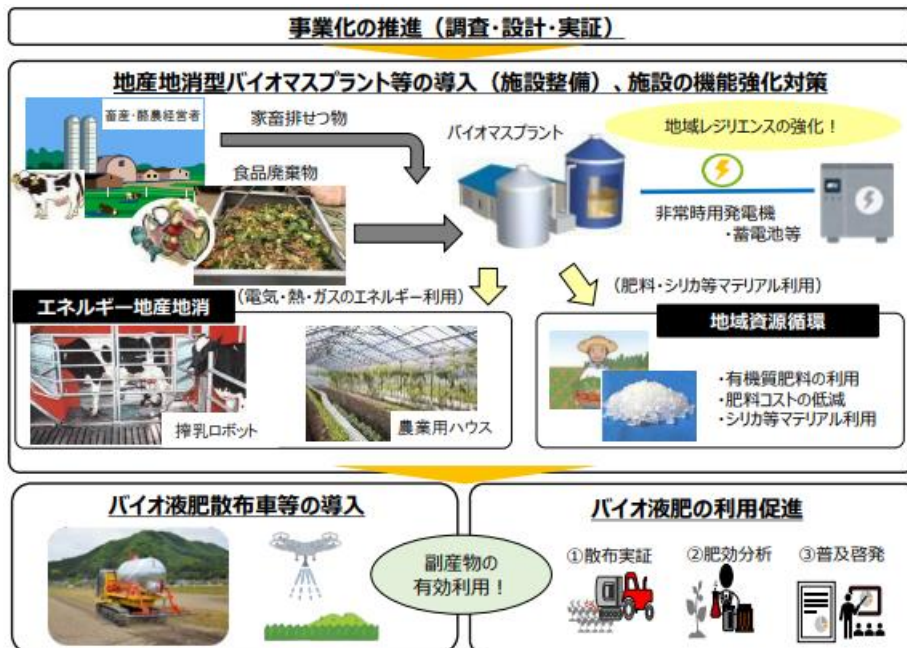
- ① 事業化の推進（事業性の評価、調査、設計）【補助率：1/2以内】
- ② バイオマス利活用施設整備【補助率：1/2以内】
- ③ 効果促進対策【補助率：定額（設備導入は1/2以内）】

2 バイオ液肥散布車等の導入（補助率：1/2以内）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。

3 バイオ液肥の利用促進（補助率：定額）

- ① 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際にほ場に散布する（散布実証）。
- ② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、バイオ液肥を肥料として利用した際の効果を検証する（肥効分析）。
- ③ 検証の結果を整理し、普及啓発資料の作成や研修会の開催により、地域の農業者等にバイオ液肥の利用を促すことで、利用範囲を拡大する（普及啓発）



お問い合わせ先

・最寄りの都道府県、地方農政局等
 ・農林水産省担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（TEL：03-6738-6479）

76 化学肥料や化学農薬の使用低減に役立つ機械や施設を取得する場合に活用できる税制について知りたい

- 認定農業者
- 認定新規
- 個人
- 法人
- サービス事業者
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む農業者の皆様の設備投資を後押しします！

【施策名：みどりの食料システム法に基づく税制特例（みどり投資促進税制）】

対象となる方

青色申告を行う農業者で都道府県知事からみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けて、化学肥料・化学農薬の使用低減(有機農業を含む)に取り組む方。

支援内容

認定された計画に従って化学肥料や化学農薬の使用低減に役立つ対象設備等を導入する場合に、特別償却（機械等32%、建物等16%）を行うことで、導入当初の所得税・法人税負担が軽減されます。

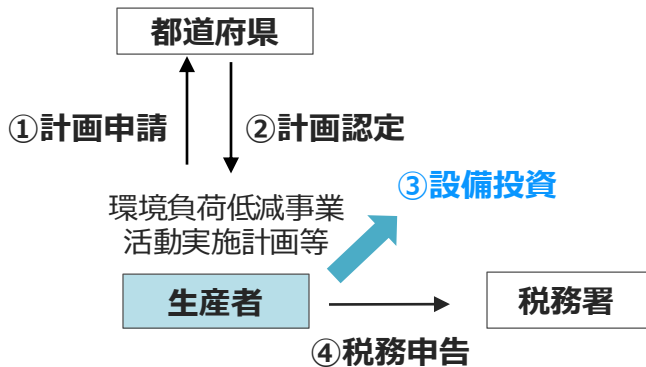
【対象となる設備等の要件】

メーカーが国の確認を受けた設備等であること

対象となる設備等は、農水省HPで公表しています。最新の機械リストはこちら！



手続きイメージ

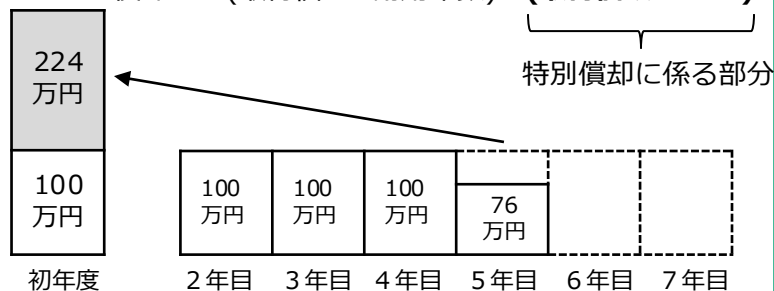


導入当初の税負担が軽減されます！

約700万円の機械を整備した際の特別償却（32%）※

※ 特別償却について定額法で試算したものであり、実際の計算と異なる場合があります。

$$\text{償却額} = (\text{取得価額} \div \text{耐用年数}) + (\text{取得価額} \times 32\%)$$



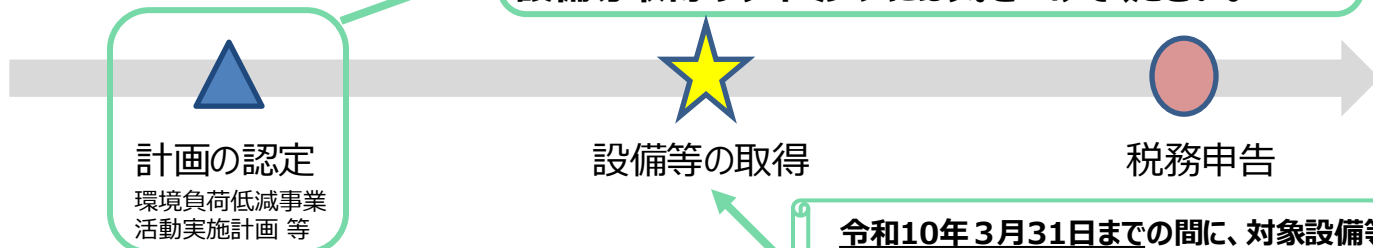
化学肥料の施肥量を減少させる
土壌センサ付可変施肥田植機



省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機

機械取得の注意点

計画認定の前に対象設備等を取得（引き渡し・納品）してしまうと、税制の適用を受けられません。
設備等取得のタイミングには気をつけてください。



令和10年3月31日までの間に、対象設備等を取得し当該事業の用に供する必要があります。

お問い合わせ先

・最寄りの都道府県庁
・農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ TEL:03-6744-7186

77 環境負荷低減の取組に必要な資材の生産・販売や有機農産物等を用いた新商品の生産・販売、流通の合理化に必要な機械・施設を取得したい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥等の生産や、環境負荷を低減して生産された農林水産物を用いた新商品の生産、農林水産物の流通の合理化のための施設整備等の取組を支援します。

【事業名：みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちみどりの事業活動を支える体制整備（基盤確立事業）】

対象となる方

環境負荷低減の取組に必要な資材の生産・販売や環境負荷を低減して生産された農林水産物を用いた新商品の生産、農林水産物の流通の合理化に取り組む民間事業者、地方公共団体等（みどりの食料システム法に基づく**基盤確立事業実施計画の認定を受けた者**に限る。）



基盤確立事業実施計画の認定についてはコチラ

支援内容

1. 環境負荷低減の取組に必要な資材の生産・販売

(1) 機械・施設の整備等（ハード）【交付率：1/2以内（交付上限2億円）※総事業費が1億円以上の事業が対象】
代替肥料やバイオ炭等の資材の生産及び広域的な流通を図るために用いる機械・施設の整備
（例：ペレタイザー、農業系廃棄物の炭化装置の導入等）

(2) 調査、検査・分析、実証試験等（ソフト）【交付率：定額※委託費は交付率1/2以内（交付上限650万円）】
資材の広域的な普及・原材料の調達の安定化を図るために必要な調査・検討や品質の検査・分析、事業成果の情報発信等の実施に当たって必要となる取組（例：利用可能な未利用資源の調査・検討、資材の栽培実証等）

2. 環境負荷を低減して生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売

有機農産物又は特別栽培農産物等の農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図る取組を通じて生産された農林水産物（以下「環境負荷低減農林水産物」という。）を用いた新商品の生産を支援。

(1) 機械・施設の整備等（ハード）【交付率：1/2以内（上限2億円）※総事業費が1億円以上の事業が対象】
環境負荷低減農林水産物を用いた新商品を生産するために用いる機械・施設の整備（例：加工工場等）

(2) 調査、検査・分析、実証試験等（ソフト）【交付率：定額※委託費は交付率1/2以内（補助上限650万円）】
環境負荷低減農林水産物の調達先となる生産者の調査・検討や商品改良・需要開拓に必要な調査、分析（例：原材料となる農林水産物の生産者調査、新商品PRのための展示会への出展等）

3. 環境負荷を低減して生産された農林水産物の流通の合理化

環境負荷低減農林水産物の流通の合理化を支援。

(1) 機械・施設の整備等（ハード）【交付率：1/2以内（上限2億円）※総事業費が1億円以上の事業が対象】
環境負荷低減農林水産物の流通を合理化するために用いる機械・施設の整備（例：小規模貯蔵施設の導入等）

(2) 調査、検査・分析、実証試験等（ソフト）【交付率：定額※委託費は交付率1/2以内（補助上限650万円）】
環境負荷低減農林水産物の調達の安定化・広域化に資する調査、物流構築に係る実証等、流通の合理化を図るに当たって必要となる取組の実施（例：新たな物流構築に係る検討や生産者の分布調査等）

＜導入対象となる機械・設備・施設等のイメージ＞



ペレタイザー



野菜等の加工工場



小規模貯蔵施設

＜支援対象となる調査・分析等の取組のイメージ＞



- ・利用可能な未利用資源や調達先となる生産者の調査・検討、資材の栽培実証
- ・調達先となる生産者の調査・検討や商品改良、需要開拓に必要な調査、分析
- ・新たな物流構築に係る検討や生産者の分布調査

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等
- ・農林水産省担当課：大臣官房みどりの食料システム戦略グループ TEL:03-6744-7186

78 生産段階の環境負荷低減の取組に必要となる機械・施設を取得したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う環境負荷低減事業活動に必要な機械・施設の導入を支援します。
【事業名：みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちみどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動）】

対象となる方

- ①みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けた農林漁業者
- ②特定計画で関連措置実施者（特定計画の認定者に資材の提供等を行う者）に位置付けられた事業者
- ③みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受け、大規模に有機農業に取り組む農業者

支援内容

認定を受けた(特定)環境負荷低減事業活動計画に基づき、生産段階における環境負荷低減の取組に必要となる機械・施設を支援します！【交付率：1/2以内（交付上限 機械：200万円、施設：1,000万円）】

※関連措置実施者については、特定計画の認定者が環境負荷低減の取組を行うために使用する資材の製造に必要な機械・施設、特定計画の認定者が生産した農林水産物の加工・流通に必要な機械・施設が対象となります。

※複数名で共同利用する場合（関連措置実施者の場合は構成員数）は、交付上限額が変わります。（交付上限（最大） 機械：1,000万円、施設：2,000万円）

<導入対象となる機械・施設のイメージ>



水田除草機



堆肥舎



みどり認定者
うち特定計画の認定者・
関連措置実施者又は大規模有機農業者



地域における
モデル的な取組



（対象者①、③について、支援対象とならない機械・施設の例）



生産段階における環境負荷低減事業活動に直接寄与しない機械・施設（トラクター、軽トラ、フォークリフト等）、流通・加工施設

産地生産基盤パワーアップ事業のエネルギー転換枠で支援対象となっているヒートポンプや木質バイオマスボイラー等

※本支援を活用する際の注意点

本支援を活用して機械・施設の導入を行った場合、認定計画に記載された取組期間（概ね5年間）は、他の国庫補助事業を活用して本支援対象の機械・施設を導入することはできません。

お問い合わせ先

- ・最寄りの都道府県庁
- ・農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ TEL:03-6744-7186

79 地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に 取り組みたい

認定農業者 | 認定新規 | 個人 | 法人 | サービス事業者 | 集落営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他

農業の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農用地、水路、農道等（地域資源）を適切に保全管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援します。

（2015年度から法律に基づく安定的な制度として実施しています。）

【事業名：多面的機能支払交付金】

対象となる方

- ① 農地維持支払：農業者のみ、または農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織
- ② 資源向上支払：農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

支援内容

① 農地維持支払交付金

多面的機能の維持・発揮に不可欠な地域の共同活動を支援します。

【対象活動】

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

〔○ 基本単価例：都府県の水田……3,000円/10a〕

② 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

【対象活動】

- ・地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村活動 等）
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外来種駆除



コンクリート水路の更新

〔○ 基本単価例(共同活動)：都府県の水田……2,400円/10a 継続地区の単価は左記単価の7.5割を上限
基本単価例(長寿命化)：都府県の水田……4,400円/10a〕

「活動組織」を設立し、市町村から5年間の事業計画の認定を受け、活動を実施します。

① 活動組織の設立・計画の作成

② 事業計画の認定

③ 活動の実施

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等
・農林水産省担当課：農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室 (TEL:03-6744-2447)

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

中山間地域等において将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

【事業名：中山間地域等直接支払交付金】

支援内容

- 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等で、農地を維持・管理する取決め（協定）を締結し、5年間に継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援します。
- 面積に応じて一定額を交付する仕組みで、協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い用途に活用できます。

【交付単価】

| 地目 | 区分 | 交付単価 (円/10a) | 地目 | 区分 | 交付単価 (円/10a) |
|----|---------------|--------------|-------|-----------------|--------------|
| 田 | 急傾斜 (1/20以上) | 21,000 | 草地 | 急傾斜 (15度以上) | 10,500 |
| | 緩傾斜 (1/100以上) | 8,000 | | 緩傾斜 (8度以上) | 3,000 |
| 畑 | 急傾斜 (15度以上) | 11,500 | | 草地比率の高い草地 (寒冷地) | 1,500 |
| | 緩傾斜 (8度以上) | 3,500 | 採草放牧地 | 急傾斜 (15度以上) | 1,000 |
| | | | | 緩傾斜 (8度以上) | 300 |

① 農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（交付単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等
耕作放棄の防止等の活動及び水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

② 体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により交付単価の10割を交付）

- ・ ネットワーク化活動計画の作成
複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

【加算措置】

| 加算項目（取組目標の設定・達成が必要） | 10a当たり単価 |
|---|-----------------------------|
| 棚田地域振興活動加算 | |
| 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕 | 10,000円 （田・畑） |
| 棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕 | 14,000円 （田・畑） |
| 超急傾斜農地保全管理加算 | 6,000円 （田・畑） |
| 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援 | |
| ネットワーク化加算 【上限額：100万円/年】 | 10,000円(最大※1) （地目にかかわらず） |
| ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援 | |
| スマート農業加算 【上限額：200万円/年】 | 5,000円 （地目にかかわらず） |
| スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援 | |

【協定間の連携による農作業】
（ネットワーク化加算の取組イメージ）



【自走式草刈機の導入】
（スマート農業加算の取組イメージ）



※1 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10ha～40ha部分）1,000円/10a
※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等
- ・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室
直接支払業務班（TEL 03-3501-8359）

80 野生鳥獣による農作物被害の低減やジビエ利用を推進したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

捕獲や追払いなどの活動や、侵入防止柵、ジビエ処理加工施設の設置など、地域ぐるみで行う鳥獣被害対策を支援します。

【事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金】

対象となる方

- 実施主体は、市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成される地域協議会（ジビエ利用の取組については、市町村、処理加工施設、民間事業者などで構成されるコンソーシアムでも可）であることが必要です。
 - ※ 施設整備については、地域協議会の構成員である市町村や民間団体等も単独で実施主体になれます。
 - ※ 実施隊の体制強化に向けた取組を行う場合、地域協議会の構成員である民間団体等による実施もできます。
 - ※ （3）の事業については、都道府県が事業実施主体となります。
- 事業の実施に当たっては、市町村が鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成している必要があります。

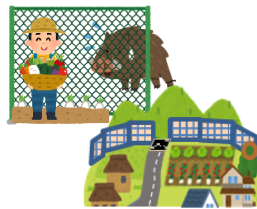
支援内容

（1）鳥獣被害防止総合支援事業（補助率：1/2以内、定額等）

①鳥獣被害防止やジビエ利用拡大のための施設整備を支援します。

- ・侵入防止柵等の被害防止施設（広域柵等への再編整備含む）※
- ・捕獲鳥獣の処理加工施設、焼却施設
- ・捕獲技術高度化施設（射撃場）等

※侵入防止柵の自力施工を行う場合は、資材費相当分の定額補助が可能



侵入防止柵・
広域柵の再編整備



処理加工施設



捕獲技術高度化施設

②鳥獣被害対策実施隊、民間団体、捕獲サポート隊等による地域ぐるみの被害防止活動を支援します。

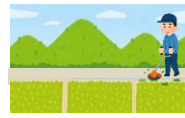
- ・体制の整備、有害捕獲、被害防除、生息環境管理、集落点検
- ・サル複合対策、クマ複合対策、鳥類複合対策
- ・広域柵の再編整備計画の策定
- ・GISやICT等新技術を活用した取組 等



捕獲機材の導入
有害捕獲



追払い
防鳥資材の導入
被害防除



緩衝帯の整備
生息環境管理

③捕獲現場及びジビエ処理加工施設での人材育成を支援します。

- ・鳥獣被害対策実施隊のOJT研修
- ・新規に猟銃を取得する費用に対する支援
- ・処理加工施設におけるOJT研修



人材育成のための研修



ジビエ利用拡大に向けた取組

④ジビエ利用拡大に向けた取組を支援します。

- ・ジビエプロモーション、ペットフードや皮革等を含む多用途利用

（2）緊急捕獲活動支援事業（補助率：定額）

- ・捕獲頭数に応じて捕獲活動経費※を支援します。

※獣種や処理方法に応じて設定されている上限単価の範囲内で定額支援



捕獲活動経費

（3）都道府県活動支援事業及び都道府県広域捕獲活動支援事業（補助率：定額）

- ・都道府県が行う広域捕獲活動※、生息状況調査、人材育成等の取組を支援します。

※上限単価の範囲内で定額支援

（4）シカ・クマ特別対策等事業（補助率：定額）

- ・被害要因、生息状況等に基づいたシカ、クマの捕獲対策に係る総合的な取組を支援します。



シカ、クマの捕獲強化に向けた取組

お問い合わせ先

- ・最寄りの市町村、都道府県
- ・農林水産省担当課：農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室（TEL 03-3591-4958）

81 畜産経営における野生鳥獣からの被害を低減したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

地域の畜産関係者が有機的に連携・集結し、地域ぐるみで、畜産の持続性の向上や、社会的課題に対応する取組を支援します。

【事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）】

対象となる方

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体（畜産農家、飼料生産組織）

※畜産クラスター：地域の畜産の収益性や持続性の向上の取組を進めるために、畜産農家、畜産関連事業者等が連携した体制
畜産クラスター計画：畜産クラスターが作成する地域の畜産の収益性・持続性向上のための計画

支援内容

1. 施設整備事業（持続性向上タイプ）（補助率：1/2以内）

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、畜産・酪農経営の持続性の向上、社会的課題に対応する取組に必要な補改修を含む施設整備を支援します。

2. 機械導入事業（持続性向上タイプ）（補助率：1/2以内）

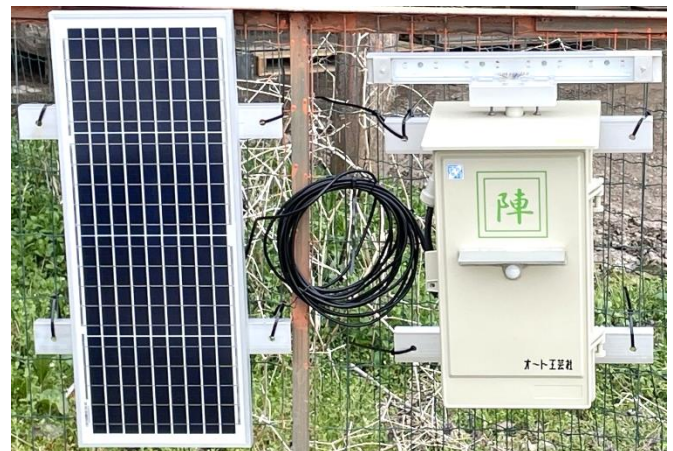
畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、畜産・酪農経営の持続性の向上、社会的課題に対応する取組に必要な機械の導入を支援します。

特徴

畜産クラスター事業のうち持続性向上タイプでは、**野生動物侵入防止柵・壁、野生鳥獣防除機械**などにより、**野生鳥獣による飼料作物・家畜等に対する被害を低減**させる取組を支援します。
（成果目標の例：野生鳥獣による飼料作物への被害の5%以上の低減）



野生動物侵入防除壁



野生鳥獣防除機械

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
・農林水産省担当課：畜産局企画課推進班、地域振興班（TEL：03-3501-1083）

82 農業経営の様々なリスクに備えたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

【事業名：収入保険】

| | | | |
|------------------------|-----------|---------------|----------------|
| 自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった | 市場価格が下がった | 災害で作付不能になった | けがや病気で収穫ができない |
| 倉庫が浸水して売り物にならない | 取引先が倒産した | 盗難や運搬中の事故にあった | 輸出したが為替変動で大損した |

(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※保険期間の前年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)の実績があれば加入できます。
- ※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ※ゲタ対策については、同時に加入できます。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれません。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

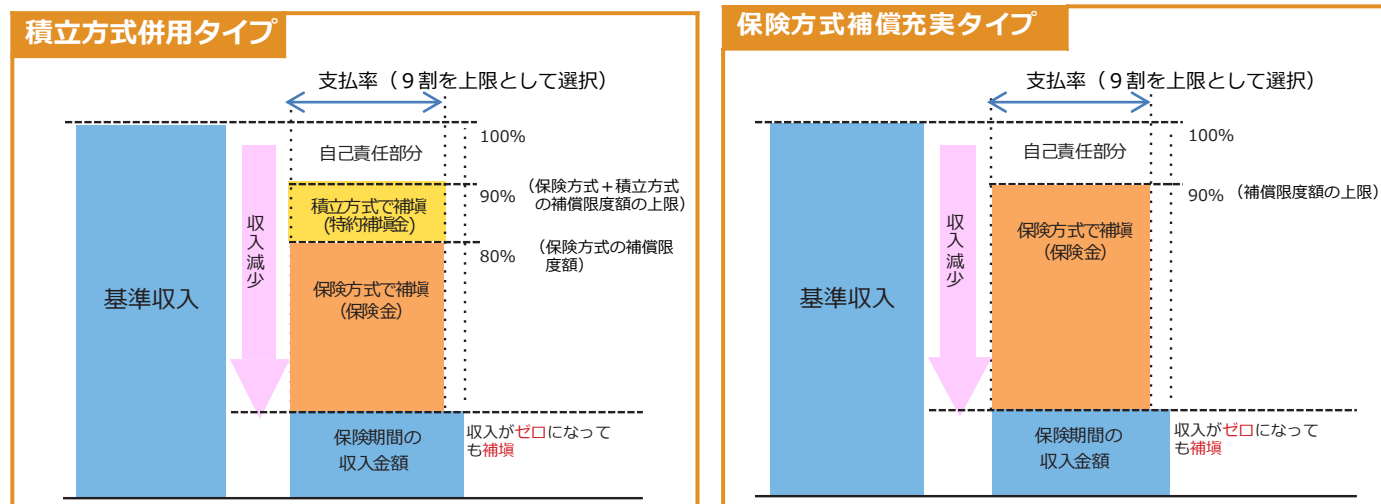
- 保険期間の収入が基準収入の9割(5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

※補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※基準収入は農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。



- 基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。(※5年の青色申告実績がある者の場合)

自然災害、収入減少への備え

(4) 保険料、積立金等

- 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。

※保険料には、50%の国庫補助があります。保険料は掛捨てになります。保険料率は、新規加入（補償限度80%）の場合、1.498%（国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率が変動します。

※積立金には、75%の国庫補助があります。積立金は自身のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。

※税務上、保険料及び付加保険料（事務費）は、必要経費（個人）又は損金（法人）に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

※補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金

| 積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%) | | 保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%) | |
|---------------------------------------|--------|---------------------------------|--------|
| 保険料 | 10.8万円 | 保険料 | 23.0万円 |
| 積立金 | 22.5万円 | 積立金 | — |
| 付加保険料(事務費) | 2.2万円 | 付加保険料(事務費) | 2.2万円 |
| 合計 | 35.5万円 | 合計 | 25.2万円 |

※保険料については、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

付加保険料（事務費）を安くすることができます！

- 共通申請サービスを通じて**インターネット申請**した方や**自動継続特約**を利用する方は、**付加保険料（事務費）が割引**となります。

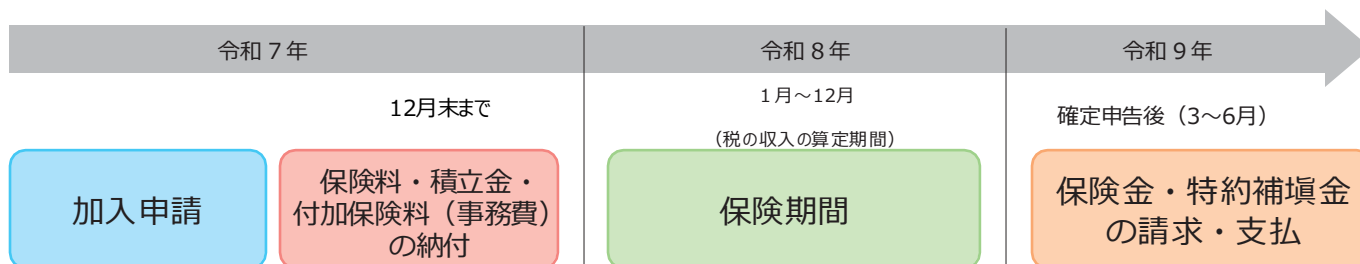
| | インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合 |
|-------|---------------------------|
| 新規加入者 | 4,500円割引 |
| 継続加入者 | 3,200円割引 |

※インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

加入・支払等手順のスケジュール

※保険期間が令和8年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によってスケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

お問い合わせ先

- 全国農業共済組合連合会又は最寄りの農業共済組合
(農業共済組合の相談窓口：
<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>)
- 農林水産省担当課：経営局保険課 (TEL：03-6744-7148)



農業保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/>

83 自然災害による農業用ハウスの損害に備えたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

自然災害により、農業用ハウスに損害が生じた場合に共済金が支払われます。

【事業名：園芸施設共済】

加入できる方

- 農業用ハウスを所有又は管理している農業者

補償対象

- ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等
(※暖房器具、栽培棚などの**付帯施設**や**撤去費用**も補償の対象に追加可能)

対象事故

- 台風や大雪などの自然災害（地震及び噴火を含む）、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

補償内容

- 補償額は、築年数に応じて設定（新築時の資産価値の8～4割）します。【標準コース】
※古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償できます。

- さらに**特約を付加すれば、新築時の資産価値の10割まで補償することが可能**です

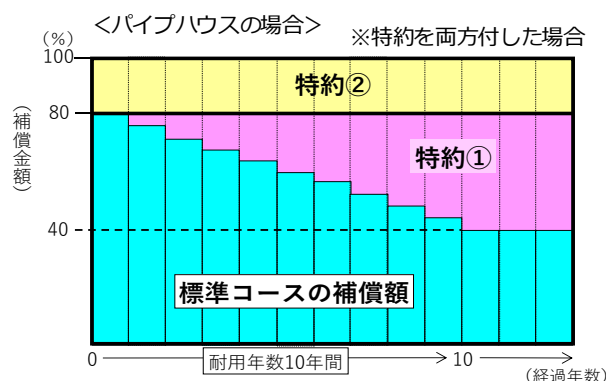
特約① 復旧費用特約（被覆材は補償対象外）

復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

特約② 付保割合追加特約

新築時の資産価値の最大2割を補償

- 損害額が3万円(又は共済価額の5%)を超える場合に損害額に応じた共済金が支払われます。
※**特約を付加すれば、損害額が1万円を超える損害から共済金を支払う**こともできます。



掛金

- 掛金の半分は国が負担（標準コース：共済金額1.6億円までの掛金）
- 無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引き（最大5割引）
- 小規模被害や耐用年数を大幅に超過した施設の補償範囲からの除外、生産部会等集団での一斉加入、太いパイプ（31.8mm以上）ハウスや、補強によりそれと同程度の強度を満たすパイプハウスなどに対する**掛金の割引措置もあります**

○詳しい補償内容はこちら↓

農林水産省HP：<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/nogyokyosai/index.html#engei>

ハウス本体は園芸施設共済、ハウス内の農作物は**収入保険**（82番 137ページ）の**セット加入がお勧め**です。

お問い合わせ先

- ・最寄りの農業共済組合等
(農業共済組合等の相談窓口：<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>)
- ・農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-2175）

84 農業用ハウスの防災、減災対策を行いたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの実践に必要な体制整備や取組を支援します。

【事業名：園芸産地における事業継続強化対策】

対象となる方

都道府県、市町村、農業者の組織する団体等

支援内容

以下の取組に対して支援します。

1. 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定等（補助率：定額）
 - ① 事業継続計画の検討、策定
 - ② 非常時の協力体制の構築
2. 園芸産地における事業継続計画の実践（補助率：定額）
 - （1）自力施工等の技能習得、災害復旧の実証
 - ① 災害に備えた自力施工技能習得、復旧体制の整備
 - （2）既存ハウスの補強等の被害防止対策（補助率：1/2以内）
 - ① 災害に備えたハウスの補強、防風ネットの設置
 - ② 停電時の被害防止に必要な非常用電源や大雪によるハウス倒壊を防ぐ融雪装置等の導入

○産地単位や法人グループ単位で事業継続計画（BCP）を検討・策定、非常時の協力体制の構築



事業継続計画（BCP）



非常時の協力体制の構築

○自力施工等の技能習得、災害復旧の実証



ハウス自力施工研修など技能習得



自力施工体制の活用等による災害復旧の取組実証

○補強等の被害防止対策への取組



ハウスの補強



防風ネットの設置



非常用電源の共同利用

お問い合わせ先

・最寄りの市町村、都道府県
・農林水産省担当課：農産局園芸作物課施設園芸対策班（TEL：03-3593-6496）

85 自然災害による収穫量等の減少に備えたい

認定農業者 認定新規 個人 法人 サービス事業者 集落営農 地域 補助金等 出融資 税制 その他

自然災害により作物の収穫量が減少した場合、家畜が死亡したり、診療を受けた場合に共済金が支払われます。

【事業名：農作物共済、果樹共済、畑作物共済、家畜共済】

対象となる方

以下の作物を栽培又は家畜を飼養している農業者

| 農業共済の種類 | 対象となる作物等 |
|---------|--|
| 農作物共済 | 水稲、陸稲、麦 |
| 果樹共済 | うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ※、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル |
| 畑作物共済 | ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、茶(一番茶)、そば、蚕繭 |
| 家畜共済 | 牛、馬、豚 |

※ 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号、甘平をいいます。

補償内容

- 風水害、干害、冷害、雪害、その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害により収穫量が減少した場合、果樹の樹体が損傷した場合に共済金が支払われます。
- 家畜が死亡・廃用となった場合、疾病や傷害の診療を受けた場合に共済金が支払われます。

○詳しい補償内容はこちら↓

農林水産省HP：<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/nogyokyosai/index.html>

特徴

- 加入者の負担を軽減するため、掛金の原則50%を国が負担します。
- 全ての共済において、無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々割引きます。
- 家畜共済では、死亡廃用共済(家畜の資産価値を補填)と疾病傷害共済(家畜の診療費を補填)があります。

本制度以外にも、農業保険には以下の制度があります。

◆収入保険 >> 82番 137ページへ

青色申告を実施している農業者（個人・法人）を対象に全ての農産物を対象に、自然災害による収入減少や価格低下をはじめ、経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

◆園芸施設共済 >> 83番 139ページへ

ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等が自然災害等により損害を受けた場合に補償します。

お問い合わせ先

- ・最寄りの農業共済組合等
(農業共済組合等の相談窓口：<http://nosai-zenkokuren.or.jp/consultation.html>)
- ・農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-2175）

86 自然災害等による被害が生じても事業を継続できるように備えたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|----|----|-----|

防災減災や被災後の事業継続の観点から「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」を活用し「農業版BCP」を策定してみましょう。

【事業名：自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストと農業版BCP】

農林水産省では、農業者の皆様が自然災害等への備えに取り組みやすくなるよう、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP（事業継続計画）」フォーマットを作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント編」と「事業継続編」の2種類のシートがあり、「事業継続編」の項目ごとに必要な内容を記載すると、ご自身で簡易的な農業版BCPが作成できるようになっています。

① チェックリストによる確認

○ チェックリスト「リスクマネジメント編」

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

(項目の例)

- 地方自治体等を通じて発信される気象情報や防災情報を確認していますか？

○ チェックリスト「事業継続編」

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

(項目の例)

- 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？

② 農業版BCPの作成

チェックリストの各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめていくと、BCPが作成されます。

③ 定期的・継続的な見直し

BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分か確認しましょう。

| 事業継続編 | | 自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト | | | | 耕種 |
|-----------|----|--|--------------------------|--------------------------|-------------|----|
| 事業者名 | | | | | | |
| チェック実施日 | | | | | | |
| 分類 | 番号 | 質問内容 | YES | NO | (NOの場合)対応時期 | |
| 被害想定と影響評価 | 1 | 災害発生時の基本方針を定めていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | までに対応する | |
| | 2 | 緊急事態において一番優先して復旧を行う業務（重要業務）は決まっていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | までに対応する | |
| | 3 | 重要業務の目標復旧時間を明確にしていますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | までに対応する | |
| | 4 | 電気・水道（農業用水含む）・ガスに支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | までに対応する | |
| | 5 | PCや電話等が使えなくなった場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | までに対応する | |
| | 6 | 道路・交通網に支障が生じた場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）を想定していますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | までに対応する | |
| | 7 | 負傷などで業務ができなくなった場合や家族構成員・雇用者などがほ場等に来られなくなった場合などに、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | までに対応する | |
| | 8 | 乾燥施設、トラクターやコンバイン等の事業に不可欠な施設・設備・農業機械等により使用できなくなった場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | までに対応する | |
| | 9 | ほ場や作物に重大な被害があった場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | までに対応する | |
| | 10 | 復旧等に費用が発生し資金繰りが逼迫する場合に、重要業務への影響とその対応（代替手段等）は想定していますか？ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | までに対応する | |

| 農業版事業継続計画書 | | 種別 |
|----------------------------------|-------------|-----------------------------------|
| 策定・改定日 | 2021年4月1日 | 2022年4月1日 |
| 策定者・策定者団体 | 2021年4月1日 | 2022年4月1日 |
| 次期改訂予定日 | 2022年4月1日 | |
| 1. 基本方針 | | |
| 1 人命を守る | | |
| 2 取引先への米の出荷を行えるようにする（米の供給責任を果たす） | | |
| 3 従業員の雇用を守る | | |
| 2. 重要業務と目標復旧時間 | | |
| 重要業務 栽培管理・収穫 | | |
| 目標復旧時間 48時間以内 | | |
| 3. インフラ等の被害による重要業務への影響と対応（代替手段等） | | |
| 種類 | 影響 | 対応（代替手段等） |
| 電気 | 乾燥施設が使えない | 自家発電機（事務用保管）の利用 |
| ガス | 影響なし | - |
| 水道 | 灌漑ができない | 農業用のため池・井戸水・貯水タンク・雨水の使用 |
| 情報通信 | 取引先へ連絡ができない | 携帯電話で対応可能 |
| 交通 | 出荷ができない | 業者と事前に配送の代替ルートを確認 |
| ほ場等 | 農作物に被害が出る | 可能なものに対して早期収穫を検討 |
| その他 | | |
| 4. 事前対策の実施状況 | | |
| 分類 | 項目 | 項目 |
| ヒト | 緊急復旧手段 | 避難場所 |
| | 避難場所 | 〇〇小学校 |
| モノ | 次業務の対応 | 地域の農業者とあらかじめ協力の体制について話し合いをおこなう |
| | その他 | |
| カネ | 事業継続のための対応 | 農業機械が使えなくなった場合レンタルで対応 |
| | 返済支障の対応 | 種苗、肥料、農薬については常時1部分のストックがある状態にしておく |
| | 手元資金 | 〇〇万円（銀行）、〇〇万円（社外借入） |
| | 備考 | |

※ チェックリスト及び農業版BCPの写真はイメージです。

BCP（事業継続計画）とは、自然災害や感染症、大事故が発生した場合においても、**中核となる事業を継続**させたり、**可能な限り短時間で事業を復旧**させたりするための方法、手段などを**あらかじめ取り決めておく**計画のことです。BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。それらを「見える化」することで、**自然災害への備え**となるだけでなく、**平常時における自らの経営の見直し、改善**にも繋がります。

お問い合わせ先

- 農林水産省担当課：経営局保険課（TEL：03-6744-7148）
- ダウンロードはこちら▶ https://www.maff.go.jp/j/keiei/maff_bcp.html（農林水産省HP）



87 老後資金の充実を図りたい

認定農業者
認定新規
個人
法人
サービス事業者
集落営農
地域
補助金等
出融資
税制
その他

国民年金（基礎年金）に上乗せして支給される農業者年金は、納めた保険料の税制優遇措置や、認定農業者等への保険料助成などにより、現役時の負担を軽減しつつ、老後生活の安定を図ることができます。 【事業名：農業者年金事業】

対象となる方

60歳未満（国民年金任意加入者に限り65歳まで加入可）の国民年金第1号被保険者であって年間60日以上農業に従事している方が対象
 （保険料の助成の対象は、青色申告を行う認定農業者や認定就農者及びこれらの者の配偶者、後継者など）

支援内容

農業者年金は、納めた保険料が全額社会保険料控除の対象となるなどの税制優遇措置がある公的な年金であり、農業に従事されている方が加入できます。
 また、認定農業者や認定就農者等には保険料の助成措置があります。



特徴

保険料は月額2万～6万7千円（認定農業者等でない方は月額1万～6万7千円）の間で千円単位で自由に決められ、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。納められた保険料は、農業者年金基金が運用し、65歳～75歳までの間でご自身が選択したときから老齢年金として終身給付されます。

保険料助成を受ける場合、年齢等に応じて保険料月額2万円（保険料は2万円で固定。他の金額は選択できません）のうち4千円～1万円が助成されます（保険料助成に係る年金を受け取る場合は、経営継承などの条件があります）。

○ 保険料の補助対象者と国庫補助額

| 区分 | 要件 | 国庫補助額 | |
|----|--|---------|--------|
| | | 35歳未満 | 35歳以上 |
| 1 | 青色申告を行う認定農業者 | 10,000円 | 6,000円 |
| 2 | 青色申告を行う認定就農者 | 10,000円 | 6,000円 |
| 3 | 区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者 | 10,000円 | 6,000円 |
| 4 | 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者 | 6,000円 | 4,000円 |
| 5 | 35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者 | 6,000円 | - |

お問い合わせ先

- ・最寄りの農業委員会、農業協同組合
- ・農業者年金基金（TEL：03-5919-0371 <https://www.nounen.go.jp/>）
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課経営政策推進G（TEL：03-6738-6163）



88 退職金制度を整備するために活用可能な制度について知りたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

経営者の皆様向けの退職金制度があります。

【事業名：小規模企業共済】

対象となる方

- ・ 常時使用する従業員の数が 20 人以下※の個人事業主、共同経営者または会社の役員
 - ・ 事業に従事する組合員の数が 20 人以下の企業組合の役員
 - ・ 常時使用する従業員の数が 20 人以下の協業組合の役員、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- ※ 商業、サービス業（娯楽業・宿泊業を除く）の場合は 5 人以下

支援内容

小規模企業の役員や個人事業主の方が、引退・廃業時に退職金・年金を受け取れるよう積み立てる制度です。毎月役員給与の中から掛金（1,000円～7万円の範囲で設定）を拠出し、拠出された掛金は中小機構において積立・運用がなされます。（掛金は全額所得控除の対象となります）

役員や個人事業主の方が廃業や引退等の理由で経営から退いた場合、一時金（退職所得扱い）か年金の形で共済金を受け取ることができます。（理由によって受取額が異なります）

詳しくはこちら↓

中小機構：<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/>



| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

従業員の方向けの退職金制度があります。

【事業名：中小企業退職金共済制度】

対象となる方

- ・ 常時雇用する従業員数が300人以下又は資本金・出資金の額が3億円以下の法人の従業員
 - ・ 従業員数が300人以下の個人企業の従業員
- ※ 家族従業員でも加入できます。
※ 個人事業主、法人の役員、小規模企業共済制度に加入している方は加入できません。

支援内容

事業主が従業員毎に毎月掛金を拠出、積み立てられた掛金を従業員は退職時に退職金として受け取ることができる（60歳以上の退職の場合、分割払いも可能）制度です。

（拠出した掛金は経費として損金算入が可能です。勤労者退職金共済機構において積立・運用がなされます。）

単独では退職金制度をもつことが難しい中小企業でも、この制度を活用することで退職金を手当することが可能になります。なお、新規加入時及び掛金月額を増額変更する場合、1年間国からの助成を受けることができます。（新規加入時は、加入後4か月目から掛金月額の1/2（従業員毎に上限5,000円）、増額時は増額分の1/3を助成（ただし増額前の掛金月額が18,000円以下の場合のみ））

詳しくはこちら↓

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

：<https://chutaikyو.taisuyokukin.go.jp/>



→ 個人経営で農業に従事される方（事業主及び雇用者）はこちらも活用いただけます。

◆ 農業者年金制度

➡ 87番 143ページへ

お問い合わせ先

・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

89 インボイス制度に対応するために活用可能な支援制度について知りたい

- 認定農業者
- 認定新規
- 個人
- 法人
- サービス事業者
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）についてご紹介します。

消費税とは

- 商品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- 消費税は消費者が負担しますが、納税は事業者が行います。
- 事業者は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を差し引いた額を納税します。（差し引くことを「仕入税額控除」といいます。）

インボイス制度のポイント

- 令和5年10月から、事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス（適格請求書）を発行してもらい、保存しておく必要があります。
- このインボイスは、税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者（課税事業者）のみが発行できます。（免税事業者はインボイスの発行ができません。）

$$\text{納付する消費税額} = \text{売上に係る消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れに係る消費税額 (仕入税額)}$$

インボイスに基づいて仕入税額控除

【従来の区分記載請求書】

| | | |
|-------|----------|---------|
| 請求書 | ●●(株) 御中 | ○○会社 |
| ○年○月分 | 請求金額 | 43,600円 |
| ○月○日 | 割はし | 550円 |
| ○月○日 | 牛肉 ※ | 5,400円 |
| | 合計 | 43,600円 |
| | (10%対象) | 22,000円 |
| | (8%対象) | 21,600円 |
| | ※は軽減税率対象 | |

【インボイス】

| | | | |
|-------|----------|---------|------------|
| 請求書 | ●●(株) 御中 | 登録番号 | ○○会社 |
| | | | 〒1234-0000 |
| ○年○月分 | 請求金額 | 43,600円 | |
| ○月○日 | 割はし | 550円 | |
| ○月○日 | 牛肉 ※ | 5,400円 | |
| | 合計 | 43,600円 | |
| | 10%対象 | 22,000円 | 内税 2,000円 |
| | 8%対象 | 21,600円 | 内税 1,600円 |
| | ※は軽減税率対象 | | 消費税額等 |

赤字が従来の区分記載請求書との変更点

詳しく知りたい方は

- 国税庁インボイス制度特設サイト
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>
- 農林水産省HP「消費税のインボイス制度について」
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/inboisu.html>

お問い合わせ先

- 国税庁インボイスコールセンター 専用ダイヤル 0120-205-553（無料）

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く。）

※インボイス制度に関する一般的なご質問に対応しています。

- 農林水産省の相談窓口

インボイス制度に関する専用ダイヤル 03-6744-7140

| | | | | | |
|----------|-------|--------------|-------|-------|--------------|
| 北海道農政事務所 | 企画調整室 | 011-330-8801 | 東北農政局 | 企画調整室 | 022-263-0564 |
| 関東農政局 | 企画調整室 | 048-740-0465 | 北陸農政局 | 企画調整室 | 076-232-4206 |
| 東海農政局 | 企画調整室 | 052-223-4610 | 近畿農政局 | 企画調整室 | 075-414-9037 |
| 中国四国農政局 | 企画調整室 | 086-224-9400 | 九州農政局 | 企画調整室 | 096-300-6003 |
| 沖縄総合事務局 | 経営課 | 098-866-1628 | | | |

【受付時間】 9:30～17:00（土日祝除く。）

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

インボイス制度に対応した会計ソフトの導入など、デジタル化による生産性向上を支援します。

【デジタル化・AI導入補助金（インボイス対応類型）】

対象となる方

資本金3億円以下または常時使用する従業員の数が300人以下となる法人等または個人

※ 農事組合法人、農業協同組合も対象となります。

支援内容

【インボイス対応類型】

インボイス制度に対応した会計、受発注、決済ソフトの導入を行う際には、1/2～4/5の補助率で支援を受けることができ、PC・タブレット、レジ等の導入も対象となります。

インボイス対応類型

| ツール | インボイス制度に対応した会計、受発注、決済ソフト | | PC・タブレット等 | レジ等 |
|------|---|-----------------|-----------------------|-------|
| 補助額 | ～50万円以下 | 50万円超 ～350万円 | ～10万円 | ～20万円 |
| 補助率 | 4/5、3/4 (※ ¹) | | 2/3 (※ ²) | |
| 対象経費 | ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 ハードウェア購入費、導入関連費（ソフトウェアの更新等保守サポート費含む） | | | |

※¹ 小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。

※² 補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4（小規模事業者は4/5）、50万円超については2/3。

デジタル化・AI導入補助金の詳細については以下をご覧ください。

<https://it-shien.smrj.go.jp/> 「デジタル化・AI導入補助金」（事務局HP）



お問い合わせ先

- ・中小企業デジタル化・AI導入支援事業 コールセンター（TEL：0570-666-376）
- ・農林水産省担当課：経営局経営政策課（TEL：03-6744-2143）

90 農泊をはじめたい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

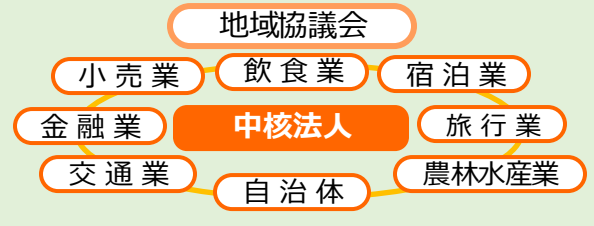
農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。

【事業名：農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち農泊推進型）】

対象となる方

- 1の事業 : 地域協議会 等
- 2のうち①の事業 : 市町村、地域協議会の中核となる法人 等
- 2のうち②の事業 : 地域協議会と農家民泊経営者等の連携体

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



支援内容

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援します。

①農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取り組む地域を支援

- 事業期間 上限 2 年間
- 交付率 定額（上限：1,000万円（年標準額：500万円））

②農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援

- 事業期間 上限 2 年間
- 交付率 定額（上限：500万円（年標準額：250万円））

③インバウンド食関連消費拡大タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、地域ならではの「食」を提供する団体等との連携による「食」に特化した高付加価値コンテンツの造成等を支援

- 事業期間 上限 3 年間
- 交付率 定額（上限（1,500万円（年標準額：500万円）））

④人材活用事業

- 事業期間 併用する①、②または③に準ずる
- 交付率 定額（研修生タイプの場合は年上限額250万円、専門家タイプの場合は年上限額650万円）



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成



インバウンド向け食コンテンツの造成

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

農泊を推進するために必要となる施設の整備を支援します。※ 1

①古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流の整備（施設の新築も支援対象に含まれる）

- 事業期間 上限 2 年間
- 交付率 1 / 2（上限2,500万円※2）
（※2 遊休資産の改修：2,500万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：7,500万円、1.③に不可欠な施設を含む複数施設の改修：1,500万円、それぞれ上限を引上げ）

②農家民泊等における小規模な改修を支援（農家民宿へ転換する場合は100万円を上限引上げ）

- 事業期間 1 年間
- 交付率 1 / 2（上限：1 経営者あたり1,000万円かつ 1 地域あたり5,000万円）

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、①に関し200万円、②に関し200万円/経営者かつ1,000万円/地域、それぞれ上限を引上げ



食の高付加価値化に不可欠な内装・遊休資産を活用した施設の整備



廃校を改修した大規模滞在施設

「農泊の推進」について：https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuuinshin/nouhaku_top.html

お問い合わせ先

- ・最寄りの農政局、都道府県、市町村
- ・農林水産省担当課：農村振興局都市農村交流課農泊・里業推進室（TEL：03-3502-0030）

91 中山間地の特色を活かした経営を展開したい

- 認定
農業者
- 認定
新規
- 個人
- 法人
- サービス
事業者
- 集落
営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

中山間地の特色を活かした多様な取組に対し、各種支援事業における優遇措置により、中山間地農業を支援します。

【事業名：中山間地農業ルネッサンス事業】

支援内容

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に則して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優遇措置を行います。

1. 農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）（交付率：定額、1/2以内）

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上、販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成等を支援します。

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援（優遇措置）

中山間地域等の特色を活かした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

（国の支援事業）

- ◆ 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ ➤➤ 36番 56ページへ
- ◆ 農業農村整備関係事業 ➤➤ 3番 11ページへ
- ◆ 集落営農連携促進等事業 ➤➤ 28番 48ページへ
- ◆ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 ➤➤ 52番 79ページへ
- ◆ みどりの食料システム戦略推進総合対策のうちバイオマスの地産地消 ➤➤ 75番 129ページへ
- ◆ 農山漁村振興交付金 ➤➤ 12番 31ページへ
- 68番 110ページへ

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承（優遇措置）

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

（国の支援事業）

- ◆ 環境保全型農業直接支払交付金 ➤➤ 73番 123ページへ
- ◆ 多面的機能支払交付金 ➤➤ 79番 133ページへ
- ◆ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業 ➤➤ 80番 135ページへ
- ◆ 里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金

お問い合わせ先

※ 各支援事業において、優遇措置が設けられています。詳しくは、お問い合わせ下さい。

・最寄りの市町村、都道府県

・農林水産省担当課：農村振興局地域振興課中山間地域・日本型直接支払室事業指導班
(TEL：03-3501-8359)

92 農業経営に関する情報をタイムリーに知りたい

- 認定農業者
- 認定新規
- 個人
- 法人
- サービス事業者
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

農業経営者をはじめとする農業関係者の皆様に向け、SNSやメールを通じて農林水産省から直接情報をお届けします。

【Facebookページ「農水省・農業経営者net」、農業担い手メールマガジン】



facebookページ



農水省・農業経営者net



農業経営の現場で役立つ情報をタイムリーにお届け！

- ・ 農業経営支援事業のご案内
- ・ セミナーなどのイベント情報
- ・ 新たな農業技術のご紹介 など



ページにアクセスして投稿をチェックしてみよう！



フォローすることで、ニュースフィード上から最新の情報が確認できます。



<https://www.facebook.com/nogyokeiei>



農業担い手メールマガジン

定期的なメール配信で農業経営に関する事業のご紹介、各種関連イベント情報のご案内、優良な取組事例のご紹介等、農業経営者の皆様に役立つ情報をお知らせしています。

PCのほか、スマートフォン等の携帯端末からも登録できます。是非ご登録ください！

▼ 配信登録はこちらからお願いいたします。

https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html

▼ バックナンバーはこちらから確認できます。

https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html



お問い合わせ先

農林水産省担当課：経営局経営政策課経営情報班（03-6744-0577）

93 全国の農地情報を見たい

- 認定農業者
- 認定新規
- 個人
- 法人
- サービス事業者
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

「eMAFF農地ナビ」は、インターネット上でどなたでも無料で農地に関する情報を見ることが出来るWEBサイトです。

地図上から、農地の所在・地番や地目、面積等を確認することができます。

【eMAFF農地ナビ】

対象となる方

どなたでも無料で利用可能。

(特に、新規就農、経営規模拡大を検討をされている方に有益な情報を提供するサービスです。)

eMAFF農地ナビ概要

「eMAFF農地ナビ」は、「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」のサービスの一つです。農地法に基づき農業委員会が整備している農地台帳の公表項目及び農地に関する地図等を公表しています。衛星画像などの上に農地の所在場所と農地の形状を重ねて表示し、各農地に関する公表情報（地目・面積など）を確認することができます。

(eMAFF農地ナビ：<https://map.maff.go.jp/>)

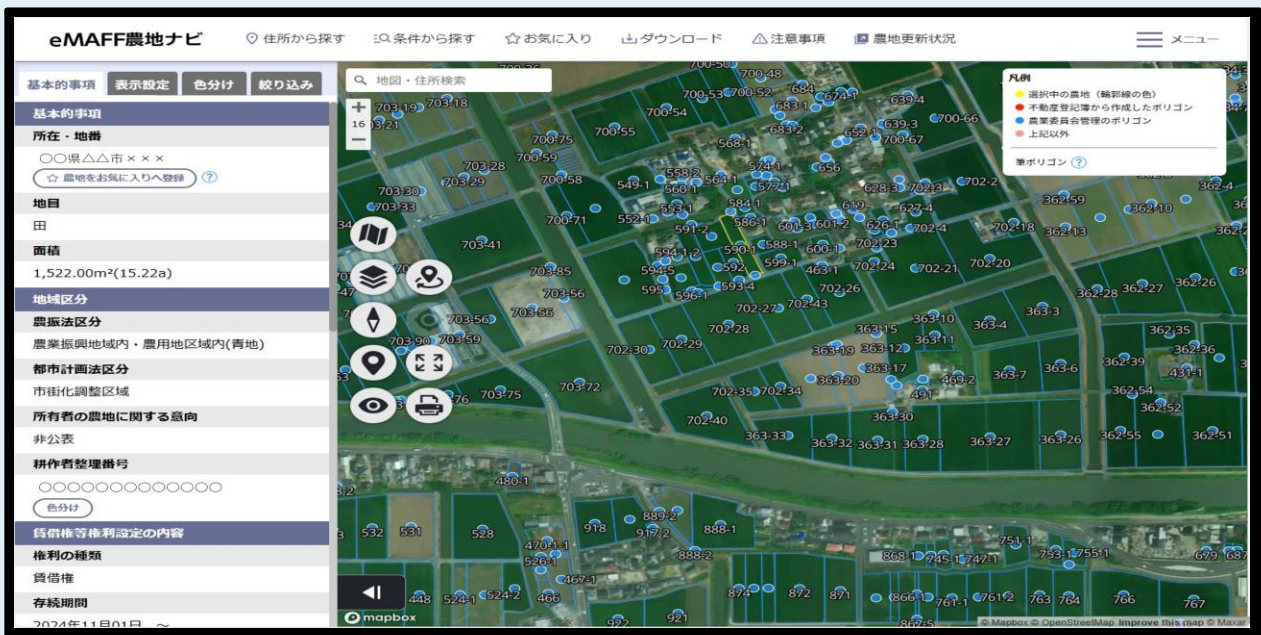
また、地図上で農地を探だけでなく、条件で絞り込み検索をして、特定の条件に当てはまる農地を探ることが可能で、新規就農や経営規模拡大に向けた検討にもご利用いただけます。

他にも、地図に表示されている公表情報や農地ピン（位置情報）等のデータをダウンロードすることができ、他の民間サービスにデータを取り込んで営農管理に用いるなど、幅広く活用することができます。

【検索条件例】

所在・地番、地目、面積等

○ eMAFF農地ナビの画面



お問い合わせ先

- ・お問合せWebフォーム (<https://map.maff.go.jp/Inquiry>)
- ・農林水産省担当課：大臣官房デジタル戦略グループ (TEL：03-3502-8438)

94 研究成果や研究者の情報を手軽に入手したい

- 認定農業者
- 認定新規
- 個人
- 法人
- サービス事業者
- 集落営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

研究成果、研究者情報を手軽に入手できるWebシステムです。
ご要望にお応えできる研究成果や研究開発法人を簡単に検索することができます。

【 農業研究見える化システム「アグリサーチャー」(まるみえアグリ(農林水産「見える化」シリーズ)) 】

対象となる方

農業者、農業関係者、食品事業者 等

検索しやすくなりました！

関連してよく見られている記事も表示されるようになりました。



リサちゃん

支援内容

- ◆ **国立研究開発法人と都道府県試験場の農林水産業における研究成果情報(約3万件)をご覧になれます。**
- ◆ **研究者への問合せをサポートします。**
- ◆ **PC、スマートフォン、タブレットに対応し、いつでもどこでも手軽に検索できます。**

特徴

「新しい品種や生産技術にチャレンジしたい」
「今の仕事をもっと機械化、省力化できないか？」
「化学農薬に替わる安全な防除方法や天敵利用を知りたい」
といったご要望はありませんか？

➔「作物」「生産技術」等のカテゴリやフリーワードで、目的の研究を検索できます。**新しい研究成果**も随時更新しています！

| イチゴの高設栽培における杉皮培地と施肥法 | |
|----------------------|--|
| タイトル | イチゴの高設栽培における杉皮培地と施肥法 |
| 担当機関 | 大分県農業技術センター |
| 研究期間 | 1998～1998 |
| 研究担当者 | 福村政弘 片藤雄二 松原健一 徳久健太郎 |
| 発行年度 | 1998 |
| 要約 | イチゴの高設栽培の培地として、コスト、収量性から杉皮を選定した。培地量は1株よりの40Lが適量である。施肥量は、全量基肥として緩効性肥料を50%で5g/株を施用すると多収となる。大分県農業技術センター・野菜部 |
| 掲載・公開日 | 現在のイチゴ栽培は、暑さがめだ無理な記録での作業が長期続くため生産者の労働負担は大きく、栽培集積域への農業者の1つとなっている。作業自動化設備等による軽作業化、省力化をはかるために既に農業機械利用方式による高設栽培設備の開発が行われているが、コストが高く生産現場への普及は進んでいない。そこで、より安価な高設栽培法を開発するための培地の種類及び施肥法について検討する。 |

〈検索結果イメージ〉

| 問い合わせ | |
|---------------|----------------------|
| *必須入力です。 | |
| 氏名 * | <input type="text"/> |
| 会社・団体・機関名 | <input type="text"/> |
| メールアドレス * | <input type="text"/> |
| メールアドレス 再入力 * | <input type="text"/> |
| お問い合わせの件名 * | |

〈問い合わせフォーム〉



アグリサーチャー
農業研究見える化システム

<https://agresearcher.maff.go.jp/>





お問い合わせ先

農林水産省担当課：農林水産技術会議事務局研究企画課 情報調査班
(TEL：03-3501-9886)

95

農作業の受託や機械のシェアリング等の農業支援サービス事業を
立上げ・拡大したい

| | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|
| 認定 農業者 | 認定 新規 | 個人 | 法人 | サービス 事業者 | 集落 営農 | 地域 | 補助金等 | 出融資 | 税制 | その他 |
|-----------|----------|----|----|-------------|----------|----|------|-----|----|-----|

労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入と、これを支える農業支援サービス事業者の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援します。

【事業名：サービス加速化事業】

(スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業)

対象となる方

農業支援サービス事業者 等

※要件

本事業の成果を踏まえてサービス事業の継続的な事業展開が見込まれること
サービス提供面積の拡大目標に結び付く取組であること 等

本事業において、農業支援サービスは、農業者に対し対価を得て提供する以下のようなサービスをいいます。

- ・農業者の行う農作業を代行する取組
- ・農業者が使用するスマート農業機械等をレンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組
- ・作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組
- ・農産物、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組

支援内容

サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入等の経費、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援します。

- ・ ニーズ調査、サービス提供の試行・改良
(補助率：定額、 補助上限額：1,500万円、3,000万円)
- ・ サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入
(補助率：1/2以内、 補助上限額：1,500万円、3,000万円、5,000万円)
- ・ サービス事業者と産地や食品事業者等が連携してサービス提供期間の長期化等に向けて取り組む場合の流通販売体系の転換等に必要な施設整備 (※R7年度補正のみ)
(補助率：1/2以内、 補助上限額：3億円)

お問い合わせ先

- ・最寄りの地方農政局等、都道府県
- ・農林水産省農産局技術普及課サービスユニット
(TEL：03-6744-2107)

農水省HP
農業支援サービス関係情報



96 農政に関する相談や、事業や制度についての質問がしたい

- 認定
農業者
- 認定
新規
- 個人
- 法人
- サービス
事業者
- 集落
営農
- 地域
- 補助金等
- 出融資
- 税制
- その他

農業者・消費者・行政関係者の皆様からの、農政に関するご相談、事業や制度へのご質問などを受け付けています。

【農林水産省 地方参事官ホットライン】

○農林水産省では、全国の地域拠点に、農政を伝え、現場の声を汲み上げ、ともに解決する地方参事官を配置しています。

○農業者・消費者・行政関係者の皆様からの、農政に関するご相談、事業や制度へのご質問などを受け付けています。

※対応時間 平日 9時00分～17時00分

(注：大規模災害発生時は、農林水産省Webサイトで公開する各種災害に関する情報ページに、相談窓口として該当地域拠点の電話番号と対応時間が掲載されます。また、相談内容を正確に把握するため、通話内容を録音させていただくことがあります。)

➤ お問い合わせ先

(お住まいの都道府県の拠点へお電話もしくはURLからアクセスして、メールにてお問い合わせください。)

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tpp/toiawase.html>



| 都道府県 | 地域拠点 | 電話番号 | メールフォームでのお問合せURL |
|------|--------|--------------|---|
| 北海道 | 札幌地域拠点 | 011-330-8821 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/sapporo/hotline/new_hotline.html |
| | 函館地域拠点 | 0138-26-7800 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/hakodate/hotline/new_hotline.html |
| | 旭川地域拠点 | 0166-30-9300 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/asahikawa/hotline/new_hotline.html |
| | 釧路地域拠点 | 0154-23-4401 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/kushiro/hotline/new_hotline.html |
| | 帯広地域拠点 | 0155-24-2401 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/obihiro/hotline/new_hotline.html |
| | 北見地域拠点 | 0157-23-4171 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokkaido/form/kitami/hotline/new_hotline.html |
| 青森県 | 青森県拠点 | 017-775-2151 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_ao.html |
| 岩手県 | 岩手県拠点 | 019-624-1125 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_iw.html |
| 宮城県 | 宮城県拠点 | 022-266-8778 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_mi.html |
| 秋田県 | 秋田県拠点 | 018-862-5611 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_ak.html |
| 山形県 | 山形県拠点 | 023-622-7231 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_ya.html |
| 福島県 | 福島県拠点 | 024-534-4142 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/tohoku/form/toiawase_fu.html |
| 茨城県 | 茨城県拠点 | 029-221-2184 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/ibaraki/28hotline/ibaraki.html |
| 栃木県 | 栃木県拠点 | 028-633-3311 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/tochigi/28hotline/tochigi.html |
| 群馬県 | 群馬県拠点 | 027-221-1827 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/gunma/28hotline/gunma.html |
| 埼玉県 | 埼玉県拠点 | 048-740-5835 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/saitama/28hotline/saitama.html |
| 千葉県 | 千葉県拠点 | 043-224-5611 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/chiba/28hotline/chiba.html |
| 東京都 | 東京都拠点 | 03-5144-5253 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/tokyo/28hotline/tokyo.html |
| 神奈川県 | 神奈川県拠点 | 045-211-0584 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/kanagawa/28hotline/kanagawa.html |
| 新潟県 | 新潟県拠点 | 025-228-5216 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/n_soudan_madoguti.html |
| 富山県 | 富山県拠点 | 076-441-9305 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/t_soudan_madoguti.html |

その他の支援

| 都道府県 | 県域拠点 | 電話番号 | メールフォームでのお問合せURL |
|------|------------------------|--------------|---|
| 石川県 | 石川県拠点 | 076-241-3154 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/i_soudan_madoguti.html |
| 福井県 | 福井県拠点 | 0776-30-1611 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/f_soudan_madoguti.html |
| 山梨県 | 山梨県拠点 | 055-254-6055 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/yamanashi/28hotlineyamanashi.html |
| 長野県 | 長野県拠点 | 026-233-2500 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/nagano/28hotlinenagano.html |
| 岐阜県 | 岐阜県拠点 | 058-271-4044 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/tokai/form/kikaku/161206_02.html |
| 静岡県 | 静岡県拠点 | 054-246-6121 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kanto/form/shizuoka/28hotlineshizuoka.html |
| 愛知県 | 愛知県拠点 | 052-763-4492 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/tokai/form/kikaku/161206_01.html |
| 三重県 | 三重県拠点 | 059-228-3151 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/tokai/form/kikaku/161206_03.html |
| 滋賀県 | 滋賀県拠点 | 077-522-4261 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/hotline_shiga2812.html |
| 京都府 | 京都府拠点 | 075-414-9015 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/4a24.html |
| 大阪府 | 大阪府拠点 | 06-6941-9658 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/161215.html |
| 兵庫県 | 兵庫県拠点 | 078-331-5924 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/3133.html |
| 奈良県 | 奈良県拠点 | 0742-32-1870 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/b62a.html |
| 和歌山県 | 和歌山県拠点 | 073-436-3831 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/20161212.html |
| 鳥取県 | 鳥取県拠点 | 0857-22-3131 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_1.html |
| 島根県 | 島根県拠点 | 0852-24-7311 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_2.html |
| 岡山県 | 岡山県拠点 | 086-899-8610 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_3.html |
| 広島県 | 広島県拠点 | 082-228-9676 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_4.html |
| 山口県 | 山口県拠点 | 083-922-5412 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_5.html |
| 徳島県 | 徳島県拠点 | 088-622-6131 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_6.html |
| 香川県 | 香川県拠点 | 087-883-6500 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161205.html |
| 愛媛県 | 愛媛県拠点 | 089-932-1177 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_8.html |
| 高知県 | 高知県拠点 | 088-875-7236 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/161211_9.html |
| 福岡県 | 福岡県拠点 | 092-281-8261 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyuu/form/281212-1.html |
| 佐賀県 | 佐賀県拠点 | 0952-23-3131 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyuu/form/281212-2.html |
| 長崎県 | 長崎県拠点 | 095-845-7121 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyuu/form/281212-3.html |
| 熊本県 | 熊本県拠点 | 096-300-6020 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyuu/form/281212.html |
| 大分県 | 大分県拠点 | 097-532-6131 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyuu/form/281212-4.html |
| 宮崎県 | 宮崎県拠点 | 0985-22-5919 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyuu/form/281212-5.html |
| 鹿児島県 | 鹿児島県拠点 | 099-222-5840 | https://www.contactus.maff.go.jp/j/kyusyuu/form/281212-6.html |
| 沖縄県 | 内閣府沖縄総合事務局 農林水産部農政課 | 098-866-1627 | https://www.ogb.go.jp/nousui/mail_form/mail_nousui |